

富山市一般廃棄物処理基本計画

平成19年3月

富 山 市

目 次

第1章 はじめに

1. 1	計画策定の趣旨	1
1. 2	対象地域	2
1. 3	対象廃棄物	2
1. 4	計画の期間	2
1. 5	将来指標（将来人口）	3
1. 6	計画の性格と位置づけ	4
1. 7	計画の構成	5

第2章 富山市の地域概況

2. 1	位置	7
2. 2	人口・世帯数	8
2. 3	産業	12
2. 4	土地利用の状況	14
2. 5	将来計画	15

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1	ごみ処理の現状と課題	19
(1)	ごみ排出量の推移	19
(2)	ごみ処理体制の状況	22
(3)	ごみの減量化・資源化の状況	24
(4)	収集・運搬の状況	26
(5)	処理・処分の状況	28
(6)	ごみの組成／ごみの排出実態調査結果（抜粋）	30
(7)	ごみ処理費用の状況	35
(8)	循環型社会形成に向けての進捗状況（ごみの減量化等の目標指標に対する進捗状況）	36
(9)	課題の整理	43
3. 2	ごみ処理基本計画	44
(1)	基本理念	44
(2)	基本方針	45
(3)	計画目標（数値目標）の設定	46
(4)	基本方針に基づく施策の展開	56

第4章 生活排水処理基本計画

4. 1 生活排水処理の現状と課題	79
(1) 水環境に関する状況	79
(2) 生活排水処理施設の種類	82
(3) 生活排水処理の必要性	84
(4) 生活排水処理の現況	85
(5) し尿・浄化槽汚泥処理の現況	100
(6) 課題の整理	108
4. 2 生活排水処理基本計画	109
(1) 基本理念	109
(2) 基本方針	110
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	111
(4) 生活排水の処理体系	111
(5) 生活排水の処理計画	111
(6) し尿・汚泥の処理計画	120

第1章 はじめに

1.1 計画策定の趣旨

(1) ごみ処理基本計画

産業や経済の発展によって、私たちはものが豊かで便利な社会生活を営むことができるようになりまし
た。その反面、こうした生産活動を支えるために毎日多くの天然資源やエネルギーが消費され、日常生活で
も使い捨てが助長される「大量生産・大量消費」型の社会構造が定着しました。こうした社会構造によって、
ごみ量は年々増加の一途を辿り、ごみ質が多種・多様化する「大量廃棄型」社会が生み出されました。

その結果、私たちの身近な生活圏においてはごみ処理の困難化や処理に伴う費用の増大、最終処分場の
残余容量のひっ迫等のごみ問題が深刻化し、さらに、地球的規模においても天然資源の枯渇への懸念や地
球温暖化等の環境問題がクローズアップされてきています。

現在、このような社会構造から脱却し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に向
けて、社会的・法制度的な動向が大きく変化する過渡期にあります。

富山市（以下、「本市」という。）においても、市民や事業者との協働体制の形成やごみの発生抑制、ごみ
処理のあり方等について、柔軟な対応を要する多くの課題に直面しており、これらの課題に取り組むため
の中長期的な基本方針を示すことが喫緊となっています。

そこで、本計画が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項
の規定に基づき策定する廃棄物行政の最上位計画であることを踏まえ、本計画を市が目指す循環型まちづ
くり「脱埋立都市とやま」の形成に向けての“起点計画”として位置づけるものです。

本計画では、今後10年間で市が目指していく将来像を明らかにするとともに、ごみ処理に係る問題意識
を市民・事業者・行政間で共有し、独自または相互に連携しながら果たしていく役割を具体的に示します。
また、本計画の進捗状況が容易に点検・評価でき、更なる改善が図られるよう、計画目標は可能なかぎり
数値化し、各施策の方向性を明確化する等して、より実効性の高い計画となることを目指します。

(2) 生活排水処理基本計画

工場や事業所からの排水に対する規制が進む一方で、一般家庭から排出される生活雑排水による汚濁
負荷の割合は相対的に上昇しており、生活雑排水に対する取り組みが課題となっています。

市では、昭和37年10月に公共下水道事業を供用開始して以来、処理区域の整備と水洗化の促進を図っ
てきており、平成17年度末の下水道人口普及率は81.4%となりました。また、農業集落排水事業や合併
処理浄化槽設置事業等を含めた施設整備率は92.1%となり、全国平均の80.9%、富山県平均の86.2%を
上回り、順調に施設整備が進められているところです。

この結果、市内河川等の水質は全般的に改善されてきており、引き続きこれらの良好な水質を保持し
ていくことが求められています。そのため、今後も市街地や集落地域、山間部等の整備地域の特性に見
合った施設整備の推進とともに、施設整備完了地域における水洗化の早期接続が重要となっています。

一方、し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、下水道等の集合排水処理施設の整備と水洗化の進捗に伴って減少し続けており、平成8年度から平成17年度までの10年間で概ね半減しました。

本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、平成17年4月の市町村合併以降も旧収集・運搬体制を引き継いでおり、つばき園（市所管）、中部衛生センター（組合所管）、万浄園（組合所管）の3つの施設にそれぞれ搬入され、適正処理しています。しかしながら、処理施設の老朽化が進んでおり、今後は年間処理量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、各処理施設のあり方を検討する時期にきています。

このような状況を踏まえ、本計画では、今後10年間の生活排水処理における基本的な方針を明らかにしていきます。また、生活排水の処理計画においては、下水道等の事業計画等を踏まえ、将来の生活排水の処理形態別人口を予測し、目標年度における施設整備率並びに水洗化・生活雑排水処理率を示すとともに、それが実現したときの水環境改善効果等を示します。そして、し尿・汚泥の処理計画においては、水洗化・生活雑排水処理率に基づいたし尿・浄化槽汚泥量を予測するとともに、今後の収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画の方向づけを行います。

1.2 対象地域

本計画の対象となる地域は、本市全域とします。

1.3 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみ及び生活排水とします。

1.4 計画の期間

計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間とし、平成19年度から平成23年度までを前期、平成24年度から平成28年度までを後期とします。また、計画の目標年度は前期末の平成23年度、後期末の平成28年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけを行います。

なお、本計画は国の指針^{*1}に基づいて概ね5年ごとに改訂する他、社会の動向や法制度の動向等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても、柔軟に見直しを行うものとします。

表1-4-1. 一般廃棄物処理基本計画の目標年度

項目	平成19年度 (2007年度)	…	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	…	平成28年度 (2016年度)
一般廃棄物 処理基本計画	← 前 期 →			← 後 期 →		

※1「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」平成5年3月15日 衛環第83号

第1. ごみ処理基本計画の策定

(省略)

このうち、基本計画は10～15年の長期計画とし、おおむね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切である。

※1「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」平成2年10月8日 衛環第200号

2. 目標年次

(省略)

計画目標年次は、原則として計画策定時より10～15年後とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合等においては、基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

1.5 将来指標(将来人口)

本計画の将来人口は、上位計画である『富山市総合計画』の将来人口※2と整合を図ります。これによると、目標年度における本市の将来人口は、現況から減少に転じることが見込まれています。

表1-5-1. 将来指標 (将来人口)

実 績		将来見込み	
		前期の目標年度	後期の目標年度
平成12年度	平成17年度	平成23年度	平成28年度
420,804 (99.9)	421,156 (100として)	417,744 (99.2)	410,300 (97.4)

注記1) 実績は、各年度10月1日の国勢調査または富山市人口移動調査の値。

注記2) 将来見込みは、総合計画策定基礎調査※2に示された人口から推定したもの。総合計画策定基礎調査の人口推計は5年毎(平成22年度、平成27年度、平成32年度…)の推計値のため、年度間の人口は内挿により求めた。

※2 「富山市将来人口推計報告書 平成17年10月 富山市企画管理部企画調整課」

1.6 計画の性格と位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものです。このため、本計画を本市における廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、発生抑制・再使用・再生利用・適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化する施策等を取りまとめます。

また、策定に際しては、上位計画である「富山市新市建設計画」等と整合を図りつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整にも努めるものとします。

なお、本計画の実施のために必要な施策は、毎年度策定している「一般廃棄物処理実施計画」において定めるものとします。

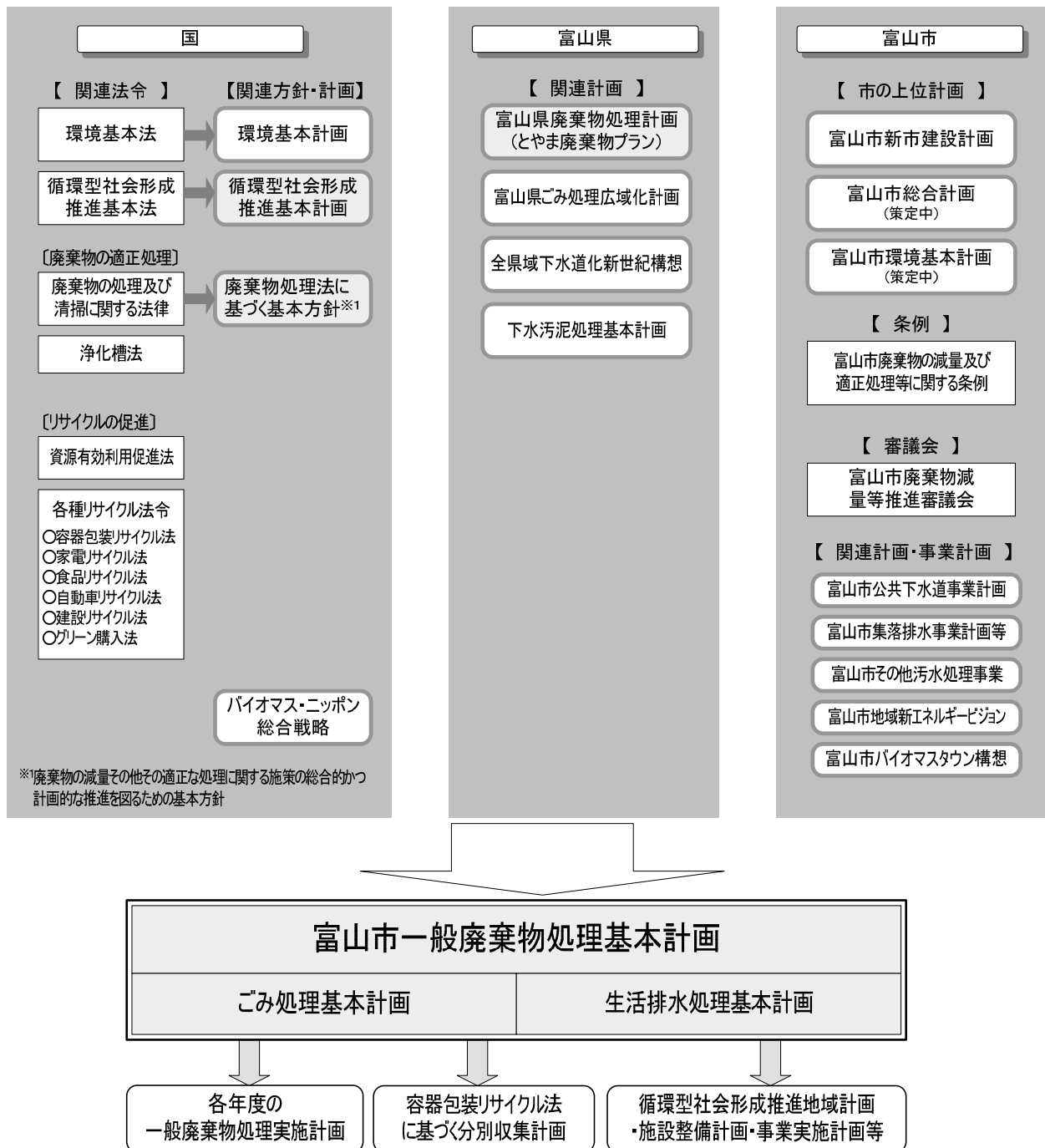


図1-6-1. 本計画の位置づけ

1.7 計画の構成

本計画は地域概況（第2章）、ごみ処理基本計画（第3章）、生活排水処理基本計画（第4章）から構成します。

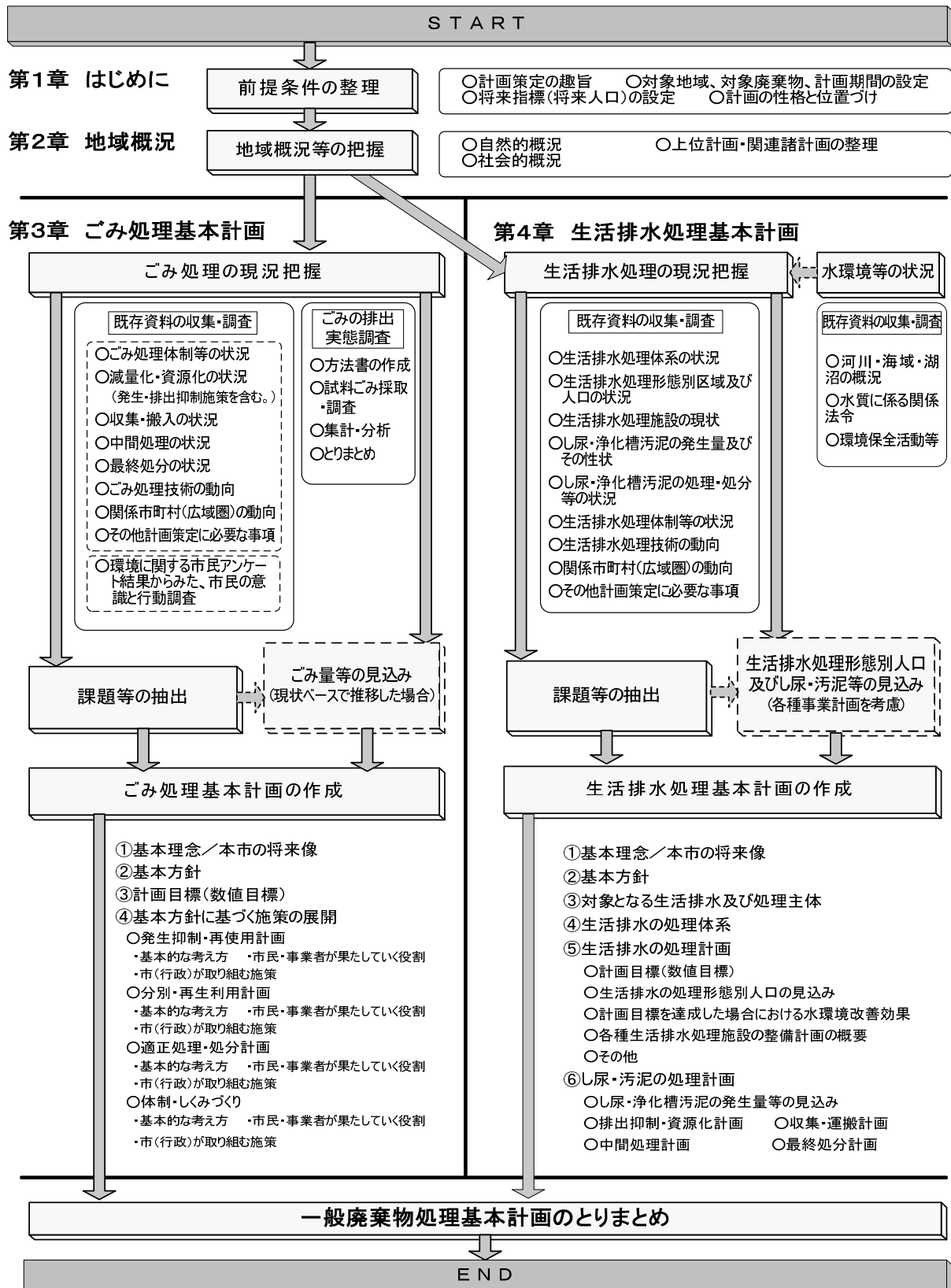


図1-7-1. 本計画の策定内容及びその手順

第2章 富山市の地域概況

2.1 位置

本市は富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、南東は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は呉羽丘陵を越えて射水市・砺波市・南砺市に接し、北は日本海の富山湾に面しています。

市域は東西が60km、南北が43kmの1,241.85km²となり、富山県の約3割を占めます。また、国内においても最大級の面積を有する市となっています。

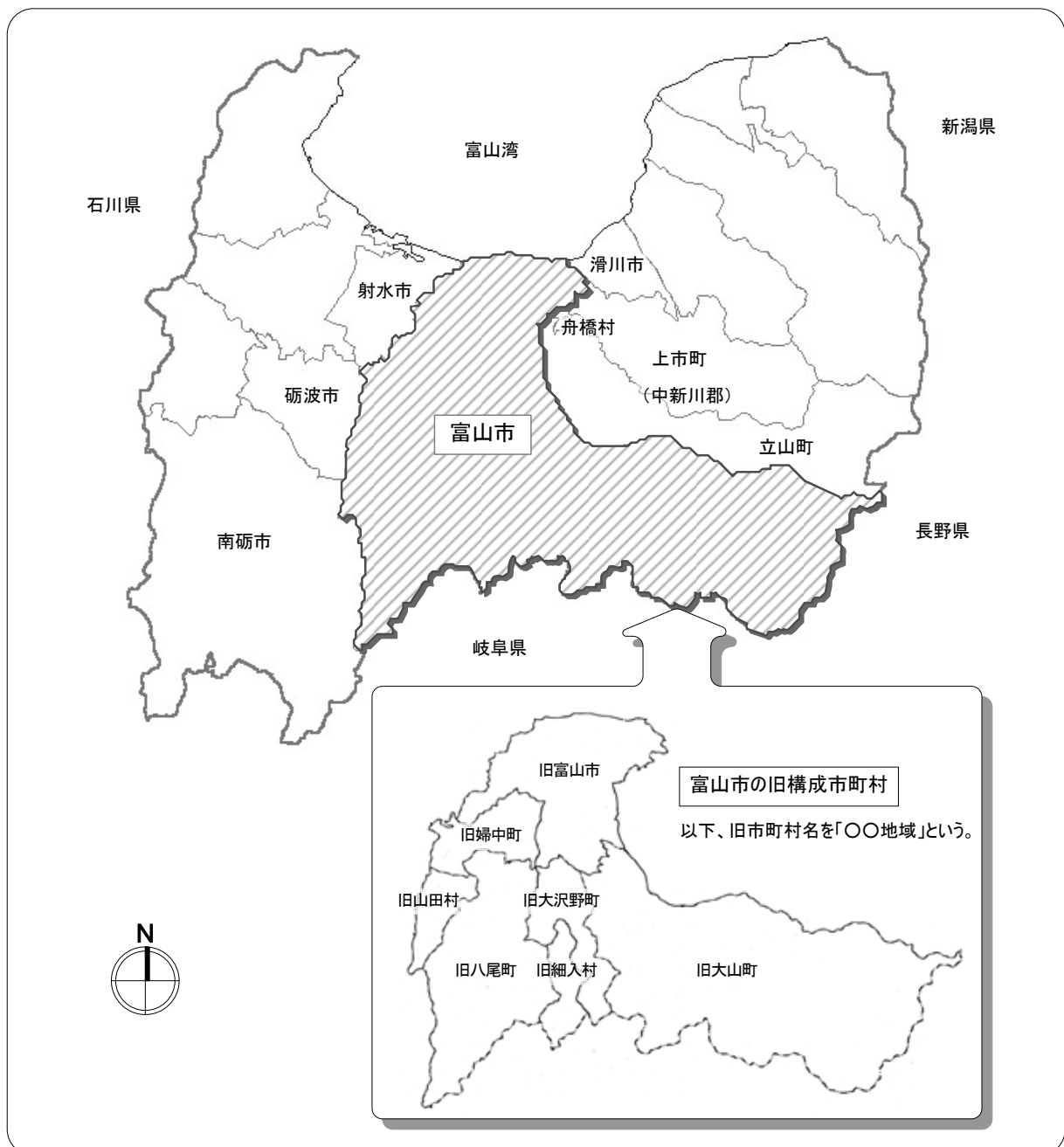


図2-1-1. 位置図

2.2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数・1世帯当たりの人数

平成17年の国勢調査によると、本市の総人口は421,156人となり、富山県人口の38%を占めています。総世帯数は151,729世帯、1世帯当たりの人数は2.78人となっています。

図2-2-1より、30年前（昭和50年）に実施された国勢調査を「100」としたときの各年度の増減指数をみると、本市の人口は富山県よりも指数が高く、全国と同程度の指数を示しています。また、図2-2-2及び図2-2-3より、世帯数は富山県及び全国よりも指数が高く、1世帯当たりの人数では富山県及び全国よりも指数が低いことから、他自治体よりも単独世帯や核家族化が進行していることが伺えます。

一方、地域間でみると、人口及び世帯数の増加傾向が著しい地域は婦中地域であり、減少傾向が著しい地域は細入地域となっています。

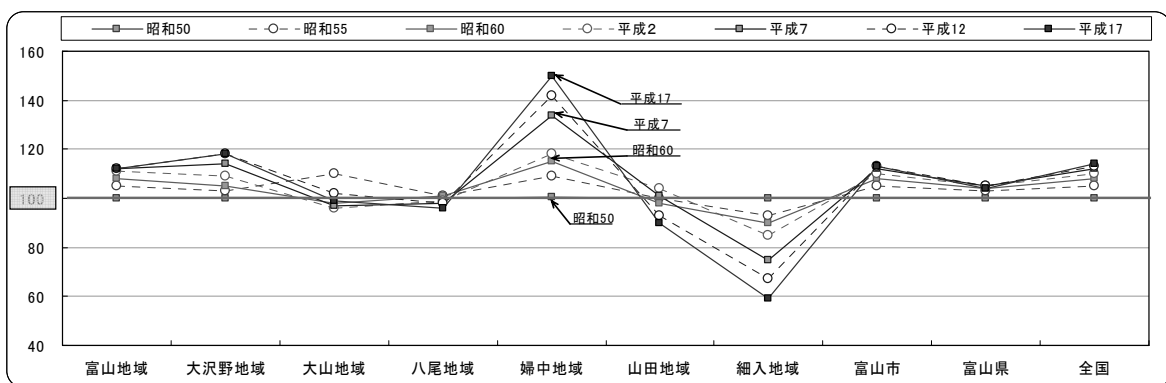


図2-2-1. 昭和50年を「100」としたときの各年度の増減指数の推移 【人口】

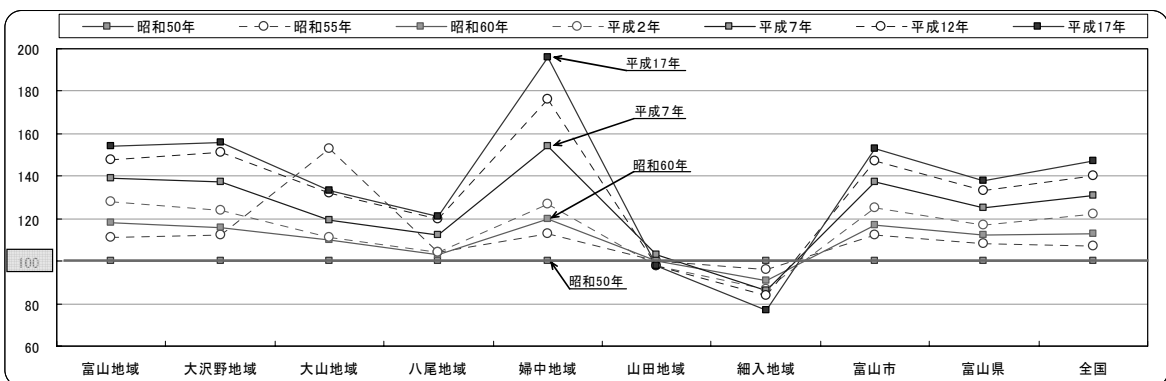


図2-2-2. 昭和50年を「100」としたときの各年度の増減指数の推移 【世帯数】

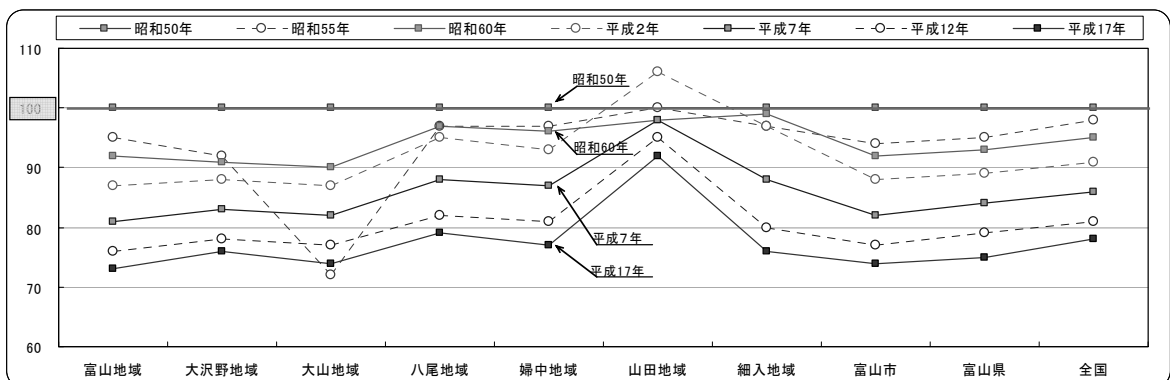


図2-2-3. 昭和50年を「100」としたときの各年度の増減指数の推移 【1世帯当たりの人数】

表2-2-1. 過去30年間の人口、世帯数、1世帯当たりの人数の推移

人 口	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	290,143	19,172	11,469	22,684	24,313	2,184	2,870	372,835	1,070,791	111,939,643
昭和55年	305,055	19,689	12,656	22,829	26,458	2,188	2,679	391,554	1,103,459	117,060,396
昭和60年	314,111	20,180	11,290	22,825	27,952	2,143	2,569	401,070	1,118,369	121,048,923
平成2年	321,254	20,805	11,064	22,440	28,667	2,279	2,433	408,942	1,120,161	123,611,167
平成7年	325,375	21,816	11,147	22,313	32,579	2,200	2,165	417,595	1,123,125	125,570,246
平成12年	325,700	22,642	11,652	22,322	34,528	2,037	1,923	420,804	1,120,851	126,925,843
平成17年	325,265	22,632	11,354	21,810	36,448	1,962	1,685	421,156	1,111,602	127,756,815

世帯数	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	79,691	4,518	2,743	5,362	5,561	470	741	99,086	269,323	33,728,859
昭和55年	88,584	5,078	4,194	5,560	6,267	472	712	110,867	291,388	36,015,026
昭和60年	94,028	5,229	3,014	5,536	6,668	472	672	115,619	300,526	38,133,297
平成2年	101,817	5,610	3,041	5,592	7,043	460	647	124,210	314,602	41,035,777
平成7年	110,771	6,200	3,268	5,995	8,583	484	635	135,936	337,290	44,107,856
平成12年	118,070	6,817	3,633	6,457	9,760	461	623	145,821	357,574	47,062,743
平成17年	122,624	7,042	3,646	6,502	10,887	459	569	151,729	371,732	49,529,232

1世帯人数	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	3.64	4.24	4.18	4.23	4.37	4.65	3.87	3.76	3.98	3.32
昭和55年	3.44	3.88	3.02	4.11	4.22	4.64	3.76	3.53	3.79	3.25
昭和60年	3.34	3.86	3.75	4.12	4.19	4.54	3.82	3.47	3.72	3.17
平成2年	3.16	3.71	3.64	4.01	4.07	4.95	3.76	3.29	3.56	3.01
平成7年	2.94	3.52	3.41	3.72	3.80	4.55	3.41	3.07	3.33	2.85
平成12年	2.76	3.32	3.21	3.46	3.54	4.42	3.09	2.89	3.13	2.70
平成17年	2.65	3.21	3.11	3.35	3.35	4.27	2.96	2.78	2.99	2.58

出典：「第1回富山市統計書 平成17年度版」の国勢調査値（各年10月1日）、総務省統計局ホームページの国勢調査結果の時系列データ他

表2-2-2. 30年前（昭和50年）を「100」としたときの各年度の増減指数

人 口	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和55年	105	103	110	101	109	100	93	105	103	105
昭和60年	108	105	98	101	115	98	90	108	104	108
平成2年	111	109	96	99	118	104	85	110	105	110
平成7年	112	114	97	98	134	101	75	112	105	112
平成12年	112	118	102	98	142	93	67	113	105	113
平成17年	112	118	99	96	150	90	59	113	104	114

世帯数	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和55年	111	112	153	104	113	100	96	112	108	107
昭和60年	118	116	110	103	120	100	91	117	112	113
平成2年	128	124	111	104	127	98	87	125	117	122
平成7年	139	137	119	112	154	103	86	137	125	131
平成12年	148	151	132	120	176	98	84	147	133	140
平成17年	154	156	133	121	196	98	77	153	138	147

1世帯人数	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	富山市	富山県	全国
昭和50年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭和55年	95	92	72	97	97	100	97	94	95	98
昭和60年	92	91	90	97	96	98	99	92	93	95
平成2年	87	88	87	95	93	106	97	88	89	91
平成7年	81	83	82	88	87	98	88	82	84	86
平成12年	76	78	77	82	81	95	80	77	79	81
平成17年	73	76	74	79	77	92	76	74	75	78

(2) 年齢3区分別人口の割合

平成17年の国勢調査によると、本市の年齢3区分別人口割合は、年少人口（15歳未満）が13.7%、生産年齢人口（15～64歳）が64.8%、老年人口（65歳以上）が21.5%となっています。

過去の調査結果と比較すると、年少人口の減少と老年人口の増加が著しいことから、少子・高齢化が着実に進行していることが伺えます。

本市における少子・高齢化の進行状況は、富山県と比較すると緩やかな進行といえますが、全国的にはやや早いペースで進行している状況となっています。

表2-2-3. 過去25年間の年齢3区分別人口割合の推移

人 口	富 山 市			富 山 県			全 国		
	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和55年	23.0%	66.8%	10.3%	22.7%	66.2%	11.2%	23.5%	67.3%	9.1%
昭和60年	21.1%	67.1%	11.8%	20.9%	66.2%	12.8%	21.5%	68.2%	10.3%
平成2年	17.5%	68.3%	13.8%	17.5%	67.3%	15.1%	18.2%	69.5%	12.0%
平成7年	15.3%	68.3%	16.4%	15.1%	66.9%	17.9%	15.9%	69.4%	14.5%
平成12年	14.2%	66.7%	19.0%	14.0%	65.2%	20.8%	14.6%	67.9%	17.3%
平成17年	13.7%	64.8%	21.5%	13.5%	63.3%	23.2%	13.7%	66.2%	20.0%

出典：「第1回富山市統計書 平成17年度版」の国勢調査値（各年10月1日）、総務省統計局ホームページの国勢調査結果の時系列データ他
注記：記載データをそのまま抜粋しているため、合計値が一致しない場合がある。

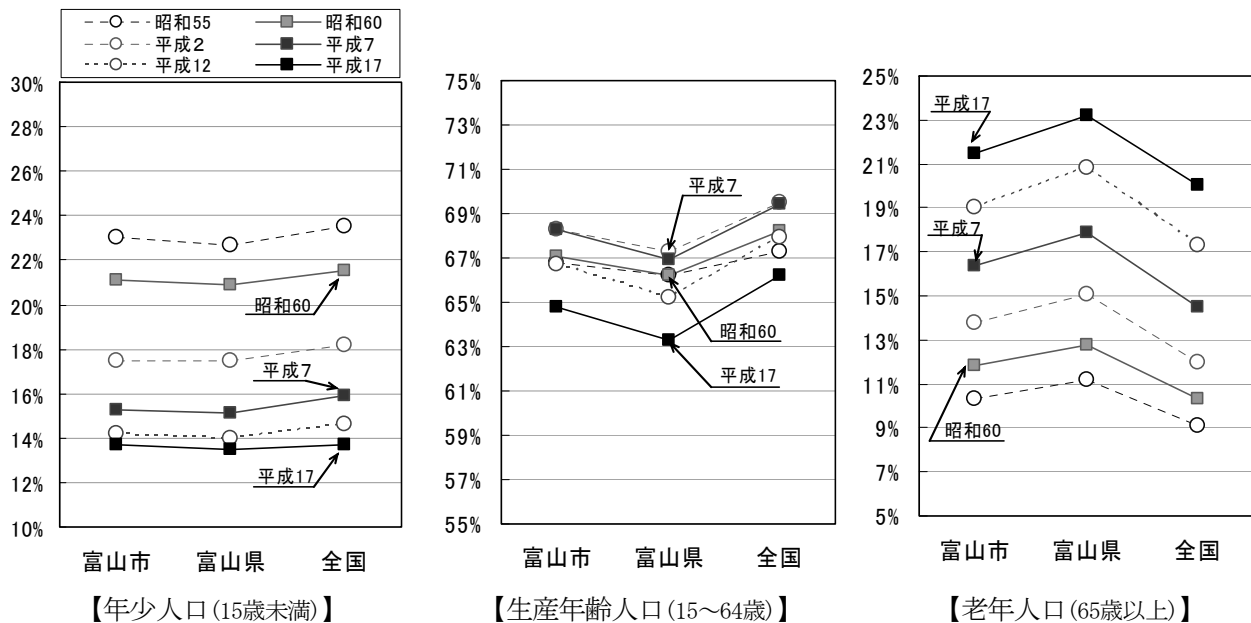


図2-2-4. 過去25年間の年齢3区分別人口割合の推移

(3) 世帯の家族構成の割合

平成12年の国勢調査によると、本市の世帯の家族構成割合は、核家族世帯（夫婦のみの世帯+親子世帯）が54.8%、その他親族世帯20.2%、単独世帯が24.8%、その他が0.3%であり、単独世帯・核家族世帯が全体の8割を占めています。

本市における単独世帯・核家族化の進行状況は、富山県と比較すると進行していますが、全国的にはやや緩やかペースで進行している状況となっています。

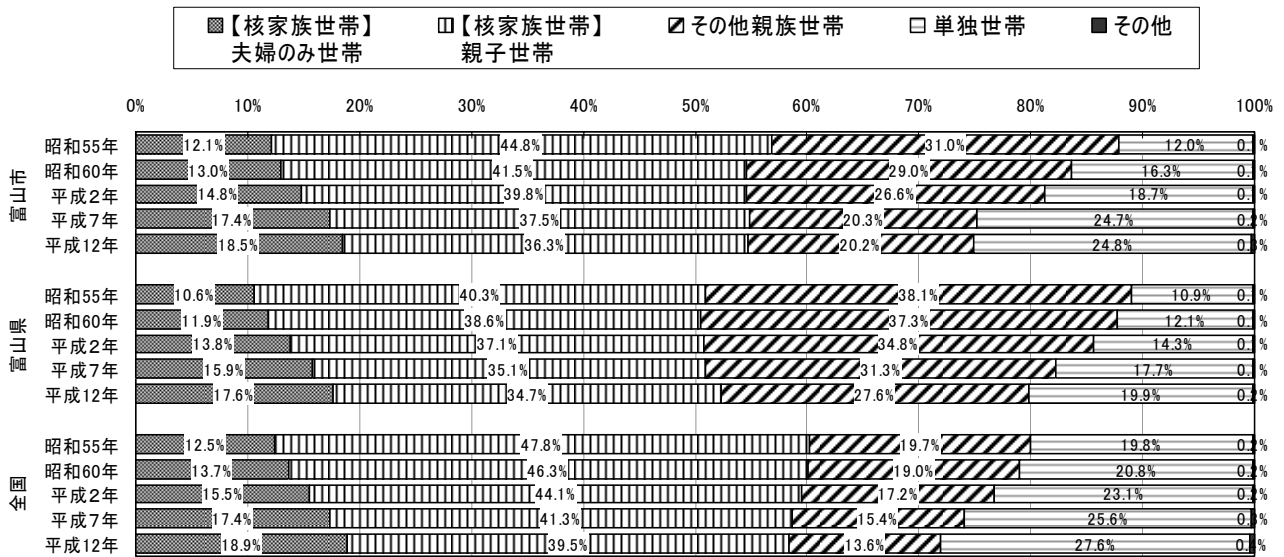


図2-2-5. 過去25年間の世帯の家族構成割合の推移

出典：「昭和55年、昭和60年、平成2年、平成7年、平成12年国勢調査」（各年10月1日）

「第1回富山市統計書 平成17年度版」の国勢調査値（平成12年10月1日）

注記①：平成7年 国勢調査には富山地域以外の地域の詳細なデータが掲載されていないため、富山地域の値とした。

注記②：記載データをそのまま抜粋しているため、合計値が一致しない場合がある。

注記③：世帯の家族類型（16区分）別一般世帯数の値。施設等の世帯数は除かれている。

(4) 人口密度

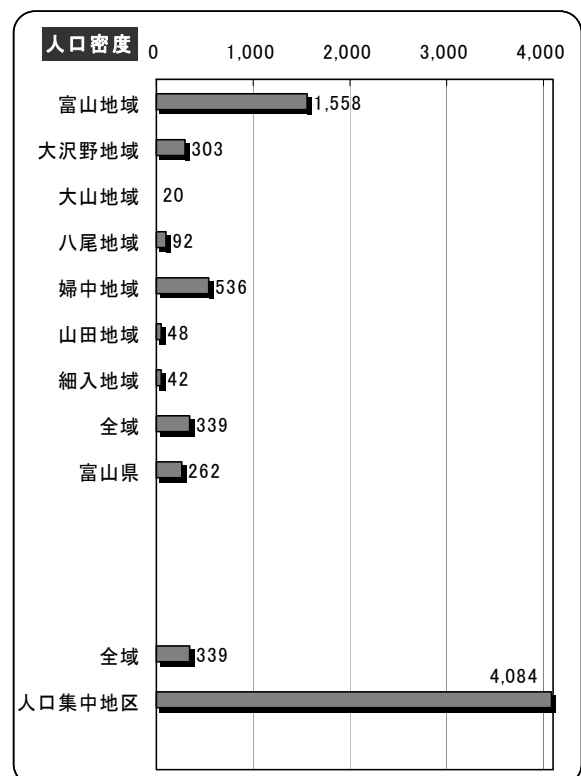
本市の人口密度は339人/㎢、人口集中地区の人口密度は4,084人/㎢となっています。

地域間でみると、人口密度が最も高い富山地域（1,558人/㎢）と最も低い大山地域（20人/㎢）の差は78倍となっており、市街地と山間等の過疎地域における格差が大きいことが伺えます。

表2-2-4. 人口密度

平成17年	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/㎢)
富山地域	325,265	208.81	1,558
大沢野地域	22,632	74.66	303
大山地域	11,354	572.32	20
八尾地域	21,810	236.86	92
婦中地域	36,448	68.04	536
山田地域	1,962	40.92	48
細入地域	1,685	40.24	42
全 域	421,156	1,241.85	339
富山県	1,114,692	4,247.34	262
備 考	平成17年 国勢調査 H17.10.01	平成17年度版 富山市統計書 H17.01.01	人口/面積 (計算値)

平成12年	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/㎢)
全 域	420,804	1,241.85	339
人口集中地区	221,420	54.21	4,084
備 考	平成12年 国勢調査 H12.10.01	平成17年度版 富山市統計書 H12	人口/面積 (計算値)



出典：「第1回 富山市統計書 平成17年度版」

2.3 産業

(1) 産業大分類別事業所数

平成13年事業所・企業統計調査結果によると、本市の事業所数は24,382事業所となっており、富山県内の就業者総数の37.7%を占めています。三大分類別従業者数の構成比では、第一次産業が0.2%、第二次産業が18.5%、第三次産業が81.3%となっており、第三次産業の割合が最も高くなっています。

富山県の構成割合と比較すると、「卸売・小売業、飲食店」や「不動産業」に占める割合がやや高く、「製造業」に占める割合がやや低い状況となっています。

表2-3-1. 産業大分類別事業所数の推移

産業大分類	富山市				富山県
	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成13年
総数	24,845	25,504	25,578	24,382	64,734
第一次産業	61	55	69	60	295
農業	43	42	54	49	295
林業	8	6	7	6	
漁業	10	7	8	5	
第二次産業	4,404	4,716	4,931	4,521	14,526
鉱業	40	31	23	24	95
建設業	2,506	2,660	2,923	2,757	7,792
製造業	1,858	2,025	1,985	1,740	6,639
第三次産業	20,380	20,733	20,578	19,801	49,913
電気・ガス・熱供給・水道業	48	38	43	45	125
運輸・通信業	502	550	571	627	1,671
卸売・小売業、飲食店	12,495	11,983	11,341	10,227	26,115
金融・保険業	430	468	507	521	1,109
不動産業	682	793	843	870	1,476
サービス業	6,034	6,690	7,069	7,315	18,862
公務	189	211	204	196	555

産業大分類	富山市				富山県
	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成13年
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第一次産業	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%
農業	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%
林業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
漁業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
第二次産業	17.8%	18.4%	19.3%	18.5%	22.4%
鉱業	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
建設業	10.1%	10.4%	11.4%	11.3%	12.0%
製造業	7.5%	7.9%	7.8%	7.1%	10.3%
第三次産業	82.0%	81.4%	80.5%	81.3%	77.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
運輸・通信業	2.0%	2.2%	2.2%	2.6%	2.6%
卸売・小売業、飲食店	50.3%	47.2%	44.4%	42.0%	40.3%
金融・保険業	1.7%	1.8%	2.0%	2.1%	1.7%
不動産業	2.7%	3.1%	3.3%	3.6%	2.3%
サービス業	24.3%	26.2%	27.6%	30.0%	29.1%
公務	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%

出典：「第1回 富山市統計書 平成17年度版」各年10月1日現在

(2) 産業大分類別従業者数

平成13年事業所・企業統計調査結果によると、本市の従業者数は241,342人となっており、富山県内の就業者総数の41.7%を占めています。三大分類別従業者数の構成比では、第一次産業が0.2%、第二次産業が28.7%、第三次産業が71.1%となっており、第三次産業の割合が最も高くなっています。

富山県内の構成割合と比較すると、「卸売・小売業、飲食店」や「サービス業」に占める割合が高く、「製造業」に占める割合が低い状況となっています。

また、1事業所当たりの平均人数は10人であり、1事業所当たりの平均人数が最も多い事業所は「電気・ガス・熱供給・水道業」の66人、次いで「公務」の34人、「製造業」の26人となっています。

表2-3-2. 産業大分類別従業者数と構成割合の推移

産業大分類	産業大分類別従業者数				1事業所当たりの平均人数		
	富 山 市				富山県	富山県	
	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成13年	平成13年	
総 数	215,200	233,991	250,031	241,342	578,818	10	9
第 一 次 産 業	568	435	1,006	719	3,708	12	13
農 業	245	277	784	522	3,708	11	13
林 業	111	72	90	94		16	
漁 業	212	86	132	103		21	
第 二 次 産 業	72,500	77,327	77,957	69,330	207,224	15	14
鉱 業	582	385	413	278	892	12	9
建 設 業	23,105	24,227	28,652	24,201	59,945	9	8
製 造 業	48,813	52,715	48,892	44,851	146,387	26	22
第 三 次 産 業	142,132	156,229	171,068	171,293	367,886	9	7
電気・ガス・熱供給・水道業	3,338	2,654	3,186	2,974	4,764	66	38
運 輸 ・ 通 信 業	12,581	12,537	12,198	12,444	29,878	20	18
卸売・小売業、飲食店	61,378	65,144	69,749	65,477	145,512	6	6
金 融 ・ 保 険 業	8,405	8,719	9,075	7,787	14,377	15	13
不 動 産 業	1,868	2,417	2,636	3,044	4,467	3	3
サ ー ビ ス 業	48,018	58,676	67,618	72,877	154,288	10	8
公 務	6,544	6,082	6,606	6,690	14,600	34	26

産業大分類	富 山 市				富山県
	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成13年
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第 一 次 産 業	0.3%	0.1%	0.4%	0.2%	0.6%
農 業	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.6%
林 業	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
漁 業	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	
第 二 次 産 業	33.7%	33.1%	31.3%	28.7%	35.9%
鉱 業	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%
建 設 業	10.7%	10.4%	11.5%	10.0%	10.4%
製 造 業	22.7%	22.5%	19.6%	18.6%	25.3%
第 三 次 産 業	66.0%	66.8%	68.3%	71.1%	63.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	1.6%	1.1%	1.3%	1.2%	0.8%
運 輸 ・ 通 信 業	5.8%	5.4%	4.9%	5.2%	5.2%
卸売・小売業、飲食店	28.5%	27.9%	27.8%	27.1%	25.1%
金 融 ・ 保 険 業	3.9%	3.7%	3.6%	3.2%	2.5%
不 動 産 業	0.9%	1.0%	1.1%	1.3%	0.8%
サ ー ビ ス 業	22.3%	25.1%	27.0%	30.3%	26.6%
公 務	3.0%	2.6%	2.6%	2.8%	2.5%

出典：「第1回 富山市統計書 平成17年度版」各年10月1日現在

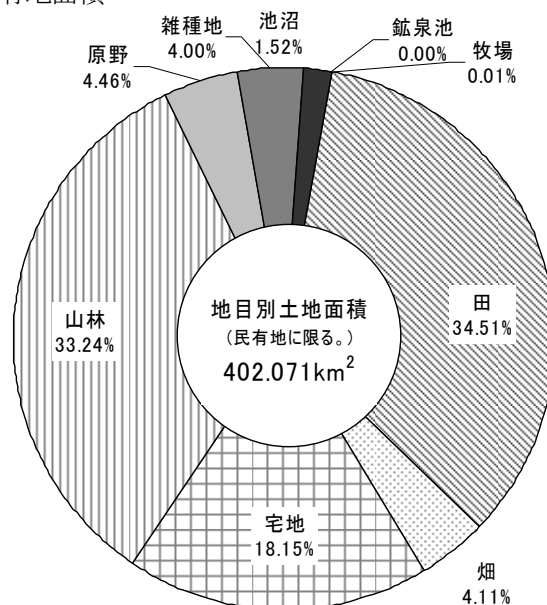
2.4 土地利用の状況

(1) 地目別土地面積(民有地に限る。)

本市の地目別民有地面積のうち、最も多いのは田の34.51%、次いで山林の33.24%が続いています。

表2-4-1. 地目別民有地面積

地目別	面積 (km ²)	構成比率
田	138.7780	34.51%
畑	16.5083	4.11%
宅地	72.9838	18.15%
山林	133.6480	33.24%
原野	17.9323	4.46%
雑種地	16.0967	4.00%
池沼	6.1031	1.52%
鉱泉池	0.0001	0.00%
牧場	0.0213	0.01%
計	402.0716	100.01%



出典：「第1回富山市統計書 平成17年度版」

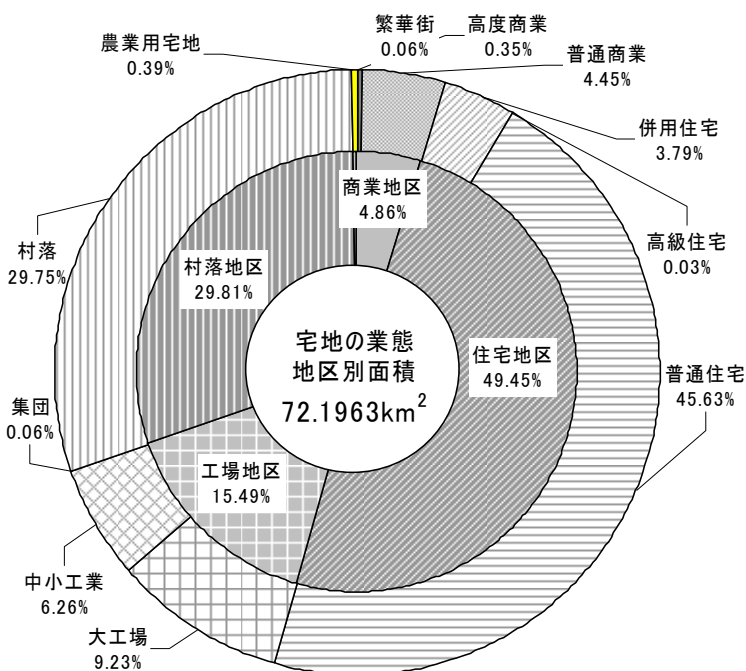
注記：固定資産税課税の土地課税台帳に登録された課税対象の土地であり、法定免税点未満の民有地を含む。

(2) 宅地の業態地区別面積

本市の宅地の業態地区別面積のうち、最も多いのは普通住宅地区の45.63%、次いで村落地区の29.75%が続いています。

表2-4-2. 宅地の業態地区別面積

業態地区別	面積 (km ²)	構成比率	
商業地区	繁華街	0.0419	0.06%
	高度商業地区	0.2500	0.35%
	普通商業地区	3.2137	4.45%
	小計	3.5056	4.86%
住宅地区	併用住宅地区	2.7352	3.79%
	高級住宅地区	0.0229	0.03%
	普通住宅地区	32.9474	45.63%
	小計	35.7055	49.45%
工場地区	大工場地区	6.6672	9.23%
	中小工業地区	4.5181	6.26%
	小計	11.1853	15.49%
村落地区	集団地区	0.0434	0.06%
	村落地区	21.4753	29.75%
	小計	21.5187	29.81%
農業用施設用に供する宅地	0.2812	0.39%	
計	72.1963	100.00%	



出典：「第1回富山市統計書 平成17年度版」

注記：民有宅地のうち、法定免税点以上のものである。

2.5 将来計画

(1) 富山市新市建設計画

① 体系図

富山市新市建設計画の体系図（新市まちづくりの基本方針等）を図2-5-1に示します。



図2-5-1. 新市建設計画の体系図（新市まちづくりの基本方針等）

② 本計画に関連する主要施策（抜粋）

前頁で示した「新市まちづくりの基本方針」に基づく主要施策のうち、本計画に関連する主要施策の内容を抜粋したものを表2-5-1に示します。

表2-5-1. 本計画に関連する主要施策の内容

基本方針	主要施策	主 な 内 容	主要事業
暮らしを支える都市・生活基盤が充実したまちづくり 【生活環境の向上】	住宅・住環境等の整備	<p>快適な生活環境の確保と定住化の促進を図るため、市営住宅や宅地の整備を図るとともに、良質な民間住宅・宅地の供給の支援及び若者世帯の住宅取得支援を行っていきます。</p> <p>また、快適で住みよい環境づくりをめざし、近隣公園や地区公園の整備、墓地や斎場の整備により良好な住環境、生活環境の整備を推進します。</p> <p>さらに、<u>上・下水道の整備を推進するとともに、農業集落排水施設や合併処理浄化槽施設の整備を進めていきます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道整備事業 ○汚水処理施設整備事業
豊かな自然を保全・活用するまちづくり 【自然との共生】	循環型社会の構築	<p>① 循環型まちづくりの基盤整備 循環型まちづくりを進めるための仕組みづくりや、資源循環型リサイクル関係施設の立地誘導、地元企業や高等教育機関・研究機関の有する技術・ノウハウの活用など、環境産業育成・整備に努めます。</p> <p>② 廃棄物の減量とリサイクル 廃棄物の発生・排出抑制、ごみの分別の徹底と再利用資源化のシステムづくりによる廃棄物の資源化、再生品の利用や不用品の活用などによる再生資源の利用促進を図ります。</p> <p>③ 廃棄物の適正管理 ごみの収集・運搬体制の整備、広域処理体制の推進、事業者への廃棄物の適正処理の指導・監督の強化、多量排出事業者への指導強化により廃棄物の適正管理を徹底します。</p> <p>④ エネルギー対策の推進 二酸化炭素の排出削減、太陽光発電システムの普及、小水力発電の活用、省エネルギー・未利用エネルギー活用の調査・検討など地球温暖化対策の推進を図ります。</p> <p>⑤ 地球環境問題への対応 酸性雨調査等の環境保全施策を推進し、家庭・地域・事業所などへの環境教育・学習機会の充実などを図り、環境への負荷の少ない持続可能な環境保全活動の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○エコタウン推進事業 ○生ごみ堆肥化施設整備事業 ○事業系ごみ資源化推進事業 ○ごみ分別回収推進事業 ○塵芥収集施設整備事業 ○廃棄物処分場跡地整備事業 ○自然エネルギー利活用推進事業 ○ISO14001推進事業

(2) 将来人口フレームの設定

本計画における将来人口フレームは、上位計画である総合計画※¹に基づくものとし、国勢調査の人口を用いるものとします。調査方法及び予測結果の概要は、表2-5-2に示すとおりです。

※¹総合計画の将来人口フレームは、「富山市将来人口推計報告書 平成17年10月 富山市企画管理部企画調整課」に示されていることから、ここではその内容を抜粋した。

表2-5-2. 「富山市将来人口推計報告書」に示される調査方法及び予測結果の概要

項目	内 容																																																																																																																																														
調査方法	対象期間は平成17年(2005年)～平成52年(2040年)とし、5年間毎の推計結果を求めた。																																																																																																																																														
	項目	内 容																																																																																																																																													
	①総人口	○コーホート要因法により予測を行った。なお、予測は旧市町村毎に行い、合計して富山市の将来人口とした。 ○前提となる条件は以下のとおり。 基準年次 : 平成12年(2000年)国勢調査 出生率 : 平成17年(2005年)～平成42年(2030年)については社会保障・人口問題研究所中位推計値、平成42年(2030年)～平成52年(2040年)については上記より推計 出生男女比 : 社会保障・人口問題研究所推計値(富山県値) 生残率 : 社会保障・人口問題研究所推計値(富山県値) 純移動率 : 平成12年(2000年)10月～平成16年(2004年)9月の純移動率(富山市)																																																																																																																																													
	②年齢別人口	「①総人口」の5歳階級別予測値を集計し、年齢3区分別将来人口を予測する。																																																																																																																																													
	③世帯数	○旧市町村別の人口の見直しに対して、男女別・年齢別に世帯主率を乗じることで世帯を求める。 ○世帯主率は、社会保障・人口問題研究所の富山県値(平成12年3月推計)を採用する。なお、平成32年(2020年)までの予測値しか公表されていないため、それ以降は変化しないとして推計する。																																																																																																																																													
	④産業分類別人口	○就業人口(合計値)は、平成12年(2000年)の性別年齢別人口に対する性別年齢別就業者数の割合を算出し、これを将来の性別5歳階級別人口に対して乗じて求める。 ○産業別就業人口は、産業別就業者の割合を最小二乗法で求め、就業人口に乗じて求める。																																																																																																																																													
予測結果の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="5">推 計 値</th> </tr> <tr> <th>実績値 平成12 (2000年)</th> <th>平成17 (2005年)</th> <th>平成22 (2010年)</th> <th>平成27 (2015年)</th> <th>平成32 (2020年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口(国勢調査)計</td> <td>人</td> <td>420,804</td> <td>421,950</td> <td>419,090</td> <td>412,360</td> <td>402,060</td> </tr> <tr> <td>富山地域</td> <td>人</td> <td>325,700</td> <td>326,040</td> <td>323,110</td> <td>317,130</td> <td>308,440</td> </tr> <tr> <td>大沢野地域</td> <td>人</td> <td>22,642</td> <td>22,880</td> <td>22,880</td> <td>22,670</td> <td>22,192</td> </tr> <tr> <td>大山地域</td> <td>人</td> <td>11,652</td> <td>11,910</td> <td>12,080</td> <td>12,170</td> <td>12,030</td> </tr> <tr> <td>八尾地域</td> <td>人</td> <td>22,322</td> <td>22,130</td> <td>21,760</td> <td>21,170</td> <td>20,380</td> </tr> <tr> <td>婦中地域</td> <td>人</td> <td>34,528</td> <td>35,150</td> <td>35,550</td> <td>35,690</td> <td>35,660</td> </tr> <tr> <td>山田地域</td> <td>人</td> <td>2,037</td> <td>1,980</td> <td>1,940</td> <td>1,870</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>細入地域</td> <td>人</td> <td>1,923</td> <td>1,860</td> <td>1,770</td> <td>1,660</td> <td>1,558</td> </tr> <tr> <td>年齢別人口</td> <td>0歳～14歳</td> <td>人</td> <td>59,582</td> <td>57,530</td> <td>54,870</td> <td>50,110</td> <td>45,150</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15歳～64歳</td> <td>人</td> <td>281,059</td> <td>274,170</td> <td>262,420</td> <td>245,330</td> <td>234,760</td> </tr> <tr> <td></td> <td>65歳以上</td> <td>人</td> <td>80,163</td> <td>90,250</td> <td>101,800</td> <td>116,920</td> <td>122,150</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>世帯</td> <td>145,821</td> <td>150,950</td> <td>154,500</td> <td>155,800</td> <td>155,310</td> </tr> <tr> <td>世帯人員</td> <td>人</td> <td>2.89</td> <td>2.80</td> <td>2.71</td> <td>2.65</td> <td>2.59</td> </tr> <tr> <td>就業人口</td> <td>人</td> <td>220,143</td> <td>216,990</td> <td>210,020</td> <td>202,300</td> <td>195,160</td> </tr> <tr> <td>産業別就業人口</td> <td>第1次産業</td> <td>人</td> <td>6,248</td> <td>4,920</td> <td>3,640</td> <td>2,680</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2次産業</td> <td>人</td> <td>72,981</td> <td>74,250</td> <td>71,970</td> <td>69,420</td> <td>67,020</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3次産業</td> <td>人</td> <td>139,852</td> <td>137,820</td> <td>134,410</td> <td>130,200</td> <td>126,140</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記) 実績の就業人口には「その他」を含んでいるため、「第1次産業」～「第3次産業」の合計値と一致しない。</p>						項目	単位	推 計 値					実績値 平成12 (2000年)	平成17 (2005年)	平成22 (2010年)	平成27 (2015年)	平成32 (2020年)	総人口(国勢調査)計	人	420,804	421,950	419,090	412,360	402,060	富山地域	人	325,700	326,040	323,110	317,130	308,440	大沢野地域	人	22,642	22,880	22,880	22,670	22,192	大山地域	人	11,652	11,910	12,080	12,170	12,030	八尾地域	人	22,322	22,130	21,760	21,170	20,380	婦中地域	人	34,528	35,150	35,550	35,690	35,660	山田地域	人	2,037	1,980	1,940	1,870	1,800	細入地域	人	1,923	1,860	1,770	1,660	1,558	年齢別人口	0歳～14歳	人	59,582	57,530	54,870	50,110	45,150		15歳～64歳	人	281,059	274,170	262,420	245,330	234,760		65歳以上	人	80,163	90,250	101,800	116,920	122,150	世帯数	世帯	145,821	150,950	154,500	155,800	155,310	世帯人員	人	2.89	2.80	2.71	2.65	2.59	就業人口	人	220,143	216,990	210,020	202,300	195,160	産業別就業人口	第1次産業	人	6,248	4,920	3,640	2,680	2,000		第2次産業	人	72,981	74,250	71,970	69,420	67,020		第3次産業	人	139,852	137,820	134,410	130,200	126,140
項目	単位	推 計 値																																																																																																																																													
		実績値 平成12 (2000年)	平成17 (2005年)	平成22 (2010年)	平成27 (2015年)	平成32 (2020年)																																																																																																																																									
総人口(国勢調査)計	人	420,804	421,950	419,090	412,360	402,060																																																																																																																																									
富山地域	人	325,700	326,040	323,110	317,130	308,440																																																																																																																																									
大沢野地域	人	22,642	22,880	22,880	22,670	22,192																																																																																																																																									
大山地域	人	11,652	11,910	12,080	12,170	12,030																																																																																																																																									
八尾地域	人	22,322	22,130	21,760	21,170	20,380																																																																																																																																									
婦中地域	人	34,528	35,150	35,550	35,690	35,660																																																																																																																																									
山田地域	人	2,037	1,980	1,940	1,870	1,800																																																																																																																																									
細入地域	人	1,923	1,860	1,770	1,660	1,558																																																																																																																																									
年齢別人口	0歳～14歳	人	59,582	57,530	54,870	50,110	45,150																																																																																																																																								
	15歳～64歳	人	281,059	274,170	262,420	245,330	234,760																																																																																																																																								
	65歳以上	人	80,163	90,250	101,800	116,920	122,150																																																																																																																																								
世帯数	世帯	145,821	150,950	154,500	155,800	155,310																																																																																																																																									
世帯人員	人	2.89	2.80	2.71	2.65	2.59																																																																																																																																									
就業人口	人	220,143	216,990	210,020	202,300	195,160																																																																																																																																									
産業別就業人口	第1次産業	人	6,248	4,920	3,640	2,680	2,000																																																																																																																																								
	第2次産業	人	72,981	74,250	71,970	69,420	67,020																																																																																																																																								
	第3次産業	人	139,852	137,820	134,410	130,200	126,140																																																																																																																																								

注記) 本計画の計画期間(平成19年度～平成28年度)における各年度の人口見直しは、上記の推計値をもとに、年度間の人口を内挿することにより求めた。

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状と課題

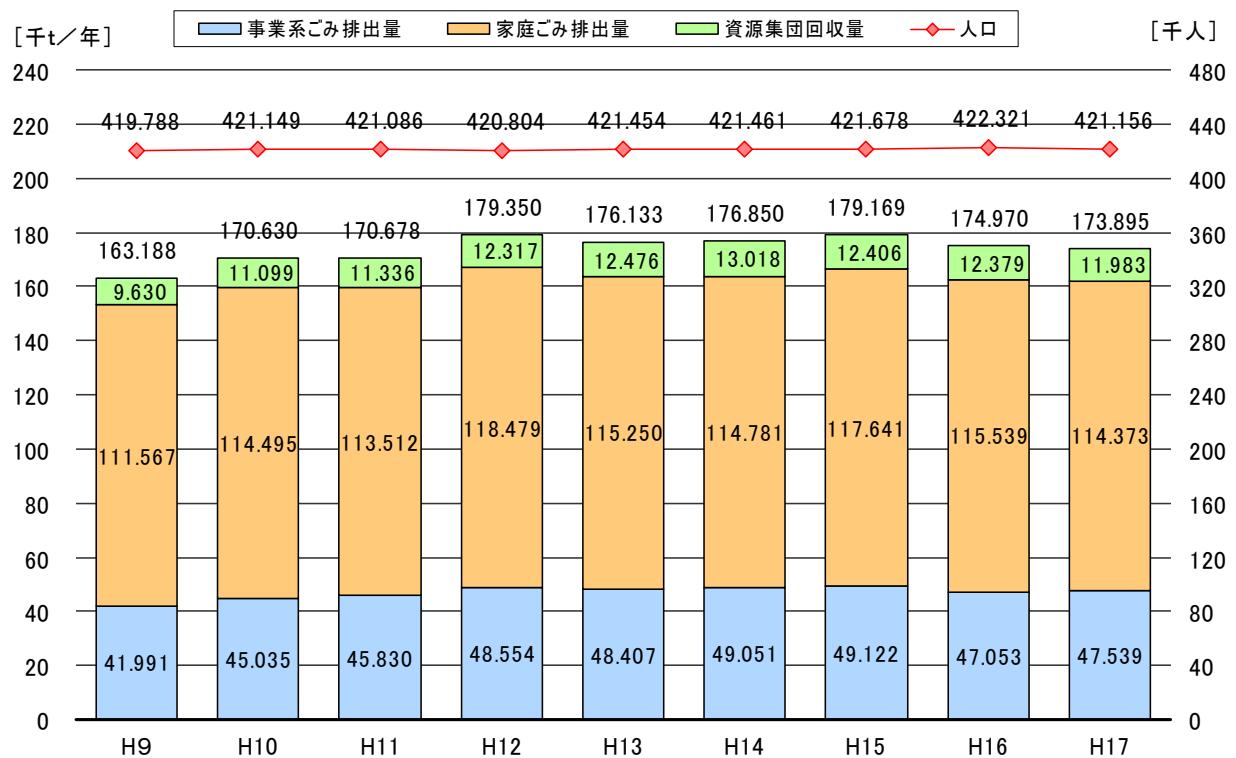
(1) ごみ排出量の推移

① 一般廃棄物の年間排出量(=家庭ごみ排出量+事業系ごみ排出量+資源集団回収量)の推移

本市の行政区域内人口は、概ね横ばいで推移しています。

一般廃棄物の年間排出量は、平成12年度まで増加傾向にあり、平成9年度から平成12年度までの3年間で約1割増加しました。平成13年度に一旦減少後も再び増加傾向にありましたが、平成16年度以降は減少に転じています。その内訳を構成割合でみると、資源集団回収量、家庭ごみ排出量、事業系ごみ排出量の割合が年度間で殆ど変動しておらず、概ね同程度で推移しています。

平成17年度における一般廃棄物の年間排出量は173,895 t となっています。その内訳は、資源集団回収量が11,983 t (構成比7%)、家庭ごみ排出量が114,373 t (同比66%)、事業系ごみ排出量が47,539 t (構成比27%) となっています。



一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

項目	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
資源集団回収量	6%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%
家庭ごみ排出量	68%	67%	67%	66%	65%	65%	66%	66%	66%
事業系ごみ排出量	26%	26%	27%	27%	28%	28%	27%	27%	27%

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の排出量の推移 (年間量)

② 1人1日平均排出量

ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の排出量は、平成12年度まで増加しつづけ、平成13年度に一旦減少した後も再び増加傾向にありましたが、平成16年度以降は減少傾向にあります。

平成17年度における一般廃棄物の排出量は1,131.2g/人・日となっています。

イ. 家庭ごみ排出量

家庭ごみ排出量は、平成12年度をピークとして増加傾向にありましたが、平成13年度に減少した以降は、増減しながらおおむね横ばいのまま推移しています。

平成17年度における家庭ごみ排出量は744.0g/人・日となっています。

ウ. 事業系ごみ排出量

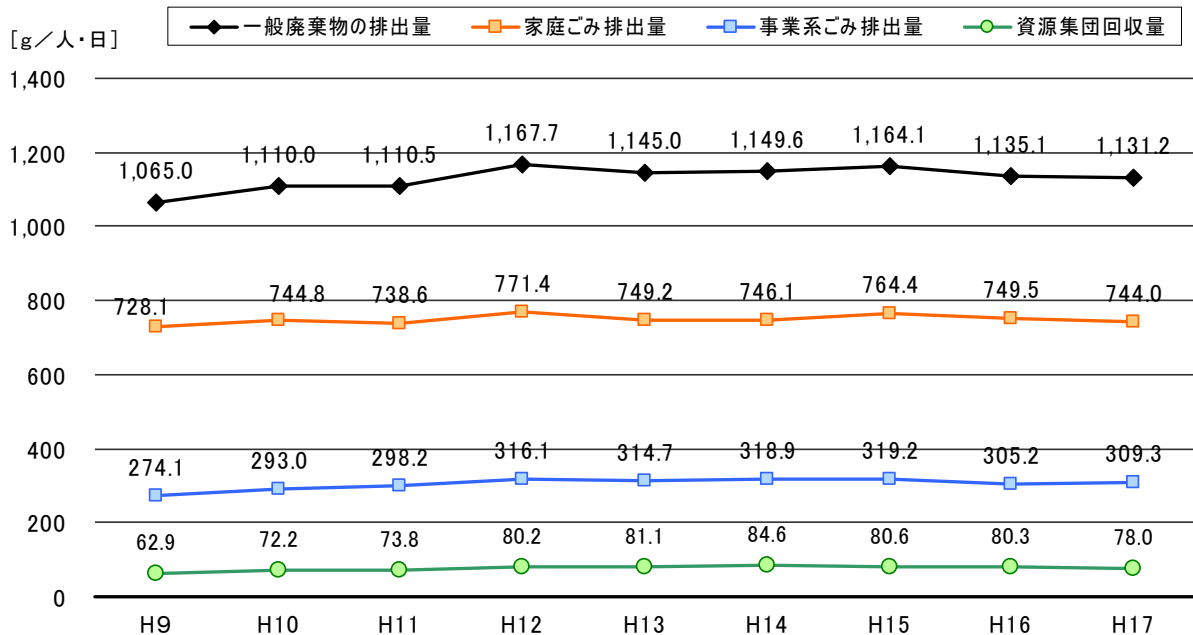
事業系ごみ排出量は、平成15年度をピークとして増加傾向にありましたが、平成16年度に一旦減少し、平成17年度に再び微増しています。

平成17年度における事業系ごみ排出量は309.3g/人・日となっています。

エ. 資源集団回収量

資源集団回収量は、平成14年度まで増加傾向にありましたが、平成14年度以降は減少しています。

平成17年度における集団回収量は78.0g/人・日となっています。



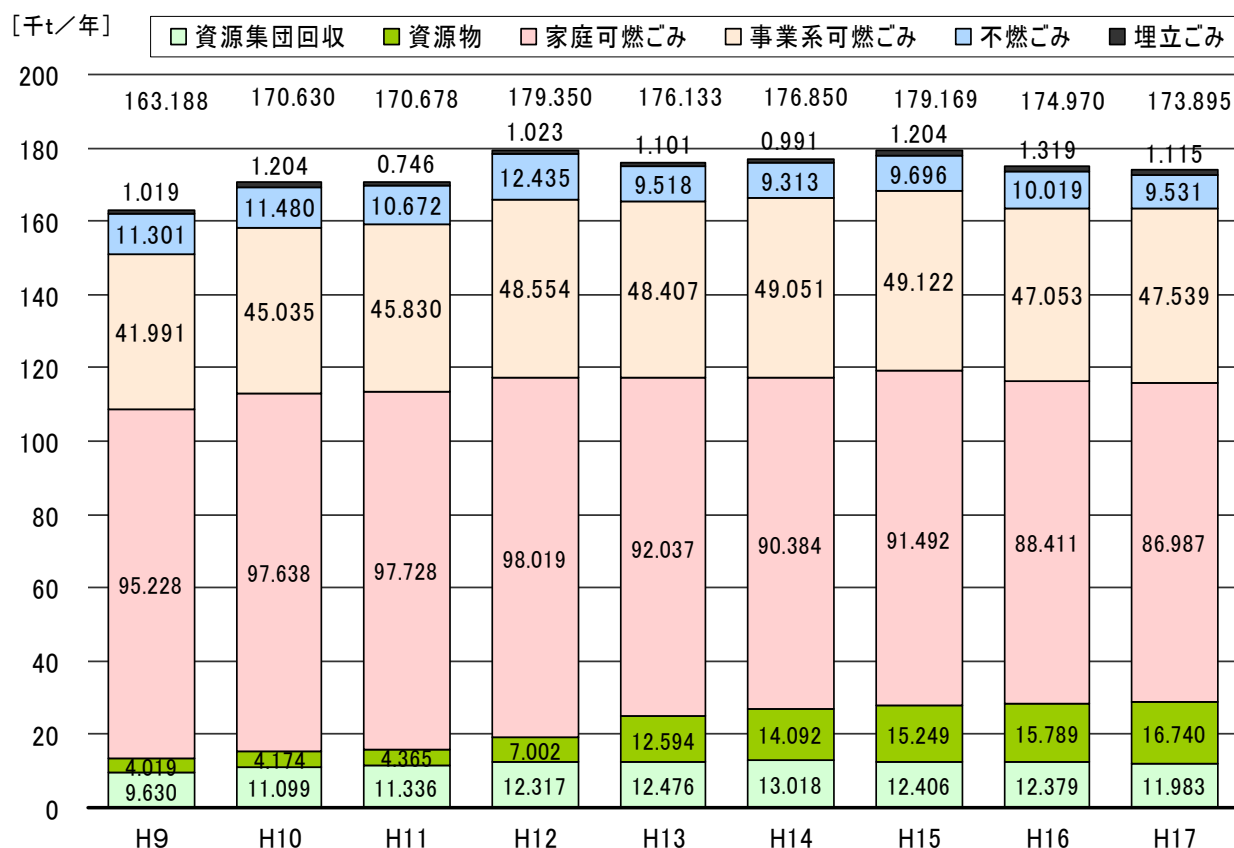
注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-2. 1人1日平均排出量の推移

③ ごみ・資源物の内訳

ごみ・資源物の内訳を構成割合で見ると、資源物の割合が増加傾向にある一方、家庭可燃ごみの割合は減少傾向にあります。また、資源集団回収や事業系可燃ごみ、不燃ごみ、埋立ごみの割合には殆ど変化が見られず、おおむね横ばいに推移しています。

平成17年度におけるごみ・資源物の内訳（構成割合）は、資源集団回収が7%、資源物が10%、家庭可燃ごみが50%、事業系可燃ごみが27%、不燃ごみが6%、埋立ごみが1%となっています。



ごみ・資源物の内訳【構成割合】

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
資源集団回収	6%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%
資源物	3%	2%	3%	4%	7%	8%	9%	9%	10%
家庭可燃ごみ	58%	57%	57%	55%	52%	51%	51%	51%	50%
事業系可燃ごみ	26%	26%	27%	27%	28%	28%	27%	27%	27%
不燃ごみ	7%	7%	6%	7%	5%	5%	5%	6%	6%
埋立ごみ	1%	1%	0%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

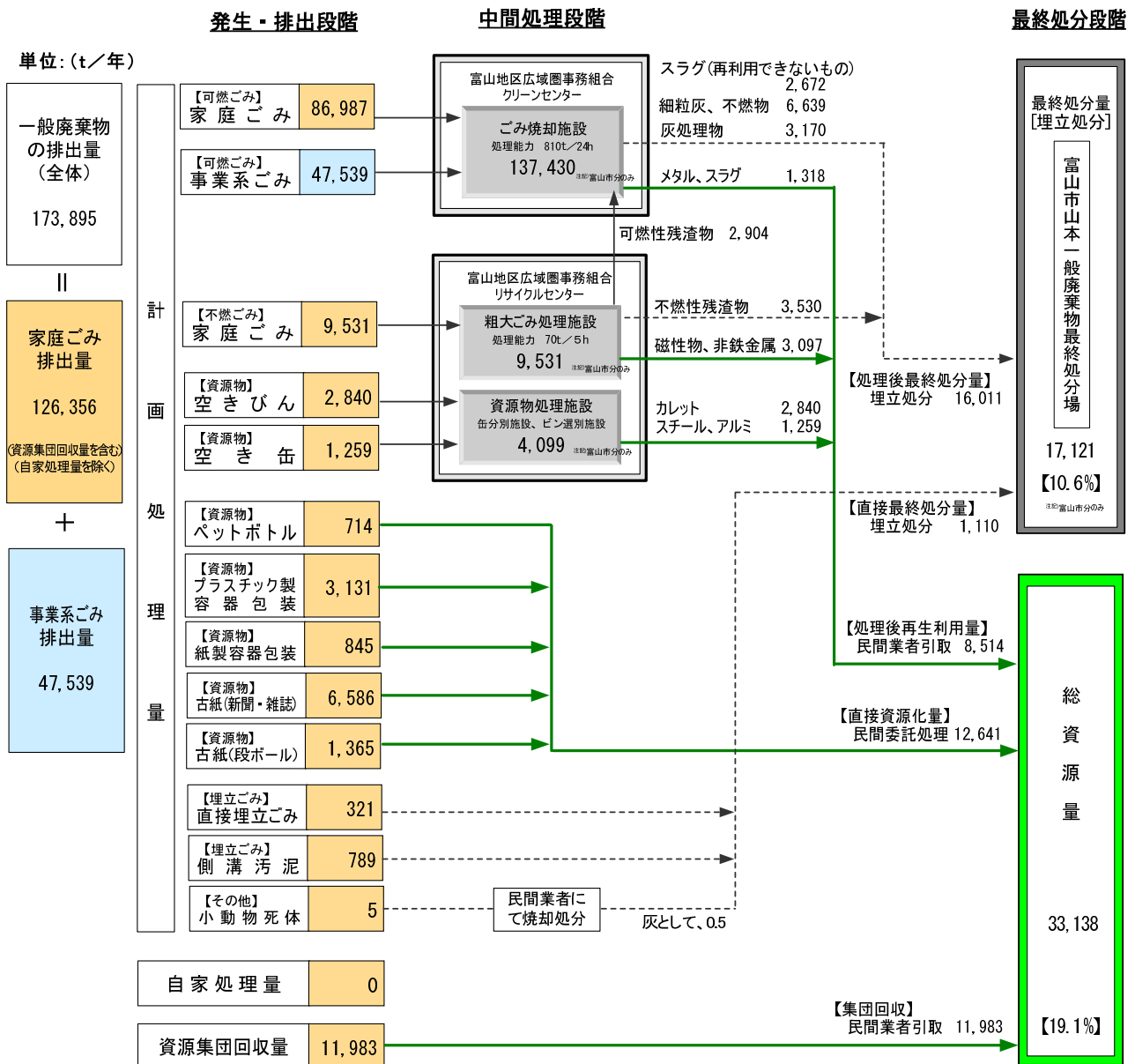
図3-1-3. ごみ・資源物の内訳推移（年間量）

(2) ごみ処理体制の状況

市では、一般家庭から排出されるごみは、資源物（古紙、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ペットボトル（一部地域のみ）、空き缶、空きびん）、可燃ごみ、不燃ごみ（粗大ごみを含む）の3種8分別を基本として収集・処理を行っています。

また、会社や商店等の事業活動に伴って排出される事業系ごみは、全て事業者の処理責任としています。このため、行政所管の中間処理施設に搬入する際には、有料による自己搬入または収集運搬許可業者による搬入を認めています。

排出された資源物は「富山地区広域圏リサイクルセンター」で選別処理するか、民間委託による処理を行っています。可燃ごみは「富山地区広域圏クリーンセンター」で焼却処理し、不燃ごみは「富山地区広域圏リサイクルセンター」で破碎・選別処理しています。また、それぞれの施設から排出された処理残渣物は、「富山市山本一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。



注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。
上記実績は、全て富山市分のみ

最終処分率=最終処分量/計画処理量
総資源化率(再生利用率)=総資源化量/一般廃棄物の排出量

図3-1-4. ごみの流れ (平成17年度)

注記) 一般廃棄物の排出量=資源集団回収量+ごみ排出量 (家庭ごみ排出量+事業系ごみ排出量)

(3) ごみの減量化・資源化の状況

表3-1-2. ごみの減量化・資源化の状況

[平成17年度]

項目	取 り 組 み 内 容
ごみ減量化 普及推進事業	<p>①出前講座等による住民説明会や地域研修会・イベント等の開催による啓発</p> <p>②「広報とやま」等による分別排出や資源集団回収の周知</p> <p>③啓発用タウン誌「みどりさん」にごみ減量化・資源化や環境問題に関する情報掲載</p> <p>④「家庭ごみの分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出、適正排出の啓発</p> <p>⑤「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知</p> <p>⑥「違反ごみステッカー」等による収集現場での適正排出の啓発</p> <p>⑦小学3・4年生を対象とした社会科副読本「美しい富山」の配布</p>
資源集団回収 推進事業	<p>①回収品目：新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、布類、アルミ缶、スチール缶（7品目）</p> <p>②協力団体または実施団体への報償金：4円/kg</p> <p>③回収業者への報償金：0.5円/kg（雑誌）、15.0円/kg（布類）</p> <p>④平成17年度実績：回収量11,983 t、報償金額47,934千円</p>
事業系一般廃棄物減 量化・資源化推進事業	<p>①対象事業所に対し、「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出の義務づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所：特定建築物（3,000㎡以上の事業所）、大規模小売店舗、その他事業所のうち、OA用紙等が多量に排出すると想定される金融、証券、保険会社等 ・対象事業所数（平成17年度提出実績） 300事業所 <p>②事業所に対する減量マニュアルの配布や研修会等の開催</p> <p>③事業系一般廃棄物の減量化を図るための啓発、指導及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物の排出実態の巡回指導や適正処理と再利用の啓発 ・企業団地・商店街の団体が行う古紙回収活動への支援として、分別回収ストックヤードの設置等に対する補助（補助率1/2、限度額250,000円） <p>④使用済みハガキのリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁及び各総合行政センターに専用回収ボックスを設置 ・平成17年度実績：回収量147.2kg
空 き 缶 分 別 回 収 事 業	<p>①回収方法：空き缶集積場に専用回収袋を配布、収集回収は月2回実施</p> <p>②平成17年度実績：回収量1,259 t</p>
空 き び ん 分 別 回 収 事 業	<p>①回収方法：空きびん集積場に色別容器（無色透明、茶、その他の3色分別）を配布、収集回収は月2回実施</p> <p>②平成17年度実績：回収量2,840 t</p>
ペ ッ ト ボ ト ル 分 別 回 収 事 業	<p>①回収方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーやコンビニ等の回収協力店に回収専用ボックスを設置し、回収（富山地域、大山地域、婦中地域） ・地域内に設置されたリサイクルステーションでの回収（大山地域） ・地域のペットボトル集積場で回収 <p>②平成17年度実績：拠点回収箇所数243ヶ所（うち、回収協力店数229店）、回収量714 t</p>
プラスチック製容器 包装分別回収事業	<p>①回収方法：集積場で透明または半透明の袋に入れて排出された「その他プラスチック製容器包装廃棄物（ペットボトルを除く）」を回収、集積場回収は月4回実施、拠点回収は随時</p> <p>②平成17年度実績：回収量3,131 t</p>
紙製容器包装・古紙 分 別 回 収 事 業	<p>①回収方法：集積場で「その他紙製容器包装廃棄物、新聞、雑誌、段ボール」等を回収、集積場回収は月1回実施、拠点回収及びリサイクルステーションは随時</p> <p>②平成17年度実績：紙製容器包装回収量845 t、古紙回収量7,951 t</p>

[平成17年度]

項 目	取 り 組 み 内 容
家庭用生ごみ処理機器購入補助事業	<p>①家庭用生ごみ処理機器の購入について必要な補助を行い、市民による生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化と資源再利用の意識向上を図る。</p> <p>②補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気式処理機器 補助率1/3、限度額20,000円 ・その他処理機器 補助率1/3、限度額 5,000円 <p>③平成17年度実績：補助金額20,230千円（電気式730台、その他237個）</p>
廃棄物減量等推進審議会事業	<p>①ごみの減量化と再利用を推進するため、市民や事業者及び行政が一体となって、その対策を調査・研究し、審議することを目的とする。</p> <p>②委員は20人以内とし、学識経験者、地域住民の代表者、関係団体の代表者等から構成する。</p> <p>③委員の任期は2年（平成17年度時点の在籍委員は20名）</p>
廃棄物減量等推進員育成事業	<p>①一般廃棄物の減量のための地域活動を行う推進員を委嘱する。</p> <p>②推進員の任期は2年（平成17年度時点の在籍推進員は216名）</p> <p>③全体研修会、ブロック別研修会や実践活動を通じてごみの減量化・資源化を推進する。</p>
資源ステーション運営事業	<p>①資源物を排出しやすい環境づくりとして、土曜日・日曜日及び休日に資源物ステーションを開設し、資源物の受け入れを行う。</p> <p>②開設場所：市内3カ所（栗山環境事務所、岩瀬環境事務所、婦中環境事務所）</p> <p>③開設日時：土曜日・日曜日及び休日の午前9時から午後3時まで</p> <p>④対象品目：9品目（ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、布類、空き缶、空きびん）</p> <p>⑤平成17年度実績：回収件数9,253件、回収量222 t（各資源物回収事業の実績に含む。）</p>

出典：「富山市の環境 平成18年版 富山市」

(4) 収集・運搬の状況

① 分別収集の概要

市では、資源物・可燃ごみ・不燃ごみの分別収集を実施しています。

資源物のうち、空きびんの色別回収は平成7年8月にモデル地区で開始し、空き缶の分別回収は平成7年10月にモデル地区で開始しました。また、容器包装リサイクル法の施行に伴い、ペットボトルは平成9年10月からスーパー等の協力店による拠点回収としました。さらに、紙製容器包装・プラスチック製容器包装・古紙の分別回収は平成11年10月からモデル地区で実施し、町内単位毎で説明会を開催しながら、平成13年10月には全市で分別収集を開始し、現在に至っています。

なお、指定ごみ袋制度は、平成8年4月から実施しています。

② 収集・運搬システムの概要

表3-1-3. 収集・運搬システムの概要【家庭ごみ】 [平成18年4月時点]

項目	収集主体	収集回数	収集方法 (H17実績)	処理・処分方法	
可燃ごみ	直営・委託	週2回	ごみ集積場方式 6,023ヶ所	富山地区広域圏クリーンセンターにて焼却処理	
不燃ごみ	直営・委託	月2回	ごみ集積場方式 4,324ヶ所	富山地区広域圏リサイクルセンターにて破碎・選別処理	
収集するもの	空き缶	直営・委託	月2回 ごみ集積場方式 3,568ヶ所	富山地区広域圏リサイクルセンターにて選別・資源化处理	
	空きびん	直営・委託	月2回 ごみ集積場方式 3,619ヶ所	富山地区広域圏リサイクルセンターにて選別・資源化处理	
	ペットボトル	一部地域のみ (委託)	随時	拠点回収方式 ごみ集積場方式 243ヶ所 478ヶ所	民間処理業者への委託による資源化
	プラスチック製容器包装	委託	月4回・随時	拠点回収方式 ごみ集積場方式 17ヶ所 3,499ヶ所	民間処理業者への委託による資源化
	紙製容器包装	委託	月1回・随時	拠点回収方式 ごみ集積場方式 13ヶ所 3,499ヶ所	民間処理業者への委託による資源化
	古紙 (新聞・雑誌・段ボール)	委託	月1回・随時	拠点回収方式 ごみ集積場方式 13ヶ所 3,499ヶ所	民間処理業者への委託による資源化
	生ごみ (実施地区のみ)	委託	週2回	ごみ集積場方式 98ヶ所 (平成18年5月より)	富山市エコタウンの民間施設にて資源化
	特定家庭用機器廃棄物 (家電リサイクル法対象品)	直営	随時	各戸収集	小売店に引き取り義務がないものは市が有料にて収集後、指定法人にて資源化
	側溝汚泥	委託	随時	委託業者による収集	民間処理業者への委託による資源化
	埋立ごみ	一部委託	随時	委託業者による収集	山本最終一般廃棄物最終処分場にて埋立処分
小動物死体 (ペットは収集不可)	委託	随時	委託業者による収集	民間業者で焼却後に、山本一般廃棄物最終処分場で埋立処分	
拠点回収できるもの (資源物ステーション)	委託	土・日・休日	市民による持込 3ヶ所	富山地区広域圏リサイクルセンターまたは民間処理業者による資源化	
資源集団回収できるもの	資源回収業者	随時	地域資源回収場所	民間処理業者による資源化	

出典：「富山市の環境 平成18年版 富山市」

表3-1-4. 収集・運搬に係る直営人員・車両体制【家庭ごみ】 [平成18年4月時点]

項 目	人 員		台 数	
	月～金曜日の計	日平均	月～金曜日の計	日平均
可燃ごみ	774 人	154.8 人	258 台	52 台
不燃ごみ				
資源物 (空き缶)				
粗大ごみ、廃棄自転車	33 人	6.6 人	11 台	2 台
不法投棄、処理困難物、地域美化	28 人	5.6 人	11 台	2 台
戸別有料収集	40 人	8.0 人	20 台	4 台
連絡巡回・施設管理	9 人	1.8 人	0 台	0 台
業務の調整・集約、申請受付、啓発・指導	45 人	9.0 人	0 台	0 台
車両整備、機械管理	5 人	1.0 人	0 台	0 台
計	934 人	186.8 人	300 台	60 台

出典：富山市環境センター資料

表3-1-5. 収集・運搬システムの概要【事業系ごみ】 [平成18年4月時点]

項 目	収集主体	収集回数	処理・処分方法
可 燃 ご み	許可・自己搬入	随時	富山地区広域圏クリーンセンターにて焼却処理
不 燃 ご み	許可・自己搬入	随時	富山地区広域圏リサイクルセンターに搬入してはならない。 許可処理施設（民間施設）による適正処理
資源物	木 く ず	許可・自己搬入	許可処理施設（民間施設）による資源化
	紙 く ず	許可・自己搬入	許可処理施設（民間施設）による資源化
	生 ご み	許可・自己搬入	許可処理施設（民間施設）による資源化
	野菜残渣、刈草	許可・自己搬入	許可処理施設（民間施設）による資源化
	きのこ廃菌床	許可・自己搬入	許可処理施設（民間施設）による資源化
	も み が ら	許可・自己搬入	許可処理施設（民間施設）による資源化

出典：「富山市の環境 平成18年版 富山市」

表3-1-6. 許可業者収集の概要【事業系ごみ】 [平成17年度末時点]

項 目	業 者 数	車 両 台 数	収集処理実績
平成17年度	138 件	539 台	52,218 t

出典：「富山市の環境 平成18年版 富山市」

(5) 処理・処分の状況

① 行政施設

表3-1-7. 中間処理施設

項目	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
施設名称	富山地区広域圏クリーンセンター	富山地区広域圏リサイクルセンター
施設所管	富山地区広域圏事務組合	富山地区広域圏事務組合
処理対象市町村	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村
所在地	中新川郡立山町末三賀103-3	富山市辰尾170-1
着工・竣工年月日	着工：平成11年6月、竣工：平成15年3月	着工：平成15年3月、竣工：平成17年3月
一般廃棄物の種類	可燃ごみ	不燃ごみ、空き缶、空きびん
公称処理能力	810 t / 24 h (270 t / 24h × 3基)	110.6 t / 5 h
型式	全連続式ストーカ炉	二軸せん断機、回転式破砕機
その他	<ul style="list-style-type: none"> 発電能力：20,000 kW 余熱利用設備：常願寺ハイツ（プール、浴場） 	<ul style="list-style-type: none"> 缶分類施設：選別機、缶プレス機 びん分別施設：選別コンベア 大型金属類資源化施設：油圧式二軸回転せん断型破砕機 リサイクルプラザ：展示販売場、リフォーム室、リサイクル情報コーナー、リサイクル活動室

項目	廃棄物運搬中継・中間処理施設
施設名称	富山市環境センター北部中継場
施設所管	富山市
処理対象市町村	富山市
所在地	富山市岩瀬池田町71番地1
着工・竣工年月日	着工：平成2年7月、竣工：平成3年11月
一般廃棄物の種類	可燃ごみ
型式	圧縮設備（コンパクトコンテナ方式）
公称処理能力	135 t / 日

出典：「富山市の環境 平成18年版 富山市」、「広域圏事業概要 平成18年度 富山地区広域圏事務組合」他

表3-1-8. 最終処分場

項目	最終処分場
施設名称	富山市 山本一般廃棄物（不燃物）最終処分場
施設所管	富山市
処理対象市町村	富山市、富山地区広域圏事務組合
所在地	富山市山本字水木谷19
着工・竣工年月日	着工：昭和58年9月、竣工：昭和61年5月
一般廃棄物の種類	直接埋立ごみ、富山地区広域圏クリーンセンター及びリサイクルセンターからの処理残渣物
埋立方法	サンドイッチ方式準好気性埋立
公称処理能力	522,700m ³
埋立完了見込年月	平成21年3月

出典：「富山市の環境 平成18年版 富山市」他

② その他施設（民間施設）

表3-1-9. その他施設（民間施設）

ごみの中間処理委託施設		
名 称	所 在 地	一般廃棄物の種類
(株)一般紙原料 島田商店	富山市上赤江町2丁目2番50号	紙くず
(株)プリテック	富山市海岸通字松浦町2番11 (エコタウン地内)	プラスチック類
(株)富山環境整備	富山市婦中町吉谷3-3	プラスチック類
一般廃棄物処理業許可施設		
名 称	所 在 地	一般廃棄物の種類
アイオーティカーボン(株)	富山市海岸通字松浦町2番9号 (エコタウン地内)	可燃ごみ（紙くず、木くず、繊維くず）
石崎産業(株)	富山市米田町3丁目3番33号	可燃ごみ（紙くず）
(有)今井運送	富山市栴谷405番地	木くず
(株)シマダ	富山市水橋開発277番8	可燃ごみ（紙くず）
竹田運輸倉庫(株)	富山市上野330番3	木くず
富山グリーンフードリサイクル(株)	富山市海岸通字松浦町2番12号 (エコタウン地内)	可燃ごみ（事業系生ごみ、木くず）
(株)富山資源開発	富山市水橋市田袋264番地1	木くず
花崎工業(株)	富山市東老田1179番地	木くず
木村産業(株)	富山市水橋市田袋286番地の1	木くず
(株)高直組	富山市市原15番1	木くず
橋開発(株)	富山市興人町1-43	木くず
中川工業(株)	富山市東福沢3666番地の2	木くず
(株)ニュース	富山市万願寺38番地の1	木くず
(有)アグリサポートあおば	富山市八尾町三田字榎尾5番18	食品残渣、刈草、きのご廃菌床、 剪定枝葉、もみがら
(株)リックス	富山市海岸通字松浦町2番7 (エコタウン地内)	自動車用廃タイヤ及びその他タ イヤ等
(株)エコ・マインド	富山市海岸通字松浦町2番6 (エコタウン地内)	可燃ごみ（廃プラスチック類、紙 くず、木くず、繊維くず）

出典：「富山市の環境 平成18年版 富山市」

(6) ごみの組成／ごみの排出実態調査結果(抜粋)

本計画の策定に際し、ごみ処理の現状と課題をごみの組成面から明らかにし、今後のごみの減量化・資源化施策の基礎資料とするため、各家庭から排出される可燃ごみと不燃ごみの組成調査を行いました。

その結果(抜粋版)は次のとおりです。

① 可燃ごみ、不燃ごみに占める減量化、資源化が可能な品目の割合(家庭ごみに限る)

可燃ごみのうち、ごみの減量効果が期待できる品目の占める割合は8.24%、分別排出することで資源化が可能となる品目の占める割合は27.79%となっています。

不燃ごみのうち、ごみの減量効果が期待できる品目の占める割合は0.40%、分別排出することで資源化が可能となる品目の占める割合は15.77%となっています。

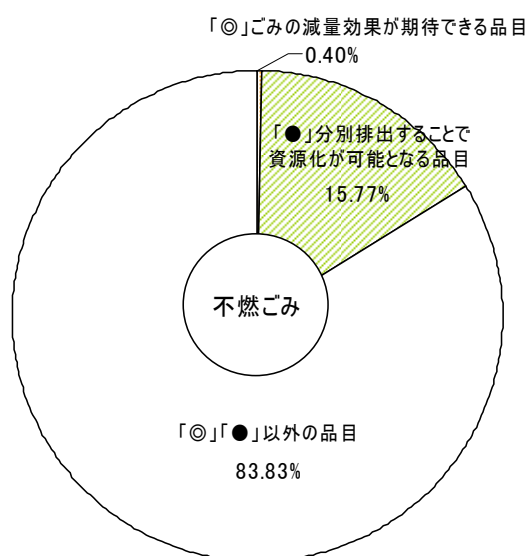
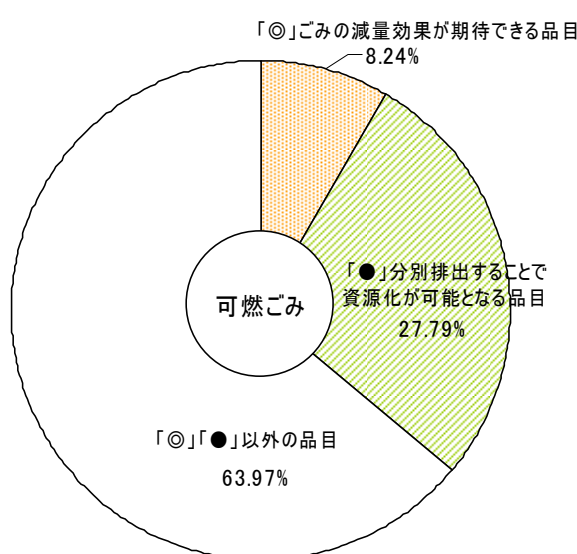


図3-1-5. 減量化、資源化可能品目の割合【可燃ごみ】

図3-1-6. 減量化、資源化可能品目の割合【不燃ごみ】

項 目		可燃ごみ	不燃ごみ
「◎」 ごみの減量効果が期待できる品目	①手つかず食料品(原型が1/2以上のもの)	7.86%	0.34%
	②スーパー等のレジ袋のうち、そのまま捨てられたもの	0.38%	0.06%
	小 計	8.24%	0.40%
「●」 分別排出することで資源化が可能となる品目	③飲料用紙製容器【紙パック】	1.05%	0.01%
	④段ボール	0.35%	0.30%
	⑤紙製容器包装	5.79%	0.08%
	⑥新聞	2.68%	0.00%
	⑦雑誌	5.56%	0.06%
	⑧ペットボトル	0.34%	0.23%
	⑨プラスチック製容器包装	8.39%	3.01%
	⑩資源化可能な繊維類	3.54%	0.27%
	⑪剪定枝等	0.01%	0.00%
	⑫空き缶	0.05%	4.29%
	⑬空きびん	0.03%	7.52%
	小 計	27.79%	15.77%
	計	36.03%	16.17%

② ごみの種類別の組成内訳

年間排出量の内訳をみると、家庭ごみが72.7%、事業系ごみが27.3%となっています。

このうち、家庭ごみの種類別内訳をみると、可燃ごみの厨芥類が23.7%と最も多く、次いで、可燃ごみの紙類が14.9%、資源集団回収の古紙類が6.9%、可燃ごみのプラスチック類が6.6%と多くなっています。

表3-1-10. ごみの種類別の組成内訳

[平成17年度、湿重量%]

排出区分	分別区分	品 目	年間量 (t/年)	1人1日原単位 (g/人・日)	構成比率	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%
家庭ごみ	①資源集団回収	古紙類	11,955.0	77.8	6.9%							
		金属類	20.1	0.1	0.0%							
		布類	8.3	0.1	0.0%							
		その他	0.0	0.0	0.0%							
	②資源物	古紙(段ボール)	1,365.0	8.9	0.8%							
		紙製容器包装	845.3	5.5	0.5%							
		ペットボトル	713.3	4.6	0.4%							
		プラスチック製容器包装	3,131.0	20.4	1.8%							
		空き缶	1,259.0	8.2	0.7%							
		空きびん	2,840.3	18.5	1.6%							
		古紙(新聞・雑誌)	6,586.2	42.8	3.8%							
	③可燃ごみ	紙類	25,878.6	168.3	14.9%							
		繊維類	3,357.7	21.8	1.9%							
		プラスチック類	11,438.9	74.4	6.6%							
		厨芥類	41,127.2	267.6	23.7%							
		ゴム・皮革類	452.3	2.9	0.3%							
		草木類	765.5	5.0	0.4%							
		その他	3,966.7	25.8	2.3%							
	④不燃ごみ	プラスチック類	2,182.7	14.2	1.3%							
		金属類	2,160.6	14.1	1.2%							
		ガラス類	1,651.7	10.7	0.9%							
		陶磁器類	1,038.9	6.8	0.6%							
		その他	2,497.2	16.2	1.4%							
⑤埋立ごみ	側溝汚泥	788.6	5.1	0.5%								
	小動物の死体	5.0	0.0	0.0%								
	その他	320.9	2.1	0.2%								
家庭ごみ 計			126,356.0	821.9	72.7%							
事業系ごみ	事業系ごみ 計		47,539.0	309.3	27.3%							

注記1) 「①集団回収」「②資源物」「⑤埋立ごみ」「事業系ごみ」は平成17年度の実績値である。

「③可燃ごみ」「④不燃ごみ」の各総量は平成17年度の実績値。各内訳はごみの排出実態調査結果の組成分析割合(構成比率)を乗じて求めた推定値である。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

③ 考察・解析

ア. 厨芥ごみ(生ごみ)について

○厨芥ごみは、手つかず食料品(原型が1/2以上のもの)と一般厨芥(食べ残し、調理屑等)に分類し、調査しました。

可燃ごみに占める手つかず食料品の割合は約8%であり、その9割が未開封に近い状態で廃棄されていました。また、可燃ごみに占める一般厨芥の割合は約40%であり、その中には調理くずの他、食べ残し(原型が1/2未満のもの)も多く含まれていました。

可燃ごみに占める手つかず食料品や食べ残しの割合は、他のごみと比較しても高い割合であることから、食べずに捨てる食料品を減らすことで、大きなごみの減量が期待できるものと考えられます。

【写真: 可燃ごみから排出された『手つかず食料品』】
〔1画像につき、1つの調査地域(10世帯分)を示す〕



【写真: 不燃ごみから排出された『手つかず食料品』】
〔1画像につき、1つの調査地域(1集積場分)を示す〕



○一般厨芥(生ごみ)の水切りが十分に行われていないため、小袋の内側にごみ汁が溜まっているもの、一緒に排出された紙類に多量のごみ汁が付着しているものがあり、ごみ汁によってごみの重量が引き上げられている事例が多く見受けられました。

このため、一般厨芥(生ごみ)の水切りを徹底することで、ごみ汁が減少し、ごみ重量の減量が期待できるものと考えられます。

イ. スーパー等のレジ袋について

スーパー等のレジ袋の廃棄形態として、次の4ケースが想定されます。

- A. ごみとしてそのまま廃棄（可燃ごみまたは不燃ごみとして、そのまま廃棄する場合）
- B. 内側のごみ袋に利用し、廃棄（レジ袋をごみの小分け・貯留用として利用した後、袋ごと廃棄する場合）
- C. 外側のごみ袋に利用し、廃棄（指定袋の代用として利用する場合）
- D. 容器包装として資源物で回収（プラスチック製容器包装の品目として、資源化する場合）

このうち、「A. ごみとしてそのまま廃棄」するものは可燃ごみの0.38%、不燃ごみの0.06%を占め、「B. 内側のごみ袋として利用」のものは可燃ごみの1.84%、不燃ごみの0.37%を占めています。

共に重量比では少ないものの、減容効果は高いことから、**不要なレジ袋は貰わないことやレジ袋の利用用途を見直すこと**（小分け・貯留用に利用したレジ袋のうち、汚れが比較的少ないものは、ごみだけ廃棄し、レジ袋は再利用する）**等を進めることで、ごみの減容が期待できる**ものと考えられます。

ウ. 分別排出することで資源化が可能となる品目について

可燃ごみのうち、「分別排出することで資源化が可能となる品目」の混入率は27.79%となり、特に「プラスチック製容器包装」「紙製容器包装」「雑誌」の排出が目立っていました。これら3品目で全体の7割を占めています。

不燃ごみのうち、「分別排出することで資源化が可能となる品目」の混入率は15.77%となり、特に「無色透明びん」「スチール缶」「プラスチック製容器包装」の排出が目立っていました。これら3品目で全体の7割を占めています。

これらの品目をごみとして排出するのではなく、**資源物として分別排出することで、大きなごみの資源化効果が期待できる**ものと考えられます。

エ. その他

排出された不燃ごみの中には、未使用または殆ど未使用のままごみとして排出されたものが多く見受けられました。**不要なものは貰わない、利用用途を考えて計画的に購入する等の発生抑制の取り組みを工夫することで、ごみの減量が期待できる**ものと考えられます。

【写真: 未使用または殆ど未使用のまま、不燃ごみとして排出されたもの】〔1画像につき、1つの調査地域(1集積所分)を示す〕



④ 資源物の品目別資源化の進捗状況（家庭ごみに限る）

分別排出することで資源化が可能な品目のうち、分別回収率が最も高かった品目は段ボールの80.4%であり、次いで、空きびんの79.3%、空き缶の73.9%、古紙類の72.1%、ペットボトルの69.2%が多い状況となっています。

一方、紙製容器包装やプラスチック製容器包装、古布類の分別回収率が低調であることから、今後、これらの資源物の分別排出を進める必要があります。

なお、生ごみは、他の品目と比較しても大きな潜在発生源であることから、手つかず食料品や食べ残しを減らす等して生ごみの発生抑制(減量化)に取り組んでいく必要があります。一方、生ごみを地域の未利用有機資源として利活用する社会的な要請が高まりつつあります。このため、市では、平成18年5月からモデル地区で生ごみの資源化事業を実施しており、今後もその地区の拡大を図る等して、事業の有効性を検証していくこととしています。

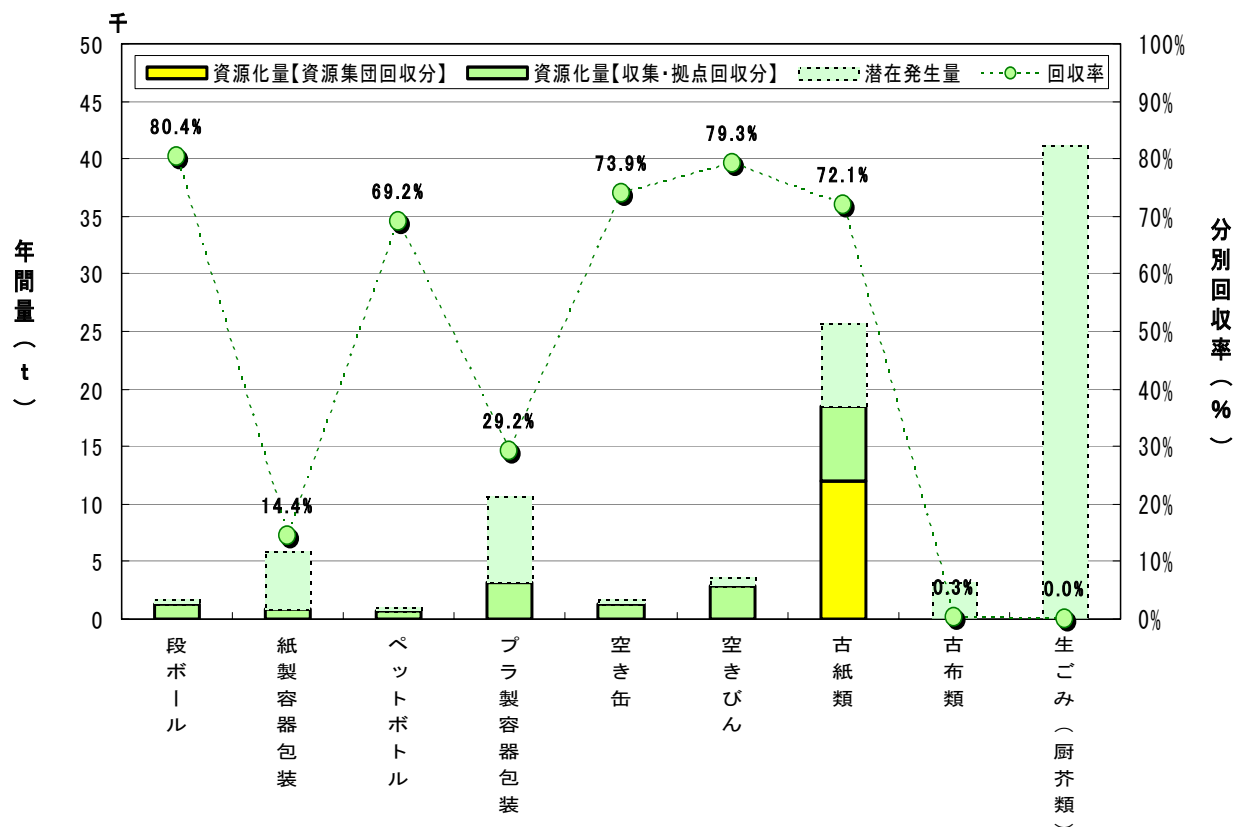


図3-1-7. 資源物の品目別資源化の進捗状況 【平成17年度、湿重量%】

注記) ①「資源化量(資源集団回収量、収集・拠点回収量)」は、平成17年度実績

②「潜在発生量」は、一般廃棄物の排出量を資源物の品目別として示したもの。各内訳は、ごみの排出実態調査結果の組成分析割合(構成比率)をもとに求めた推定値。

③「分別回収率」は「資源化量」を「潜在発生量」で除した値

④「生ごみ(厨芥類)」の資源化方法の一つとして、各家庭の生ごみ処理機による堆肥化や庭先に埋めて肥料にする等が考えられるが、本計画においては、これらの方法による生ごみの資源化を排出抑制(ごみの減量化)と位置づけたため、上記の資源化量および潜在発生量には見込んでいない。

⑤容器包装ごみの一つである牛乳パック等の「飲料用紙製容器(紙パック)」は、古紙に含めた。

(7) ごみ処理費用の状況

ごみ1 t当たりの処理費用、年間市民1人当たりの処理費用、年間1世帯当たりの処理費用とも、平成15年度まで減少傾向にありましたが、平成16年度以降、増加傾向にあります。

なお、平成17年度におけるごみ1 t当たりの処理費用は38,767円/t、年間市民1人当たりの処理費用は10,665円/人・年、年間1世帯当たりの処理費用は28,598円/人・年となり、過去10年間で最も高価な処理費用となっています。

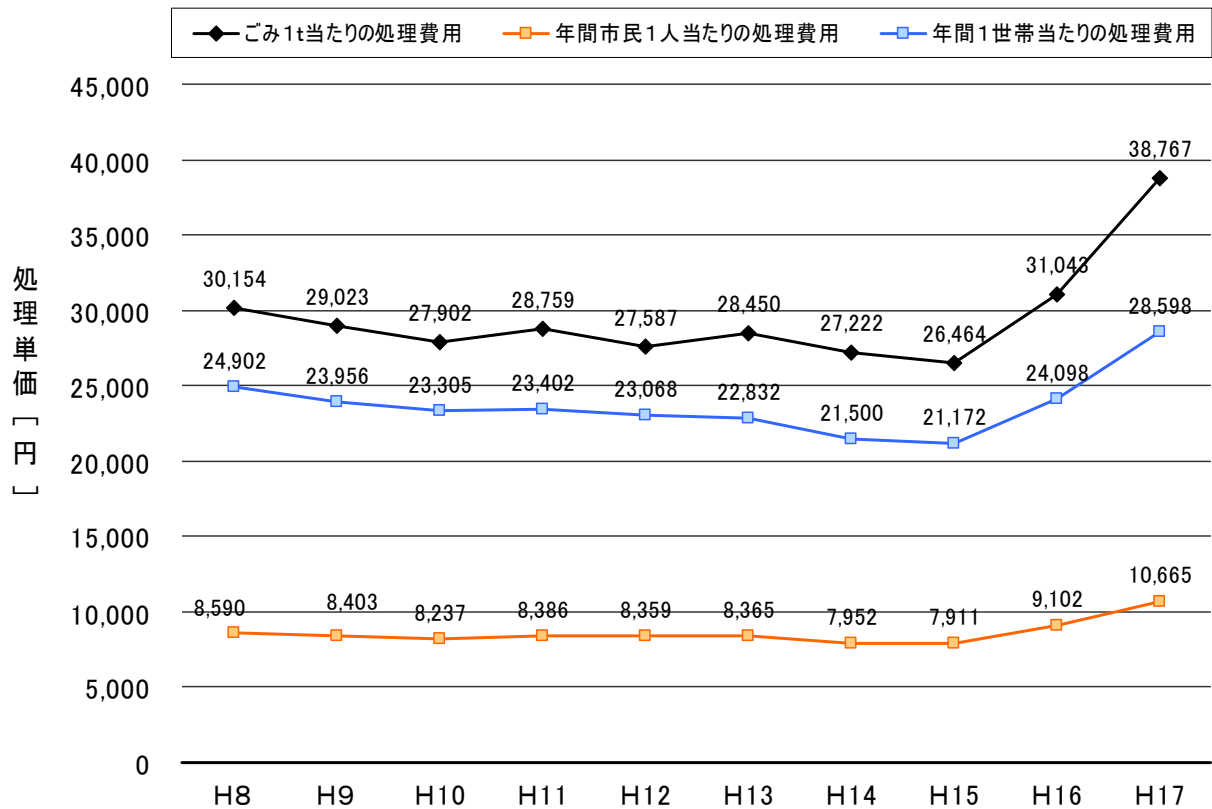


図3-1-8. 処理単価の推移

注記) 平成16年度までは、旧富山市（富山地域）の実績値

出典：「環境センター事業概要 平成9年度～平成13年度 富山市」、「富山市の環境 平成14年版～平成18年版 富山市」のごみ処理総合原価計算より

(8) 循環型社会形成に向けての進捗状況（ごみの減量化等の目標指標に対する進捗状況）

循環型社会形成に向けての進捗状況を把握するため、「循環型社会形成推進基本法」が制定された平成12年度を基準年度としたときの減量化の状況、資源化の状況、最終処分量の削減状況等について、以下に整理します。

① 減量化の状況【一般廃棄物の排出量の推移】

ア. 一般廃棄物の年間排出量

一般廃棄物の年間排出量の推移をみると、平成12年度及び平成15年度実績が最も多い状況となっています。

平成12年度における一般廃棄物の年間排出量を「100%」としたとき、平成17年度の一般廃棄物の年間排出量は「97%」となり、3%の減量を行うことができました。

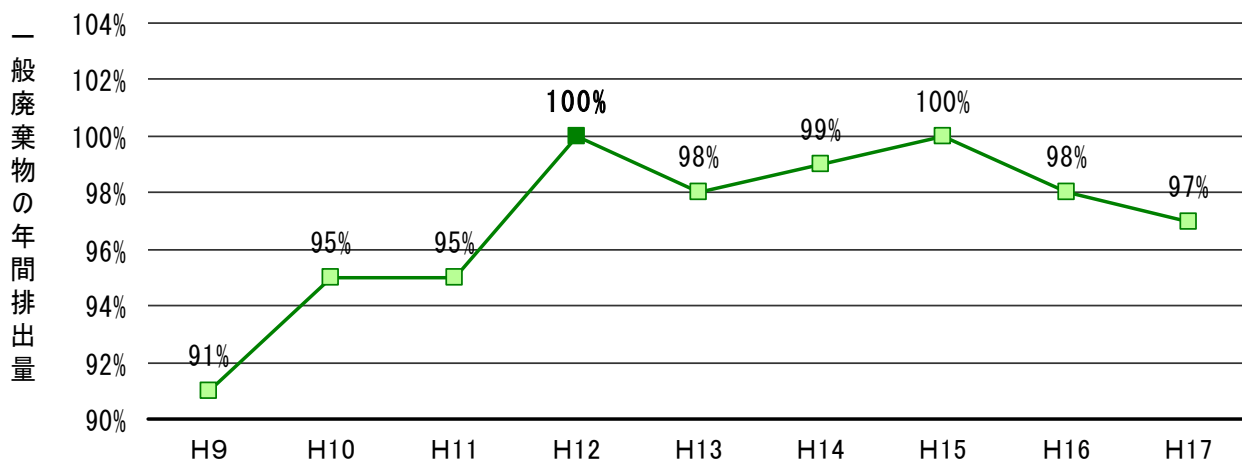


図3-1-9. 一般廃棄物の排出量割合の推移（年間排出量）

イ. 家庭1人1日当たりの排出量(再生利用量を除く)の推移

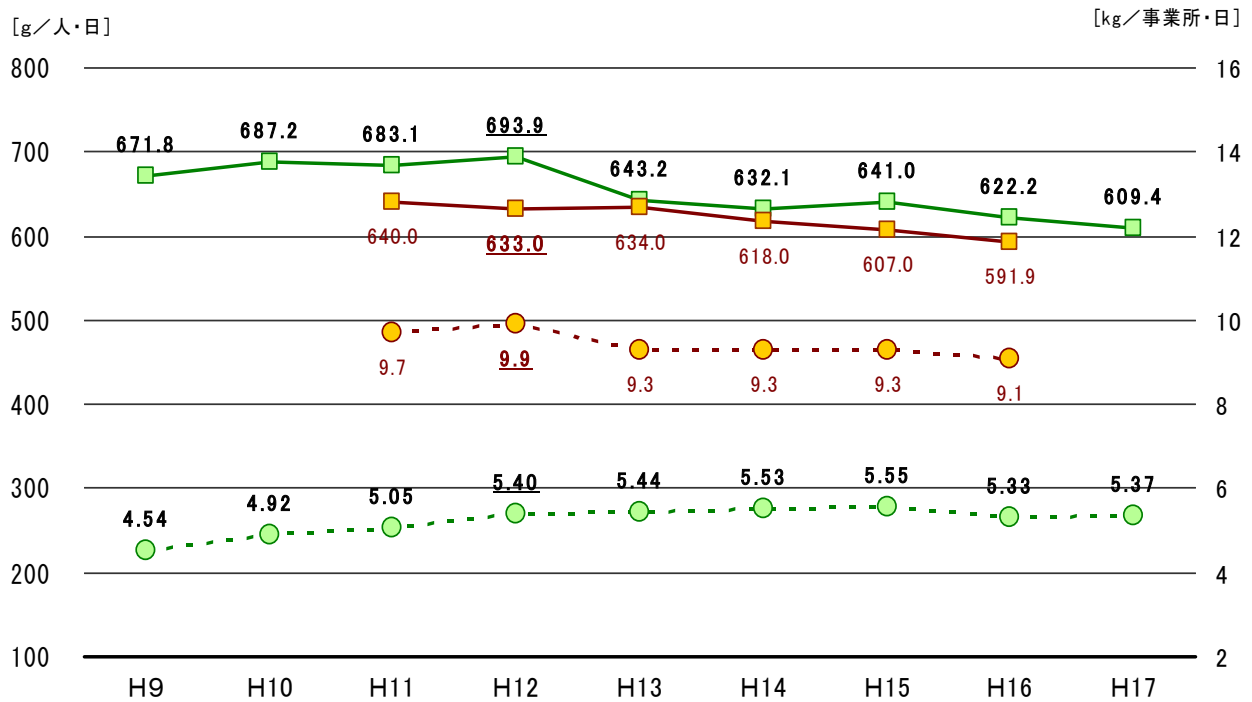
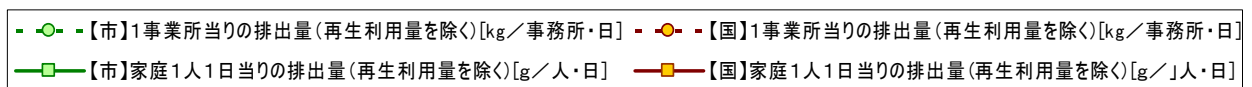
本市の家庭1人1日当たりの排出量(再生利用量を除く)は、平成12年度が693.9g/人・日、平成17年度が609.4g/人・日となり、12%の減量を行うことができました。

しかしながら、全国平均の水準と比較すると、若干多い量で推移しています。

ウ. 1事業所当たりの排出量(再生利用量を除く)の推移

本市の1事業所当たりの排出量(再生利用量を除く)は、平成12年度が5.40kg/事業所・日、平成17年度が5.37kg/事業所・日となり、1%の減量を行うことができました。

全国平均の水準と比較すると、少ない量で推移しています。



H12の一般廃棄物の排出量を「100%」とした場合

項目	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
富山市 1人当たりの排出量(再生利用量を除く)	97%	99%	98%	100%	93%	91%	92%	90%	88%
国 1人当たりの排出量(再生利用量を除く)			101%	100%	100%	98%	96%	94%	
富山市 1事業所当たりの排出量(再生利用量を除く)	84%	91%	94%	100%	101%	102%	103%	99%	99%
国 1事業所当たりの排出量(再生利用量を除く)			98%	100%	94%	94%	94%	92%	

図3-1-10. 一般廃棄物の排出量割合の推移 (年間排出量)

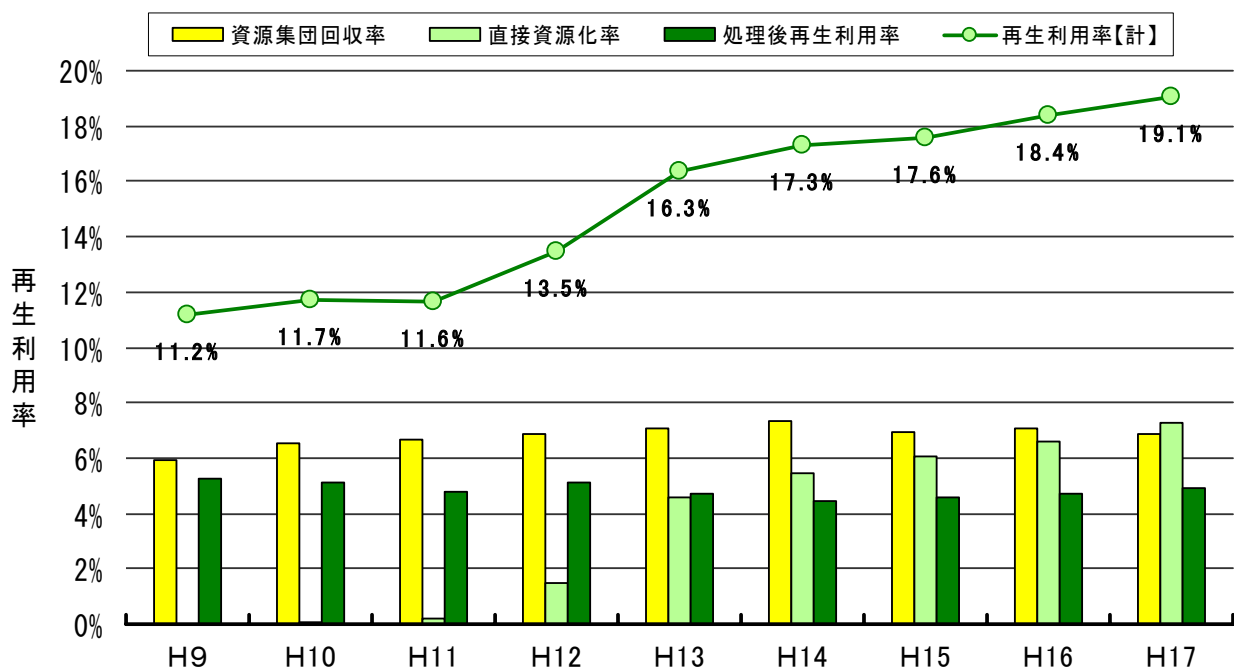
注記) 上記の値は、一般廃棄物の排出量から再生利用量(資源集団回収量+直接資源化量+処理後の再生利用量)を除いたもの。

② 資源化(再生利用率)の状況

平成17年度における再生利用率は19.1%となり、平成12年度の13.5%に対し、再生利用率を5.6%増加させることができました。

平成17年度における再生利用率の内訳をみると、①資源集団回収量由来のものが6.9%、②直接資源化量由来のものが7.3%、③処理後の再生利用量由来のものが4.9%となっています。

これまでの推移をみると、①資源集団回収量由来や③処理後の再生利用量由来には大きな変動が見られない一方で、②直接資源化量由来の増加が目立っています。



再生利用率の推移

再生利用率=再生利用量/一般廃棄物の排出量

項目	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
再生利用率【計】	11.2%	11.7%	11.6%	13.5%	16.3%	17.3%	17.6%	18.4%	19.1%
資源集団回収率	5.9%	6.5%	6.6%	6.9%	7.1%	7.4%	6.9%	7.1%	6.9%
直接資源化率	0.0%	0.1%	0.2%	1.5%	4.6%	5.5%	6.1%	6.6%	7.3%
処理後再生利用率	5.3%	5.1%	4.8%	5.1%	4.7%	4.5%	4.6%	4.7%	4.9%

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-11. 再生利用率の推移

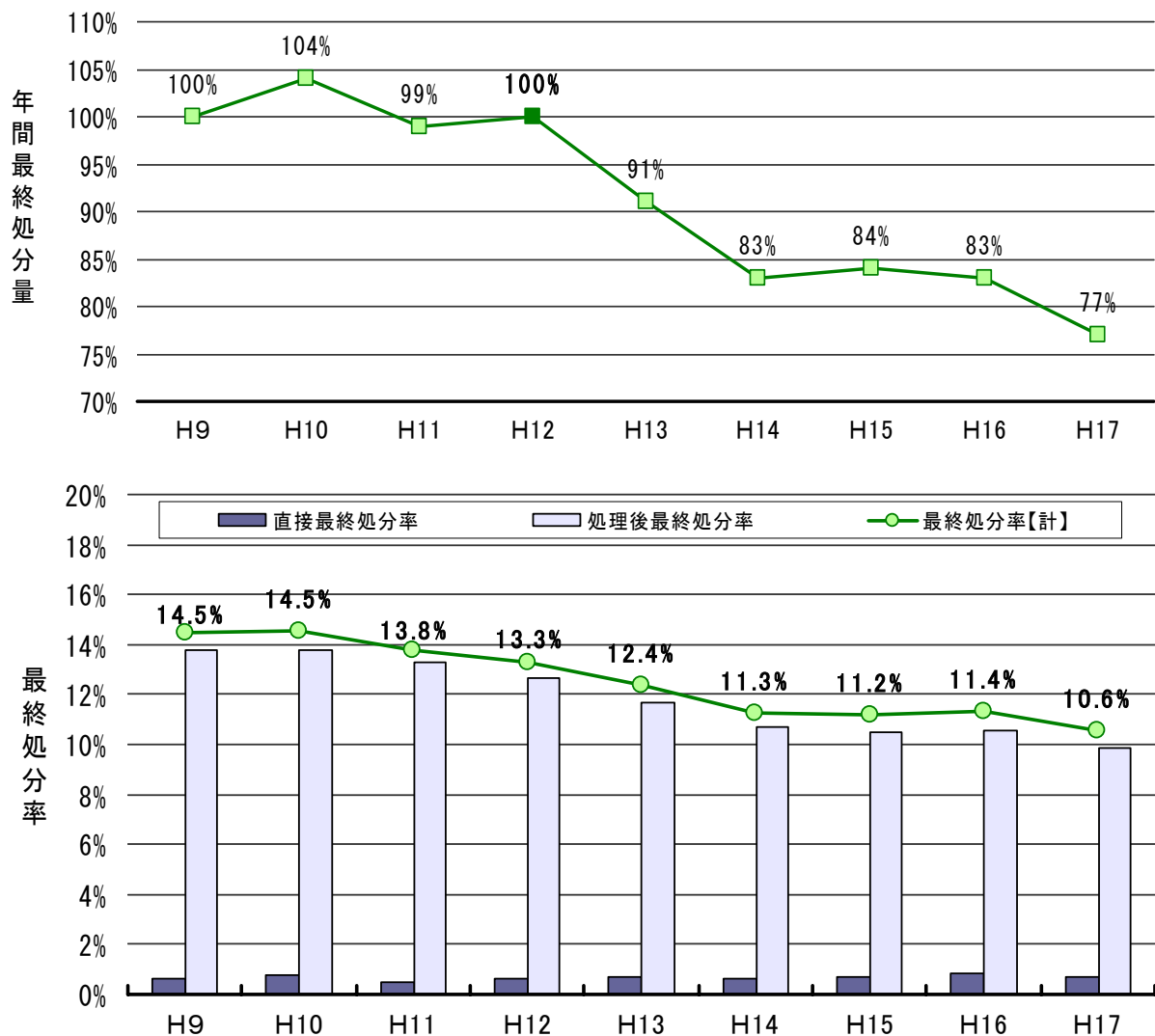
③ 最終処分量の削減状況

最終処分量の推移をみると、平成10年度が最も多い状況となっています。

平成12年度における最終処分量を「100%」としたとき、平成17年度 of 最終処分量は「77%」となり、埋立量を23%削減することができました。

平成17年度における最終処分率の内訳をみると、①直接最終処分量由来のものが0.7%、②処理後の最終処分量由来のものが9.9%となっています。

これまでの推移をみると、①直接最終処分量由来は横ばいで推移する一方、②処理後の最終処分量由来は年々減少しています。



最終処分率の推移

項目	最終処分率 = 最終処分量 / 計画処理量									
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
最終処分率【計】	14.5%	14.5%	13.8%	13.3%	12.4%	11.3%	11.2%	11.4%	10.6%	
直接最終処分率	0.7%	0.8%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.8%	0.7%	
処理後最終処分率	13.8%	13.8%	13.3%	12.7%	11.7%	10.7%	10.5%	10.6%	9.9%	

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-12. 最終処分率の推移

④ 市民意識調査／環境に関する市民アンケート結果(抜粋)

富山市環境基本計画の策定に際し、市民の環境問題や環境行政についての関心や考え方、環境配慮行動の実態、富山市の環境についての現状評価や目標像についての考えについて、市民アンケートが行われました。その結果のうち、ごみ分野に関わる内容を抜粋したものを次に示します。

ア. 環境を守るために取り組んでいること【単数回答】

環境を守るために取り組んでいることのうち、ごみ分野に係る取り組みで「いつも取り組んでいる」の回答が最も多かったのは“ごみや資源物はきちんと分別して出す”の77.7%であり、次いで“生ごみは水切りしてから捨てる”の70.9%でした。なお、回答が最も少なかったのは“買い物には買い物袋を持参して、レジ袋は貰わない”の4.2%であり、次いで、“家族で環境問題や家での取り組み等について話し合う”の6.8%でした。

また、「取り組んでいないが、今後は取り組みたい」の回答が最も多かったのは、“買い物には買い物袋を持参して、レジ袋は貰わない”の51.3%であり、次いで“家族で環境問題や家での取り組み等について話し合う”の46.6%でした。これらの回答から、参加しやすい機会を提供すること等で、取り組む人の増加が期待できることが伺えます。

その一方で「今後も行うつもりはない」の回答が多かったのは、“買い物には買い物袋を持参して、レジ袋は貰わない”の20.0%、“生ごみを堆肥化する”の19.3%でした。できない理由として、レジ袋をごみ袋等に使用しているからや、堆肥化の場所がない、堆肥化の際の臭気や労力の問題等からできないといった回答が寄せられていました。

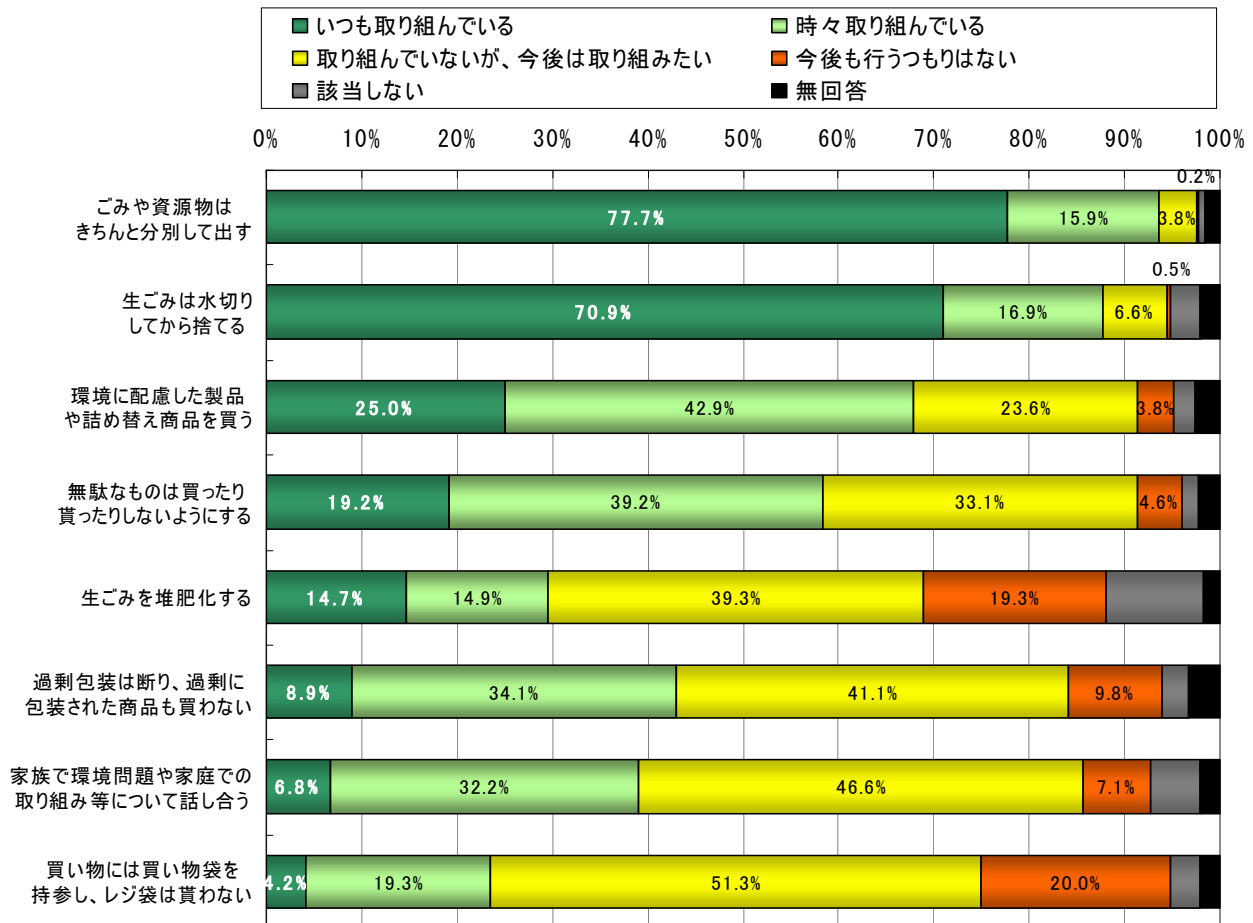


図3-1-13. 環境を守るために取り組んでいること〔ごみ分野抜粋〕

イ. 前頁の『ア. 』に対し、「十分取り組んでいない」「今後行うつもりがない」の主な理由について【複数回答】

前頁の『ア. 環境を守るために取り組んでいること』の設問に対し、「取り組んでいないが、今後は取り組みたい」または「今後行うつもりはない」と回答した人に対し、その理由をたずねました。

その回答で最も多かったのは“そのような取り組みは行うことがめんどろなため”の25.1%であり、次いで“どのように取り組めばよいのか分からないため”の15.8%、“取り組む時間がないため”の15.6%が続いています。一方、“そのような取り組みは大切だと思わないため”と回答した人は4.2%となっています。

このような結果から、環境配慮型の行動を拡大するためには、気軽に取り組める行動の紹介や、取り組み方についての情報提供、取り組みの経済的メリットや助成制度の情報提供等を工夫して実施することが必要になるといえます。

なお、参考として、年齢別の集計結果をみると、“そのような取り組みは行うことがめんどろなため”と回答した人の割合は年齢が若くなるほど高くなる傾向があり、18～29歳では48.4%と約半数の人が回答しています。また、“利便性や生活水準が下がるため”を回答したのも18～29歳で27.4%となり、年齢別では最も高い回答率となっています。一方、“取り組むための時間がないため”“経済的な負担が増加するため”と回答したのは40～49歳でそれぞれ26.2%、21.4%となり、年齢別では最も高い回答率となっています。

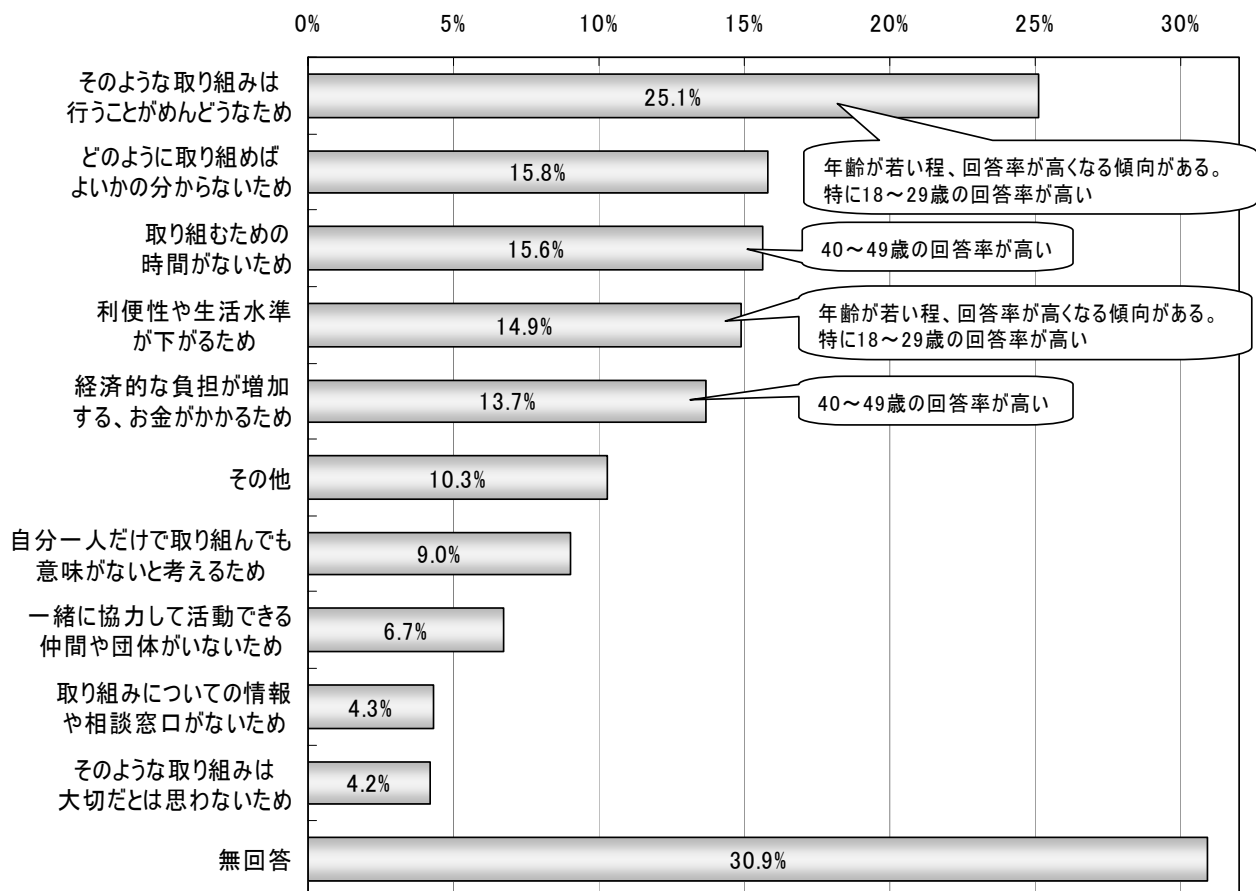


図3-1-14. 『ア. 』に対し、「十分取り組んでいない」「今後行うつもりがない」の主な理由について

ウ. 市に力を入れて欲しい環境施策【複数回答】

市で力を入れて欲しい環境施策のうち、ごみ分野に係るもので最も高い回答だったのは“リサイクルの推進”の25.8%であり、次いで“不法投棄対策や産業廃棄物の適正処理の促進”の25.2%、“ごみや放置自転車のないきれいなまちづくり”の24.6%、“ごみの発生抑制・減量推進”の19.1%、“環境教育・学習の充実”の10.6%が続いています。

年齢層別にみると、小さい子供の子育て中の人が多いと思われる30～39歳で“環境教育・学習の充実”の回答割合が他の年齢層に比べて高くなっている特徴がありました。

地域別にみると、“不法投棄対策や産業廃棄物の適正処理の促進”に対する回答が山田地域で45.0%と最も高くなっており、不法投棄が中山間地域において大きな課題となっていることが伺えます。

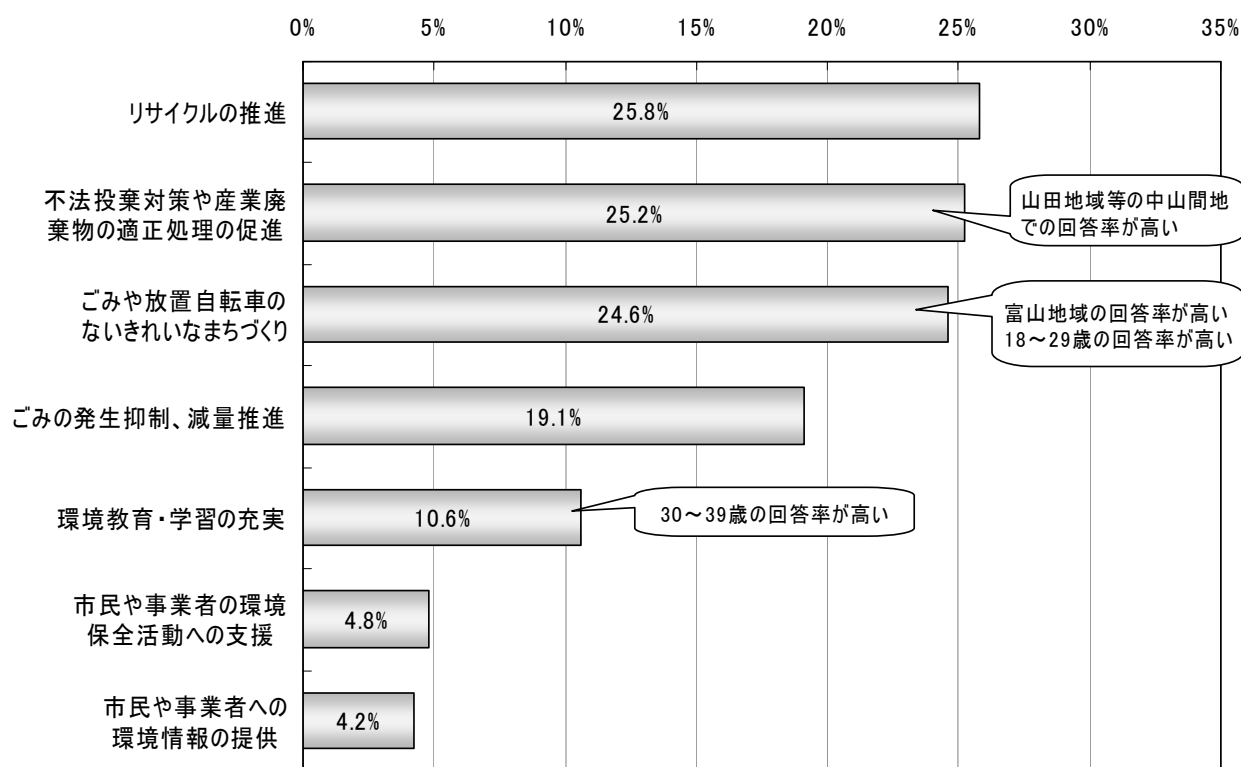


図3-1-15. 市に力を入れて欲しい環境施策〔ごみ分野抜粋〕

(9) 課題の整理

本市のごみ処理の現状について、国等の動向を踏まえながら、循環型社会を形成する上で今後課題となる事項を抽出したものを表3-1-11に示します。

表3-1-11. 課題の整理

区 分	主 な 課 題
市民の課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 発生・排出抑制の徹底 (2) リサイクルへの積極的な取り組み (3) 分別排出の徹底
事業者の課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自己処理責任の徹底 (2) 発生・排出抑制の徹底 (3) リサイクルへの積極的な取り組み
行政の課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみの発生量及び処理量に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 国の基本方針等を意識した戦略的な減量化等の目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の年間排出量及び1人1日平均排出量の削減 ○ 再生利用率（資源化率）の向上 ○ 最終処分量の削減 (2) ごみの発生・排出抑制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 市民一人ひとりの減量化意識を行動に繋げるためのしくみづくりの検討 (市民の自主的な取り組みへの支援、減量を促すため経済支援策の検討等) ② 事業者のごみ減量意識の向上と行動に繋げるためのしくみづくりの検討 (事業者の自主的な取り組みへの支援、事業系ごみの排出管理・指導の徹底等) ③ 適正なごみ処理費用の負担のあり方についての検討 (家庭ごみの有料化、処理施設への搬入手数料の検討) (3) 収集・運搬に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 分別排出ルールへの遵守・指導の徹底 ② 収集・運搬体制の効率化 ③ 市民満足度の高いごみ収集・運搬体制、高齢化社会に向けた収集体制の検討 ④ 収集・運搬時の環境負荷の低減 (4) 処理・処分 <ul style="list-style-type: none"> ① 埋立処分量の削減に向けた処理・処分体系の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 資源化できない廃プラスチック類の処理のあり方の検討 ○ 熔融スラグの利用拡大 ○ 資源化が進んでいない生ごみや古布、側溝汚泥の再生利用の推進 ○ 中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法の検討 (5) 普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ① 3R教育・学習の充実と情報発信・共有化の推進 ② 民間活動の支援及び人材の育成 (6) 管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ① 公平性・透明性のある清掃事業の推進 ② 他行政機関との協力体制の確立 ③ 事業評価の実施 (7) その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 市庁舎等における率先した3Rの推進 ② 環境美化・生活環境保全の推進（不法投棄防止対策、不適正処理の防止等） ③ 災害廃棄物への対応 ④ 循環型ビジネスへの支援

3.2 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

『脱埋立都市とやま』に向けての挑戦

— 私たち1人ひとりのこころがけと行動で創りあげる循環型まちづくり —

『脱埋立都市とやま』は、排出者である私たち1人ひとりがごみ問題を意識するだけでなく、実際に行動に繋げていくことで、「埋め立てる」ごみを可能な限りゼロにし、最終的に環境への負荷が小さい循環型まちづくりを形成することを目的として定めたものです。

そのためには、市民・事業者等の協力のもとで、ごみ処理に係る問題意識を共有し、廃棄物処理の優先順位を徹底することが重要になります。そして、減量化意識を行動に繋げるためのしくみづくりや、ごみ処理・処分体系の見直し、「循環ビジネス」等の市場形成への支援・指導等の様々な施策について、できるところから段階的に講じていくことで、『脱埋立都市とやま』の形成を目指します。

基本理念の背景

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から脱却し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現に向けた取り組みが全国的に進められてきています。
- 「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を形成する上での**廃棄物処理の優先順位**を次のとおり法定化しました。そのため、地方自治体においてもこれらの優先順位に則った廃棄物行政の運営が求められています。
 - まず、できる限りごみの発生を抑制する **①発生抑制=リデュース**
 - 次に、ごみとして排出されたものは、**②再使用(リユース)**、**③再生利用(リサイクル)**、**④熱回収(サーマルリサイクル)**の順で可能な限り循環的な利用を行う。
 - 最後にどうしても循環的な利用ができないものについては、**⑤適正な処分**を行う。
- 本市では、市民の協力のもと、空きびんの分別収集を昭和61年度（モデル地区での実施。なお、色別回収は平成7年8月）から開始して以来、分別品目を順次追加しながら、資源化の推進と埋立量の削減のため、現在の分別体制に移行してきました。
この結果、ごみの分別排出は市民に定着し、資源化の推進に大きな成果を上げています。

○しかしながら、社会経済活動やライフスタイルの多様化によって、排出されるごみが年々多様化し、資源化に対する社会的な要請が高まったことで、ごみ処理に要する経費も増大傾向にあります。また、循環型社会基盤施設の最終受け皿として重要な機能を果たしている山本一般廃棄物最終処分場では、その埋立量率が平成17年度末時点で約65%となり、残余容量にかかわらず平成21年3月には埋立満了（見込み）を迎えようとしています。このような状況のなか、ごみの減量化・資源化を推進し、埋立処分量を限りなくゼロに近づけていくための施策が必要となっています。

○これらの諸課題に対処するため、本市ではこれまでも廃棄物処理の優先順位に則り、“まず可能な限りごみの発生を抑制し、循環的な利用を推進する”という考え方をもとに施策の展開を推し進めてきましたが、今後は更に強力にごみの発生抑制、排出抑制を推し進めていく必要があります。

○しかし、こうした考えに基づく廃棄物行政の運営は、行政のみで対応できるものではなく、排出者となる市民や事業者においても、それぞれの立場で「資源を大切にし、かけがえのない地球環境や地域の豊かな自然環境を次世代の子孫に継承する」という精神を育みながら、その行動に責任を持ち、三者一体となる協働体制でごみの減量化・資源化に取り組んでいくことが重要になります。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、廃棄物処理の優先順位に基づく廃棄物行政の運営とともに、これらの仕組みを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させることが必要になります。

これらの考えを踏まえ、本計画における基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1	発生源からはじめるごみ減量の推進 — 発生抑制・再使用 —
基本方針2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 — 分別・再生利用 —
基本方針3	環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 — 適正処理・処分 —
基本方針4	計画の実現に向けた体制整備 — 体制・しくみづくり —

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P.56以降)を参照して下さい。

(3) 計画目標(数値目標)の設定

① 目標年度及び基準年度について

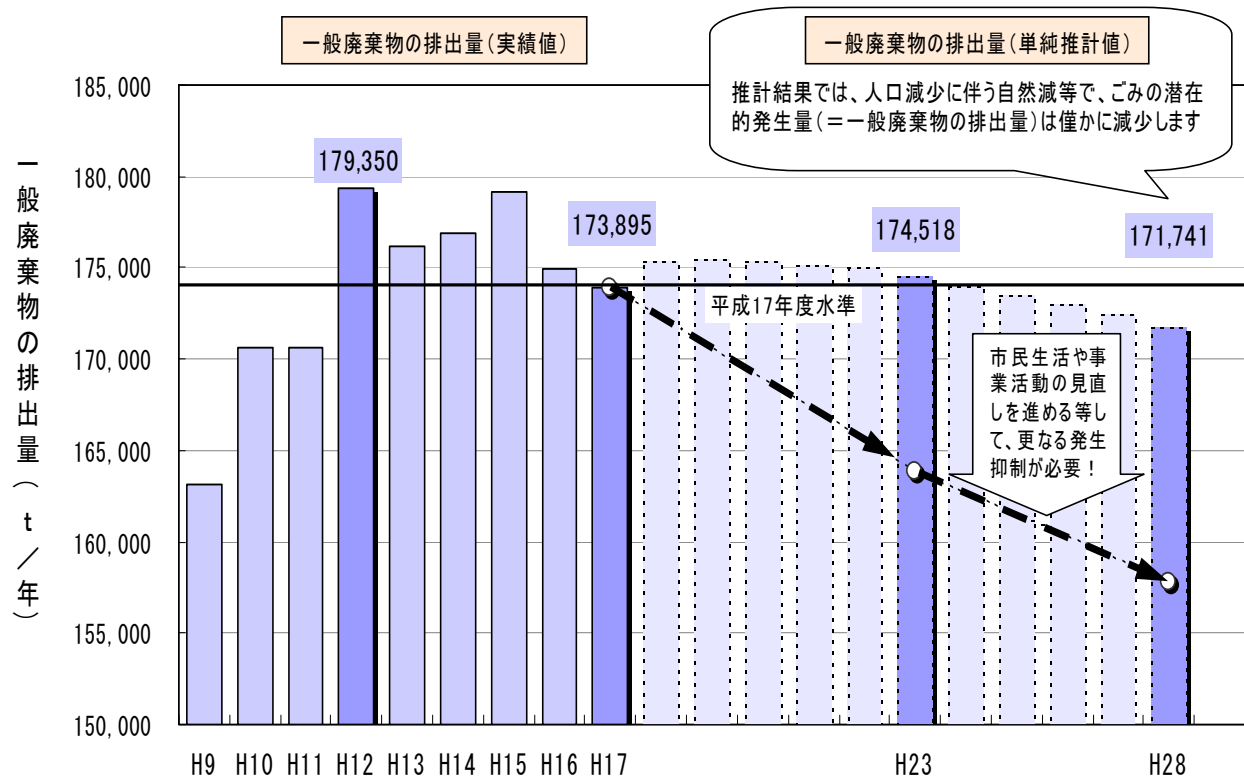
計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間とし、前期の目標年度を平成23年度に、後期の目標年度を平成28年度に設定します。

また、本計画では、循環型社会の形成に向けての進捗状況を見極めるための基準年度を設けるものとし、基準年度を「循環型社会形成推進基本法」が制定された平成12年度とします。

② ごみの潜在的発生量の単純推計値(実績から単純推計した自然増減値)

下図は、平成9年度から平成17年度までの一般廃棄物の排出量の実績をもとに、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けていった場合の単純推計結果を示したものです。

推計結果によると、一般廃棄物の排出量は、今後数年間、事業系ごみの潜在発生量の微増によって、平成17年度水準よりも若干高めに推移しますが、人口減少に伴う減量要素等が次第に大きくなることで、平成25年度以降は平成17年度水準を下回ることが見込まれます。



注記) 上記の見込み値は、家庭ごみは1人1日当たりの排出原単位 (g/人・日) を、事業系ごみは1日当たりの排出量 (t/日) を実績値とし、それらの実績をもとに最小二乗法による将来推計を行った結果を用いたものです。

■一般廃棄物の排出量の実績及び将来見込み(ごみの潜在的発生量の単純推計値)

項目	単位	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H23	H28
家庭ごみ (資源集団回収を含む)	t/年	121,197.0	125,594.2	124,847.8	130,795.6	127,725.7	127,798.5	130,046.9	127,917.8	126,356.0	124,285.2	120,646.3
事業所ごみ	t/年	41,990.6	45,035.4	45,829.8	48,554.0	48,407.0	49,051.3	49,122.0	47,052.5	47,539.0	50,233.1	51,094.5
計	t/年	163,187.6	170,629.6	170,677.6	179,349.6	176,132.7	176,849.8	179,168.9	174,970.3	173,895.0	174,518.3	171,740.8
基準年度H12を 「100%」とした場合	%	91%	95%	95%	100%	98%	99%	100%	98%	97%	97%	96%



【国等で定めている「廃棄物の減量化等の目標」との整合について】

ごみ量は都市の規模等によって異なり、例えば人口の多い大都市ほど、排出される1人当たりのごみの量は多くなる傾向があります。

そこで、国では全国の平均的な目標として、循環型社会を形成するための「廃棄物の減量化等の目標」を定めています。これにより、地方自治体において目標を設定・評価する際には、地域の取り組み状況等を踏まえた上で、国の目標と照らし合わせつつ、今後の廃棄物処理の方向性を検証することが必要になります。

(富山県においても、県内の地域性を踏まえた上で、国の目標を見据えた数値目標を掲げています。)

このため、本市としても、これまで取り組んできたごみの減量化・資源化施策やごみ処理体系における課題等を踏まえた上で、基本理念である「脱埋立都市とやま」の実現にふさわしい数値目標を定める必要があります。(数値目標の設定については、次頁を参照して下さい。)

■「循環型社会形成推進基本計画」(第3章第2節「取り組み指標に関する目標」より抜粋)

2 廃棄物等の減量化

(1)一般廃棄物の減量化

平成22年度において、1人1日あたりに家庭から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を平成12年度比で約20%減に、1日あたりに事業所から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を平成12年度比で約20%減とすることを目標とします。

【参考:環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成12年度実績)」より試算】

- ・「1人1日あたりに家庭から排出するごみの量」:平均約630グラム*
- ・「1日あたりに事業所から排出するごみの量」:平均約10キログラム
- *1人1日あたりに排出するごみの量1.1キログラムから事業系ごみ、資源ごみ等を除いた値

■「廃棄物の減量化その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(「二. 廃棄物の減量化その他適正な処理に関する目標の設定に関する事項」より抜粋)

2 廃棄物の減量化の目標量

(1)一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状(平成9年度)に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

■「富山県廃棄物処理計画(とやま廃棄物プラン)」(「第3章 1. 一般廃棄物の目標」より、数値目標のみ抜粋)

(1)一般廃棄物の目標

- 排出量を現状(平成12年度)に対し、平成22年度において7%削減する。
- 再生利用量を現状(平成12年度)の16%に対し、平成22年度において27%に増加させる。
- 最終処分量を現状(平成12年度)に対し、平成22年度において39%削減させる。

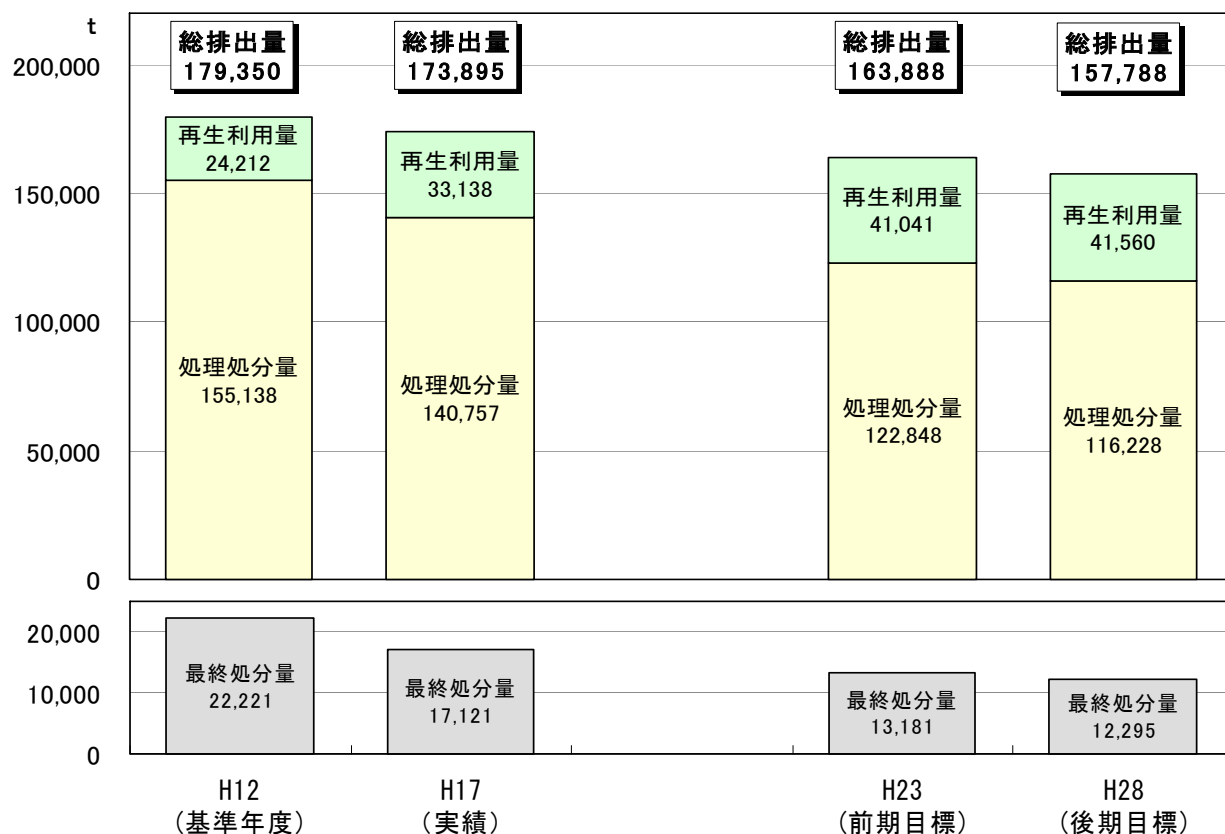
③ 数値目標

ア. ごみの発生から処分までの目標

ごみの減量化・資源化を進めるためには、目標年度と数値目標を明確に設定した上で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、積極的な取り組みを進めていくことが必要になります。

そこで、本計画では一般廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量の各項目について、次の目標を掲げます。

計画目標	平成12年度 (基準年度)	平成17年度 (実績)	平成23年度 (前期目標年度)	平成28年度 (後期目標年度)
減量化目標 ごみの発生抑制・再使用に対する取り組み目標	一般廃棄物の年間排出量を、 <u>基準年度(平成12年度)</u> に対して、平成23年度までに9%、平成28年度までに12%それぞれ削減します。			
	100として	97 (3%削減)	91 (9%削減)	88 (12%削減)
資源化目標 再生利用量に対する推進目標	再生利用率(資源化率)を、 <u>当該年度の年間排出量</u> に対して、平成23年度までに25%に、平成28年度までに26%にそれぞれ引き上げます。			
	14%	19%	25%以上	26%以上
最終処分量の削減目標 埋立量の削減目標	最終処分量を、 <u>基準年度(平成12年度)</u> に対して、平成23年度までに40%、平成28年度までに45%それぞれ削減します。			
	100として	77 (23%削減)	60以下 (40%以上削減)	55以下 (45%以上削減)



イ. 計画フレーム

項 目		単位	実 績		将来見込み		
			H12	H17	H23	H28	
計画処理区域内人口		人	420,804	421,156	417,744	410,300	
1 総排出量 (一般廃棄物排出量)	家庭ごみ	t/年	130,795.6	126,356.0	118,247.2	113,118.1	
	事業系ごみ	t/年	48,554.0	47,539.0	45,641.1	44,669.8	
	計	t/年	179,349.6	173,895.0	163,888.3	157,787.9	
2 資源集団回収量		t/年	12,316.5	11,983.4	13,082.5	12,864.4	
3 ごみ排出量	家庭ごみ	資源物	t/年	7,001.9	16,740.1	21,448.9	22,705.2
		可燃ごみ	t/年	98,019.1	86,986.9	73,856.6	68,799.5
		不燃ごみ	t/年	12,435.1	9,531.1	8,753.7	7,663.2
		埋立ごみ	t/年	1,023.0	1,114.5	1,105.5	1,085.8
		小計	t/年	118,479.1	114,372.6	105,164.7	100,253.7
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	48,554.0	47,539.0	45,641.1	44,669.8
		計	t/年	167,033.1	161,911.6	150,805.8	144,923.5
4 計画処理量		t/年	167,033.1	161,911.6	150,805.8	144,923.5	
5 直接資源化量		t/年	2,668.3	12,640.8	18,170.7	19,370.1	
6 中間処理量	クリーンセンター リサイクルセンター	焼却処理量	t/年	146,573.1	134,525.9	119,497.7	113,469.3
		不燃物処理量	t/年	12,435.1	9,531.1	8,753.7	7,663.2
		資源物処理量	t/年	4,333.6	4,099.3	4,060.4	4,103.4
	計	t/年	163,341.8	148,156.3	132,311.8	125,235.9	
7 処理残渣量		t/年	30,427.9	24,525.1	22,649.2	21,307.1	
8 処理後再生利用量	クリーンセンター リサイクルセンター	スラグ、メタル	t/年	0.0	1,318.1	2,883.6	2,732.7
		金属類	t/年	4,893.2	3,096.6	2,843.6	2,489.3
		容器包装資源物	t/年	4,333.6	4,099.3	4,060.4	4,103.4
	計	t/年	9,226.8	8,514.0	9,787.6	9,325.4	
9 処理後最終処分量	クリーンセンター リサイクルセンター	焼却残渣物	t/年	16,606.3	12,480.8	9,989.7	9,467.5
		破碎後の不燃残渣物	t/年	4,594.8	3,530.3	2,871.9	2,514.2
	計	t/年	21,201.1	16,011.1	12,861.6	11,981.7	
10 減量化量		t/年	132,913.9	123,631.2	109,662.6	103,928.8	
11 直接最終処分量		t/年	1,020.3	1,110.0	319.2	313.5	
12 自家処理量		t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	
13 総資源化量 (再生利用量)	資源集団回収量		t/年	12,316.5	11,983.4	13,082.5	12,864.4
	直接資源化量		t/年	2,668.3	12,640.8	18,170.7	19,370.1
	処理後再生利用量		t/年	9,226.8	8,514.0	9,787.6	9,325.4
	計		t/年	24,211.6	33,138.2	41,040.8	41,559.9
14 総最終処分量 (埋立量)	処理後最終処分量		t/年	21,201.1	16,011.1	12,861.6	11,981.7
	直接最終処分量		t/年	1,020.3	1,110.0	319.2	313.5
	計		t/年	22,221.4	17,121.1	13,180.8	12,295.2
15 再生利用率		%	13.5%	19.1%	25.0%	26.3%	
16 最終処分量		%	13.3%	10.6%	8.7%	8.5%	
17 数値目標の進捗状況	減量化目標(一般廃棄物の年間排出量)		H12を100	100	97	91	88
	資源化目標(再生利用率)		%	14%	19%	25%	26%
	最終処分量の削減目標(年間埋立量)		H12を100	100	77	59	55

市民1人1日平均ごみ量

18 一般廃棄物の排出量	(家庭ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	1,167.7	1,131.2	1,074.8	1,053.6
19 再生利用量	(家庭ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	157.6	215.6	269.2	277.5
20 最終処分量	(家庭ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	144.7	111.4	86.4	82.1

注記1) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。
注記2) 「NO.14 総最終処分量(埋立量)」で示した値は富山市分のみ

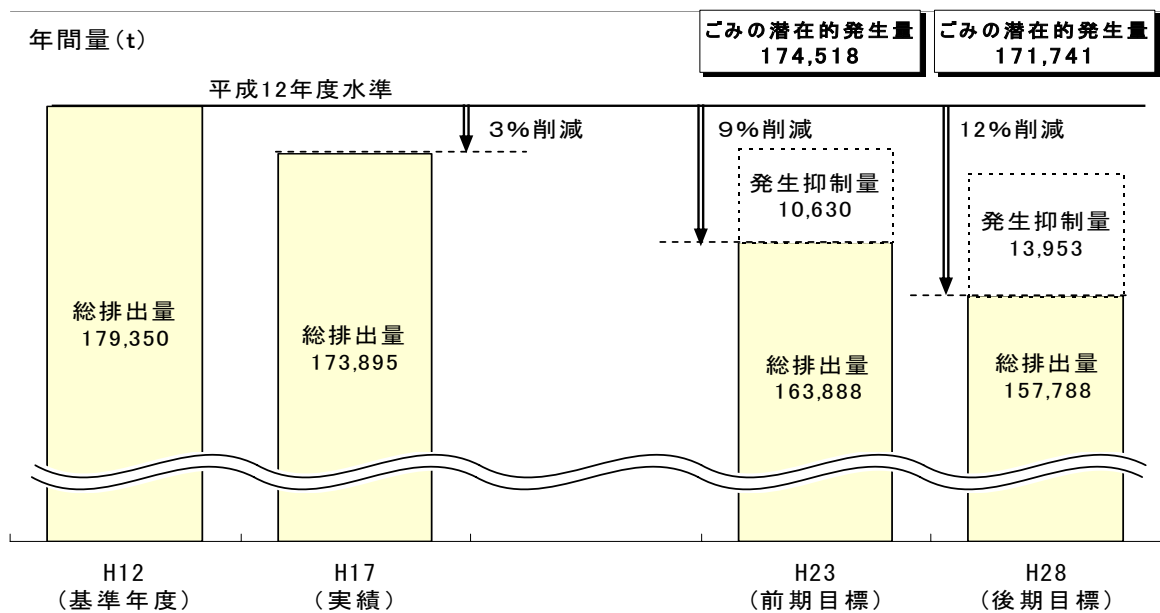
ウ. 各目標の内訳

■減量化目標の設定根拠〔一般廃棄物の排出量(総排出量=資源集団回収量+排出量)〕

平成17年度における一般廃棄物の排出量は173,895 t となり、平成12年度の179,350 t に対し、約3%の削減(発生抑制)を行うことができました。

しかしながら、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けていった場合、ごみの潜在的発生量は、平成17年度水準とおおむね同程度で推移する見通しとなります。

このため、今後はごみの発生抑制・再使用といった発生源の取り組みをより強化することで、一般廃棄物の排出量(ごみの発生量=総排出量)を平成12年度の179,350 t から、平成23年度には163,888 t に9%削減し、平成28年度には157,788 t に12%削減することを目標として掲げます。



＜この目標を達成するためには＞

○家庭ごみ排出量について

項目	単位	H12	H17	H23	H28
①年間総排出量 (排出量+資源集団回収量)	t/年	130,796	126,356	118,247	113,118
②市民1人当りの総排出量 (排出量+資源集団回収量)	g/人・日	851.6	822.0 (3.5%減)	775.5 (8.9%減)	755.3 (11.3%減)
③市民1人当りの排出量 (再生利用量を除いたごみ量)	g/人・日	693.9	609.4 (12.2%減)	513.4 (26.0%減)	484.8 (30.1%減)

注記) 「③市民1人当りの排出量」は「②市民1人当りの総排出量」から再生利用量(資源集団回収、直接資源化物、処理後の再生利用物)を差し引いた値。「循環型社会形成推進地域計画」では、平成22年度までに「504g/人・日」とすることを目標としている。

○事業系ごみ排出量について

項目	単位	H12	H17	H23	H28
①年間総排出量	t/年	48,554	47,539	45,641	44,670
②1事業所当りの排出量 (再生利用量を除いたごみ量)	kg/事務所・日	5.40	5.37 (0.6%減)	5.21 (3.5%減)	5.20 (3.7%減)

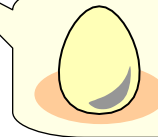
注記) 「②1事業所当りの排出量」は1事業所当たりの総排出量から再生利用量(処理後の再生利用物)を差し引いた値。「循環型社会形成推進地域計画」では、平成22年度までに「8kg/事務所・日」とすることを目標としている。



■減量化目標を達成するためには、各家庭におけるごみの発生抑制・再使用の取り組みが重要になります。

目標の達成には、市民1人1日当たり、あと 67g の減量が必要になります。

そこで、【ごみの排出実態調査結果】(抜粋版はP.30~33参照)をもとに、ごみ減量化の取り組み例を示しました。



およそ、卵1個分(60g)の重さに相当します。

①生ごみ(台所ごみ)

○手つかず食料品や食べ残しを減らしましょう。

現在、市民1人1日当たりで、手つかず食料品が約45g、食べ残しが約90gの計135gがごみとして廃棄されています。(果物の皮や卵の殻、魚の骨等の不可食分は含まれていません。)

②容器包装類(紙製容器包装、プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん)

○マイバック運動等に参加し、不要なレジ袋は断りましょう。

○量り売りや皿売り等の食品を選んだり、使い捨て商品の利用を減らしましょう。

○本や文房具等の日用品を購入するときには、簡易包装を心がけましょう。

現在、市民1人1日当たりで、資源物として収集した容器包装類が約65g、ごみとして廃棄された容器包装類が約100gの計165gが排出されています。(その内訳は、紙製容器包装類が55g、プラスチック製容器包装類が76g、空き缶が11g、空きびんが23gの計165gとなっています。)

①と②だけで、計 300g がごみとして排出されています。この中から1/4のごみを減らすことで、75gの減量が行うことができます。

この他、「生ごみの水切りの徹底」「生ごみを堆肥化し、家庭用菜園やガーデニング等で利用する」「着られなくなった服や、不要になった品物をフリーマーケットに出品したり、知人に譲る」等することで、更なるごみの減量が行えます。

■家庭ごみや事業系ごみの減量化に向けた新たな方策の調査・研究を行います。

本市の家庭ごみの収集・処理は、現在、全て税金により賄われていますが、ごみの発生抑制や再使用の推進、排出量に応じた負担の公平化、住民の減量意識の改革につながるものとして、家庭ごみの有料化は有効な手段の一つとなっています。

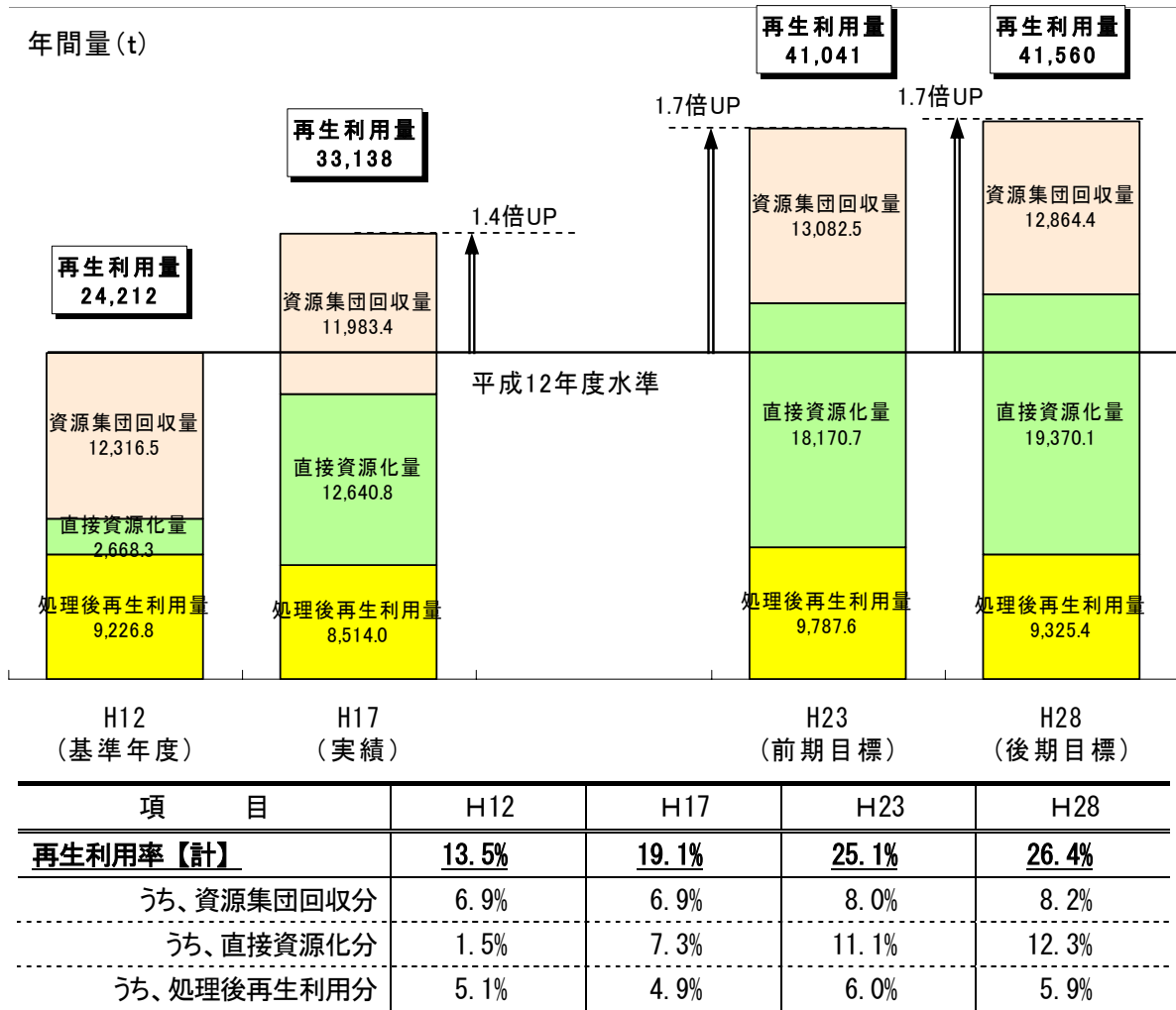
市では、今後ごみの減量化を推進するため、市民1人1日当たりの排出量や焼却量の減量進捗等を踏まえながら、家庭ごみ有料化の導入是非に関する検討を進めます。また、導入する場合には、その時期や方法、徴収する金額等の調査・研究も行います。なお、家庭ごみの有料化は、市民負担につながることから、市民からの意見を徴収する等して、十分な議論を重ねるとともに、ごみ処理費用やごみ処理状況等に関する情報も公開していきます。

事業系ごみは、事業者の処理責任の考えを周知徹底した上で、ごみ処理負担の公平化を図る必要があります。このため、施設に必要な処理費用に応じて、搬入手数料の見直しに係る検討を適宜行います。また、その際には、ごみとして処理するよりも、発生抑制や資源化を進めた方が有利となるような経済的誘導手法も調査・研究していきます。

■資源化目標の設定根拠〔再生利用率〕

平成17年度における再生利用率は19.1%となり、平成12年度の13.5%に対し、再生利用率を5.6%増加させることができました。

不用品を再び資源として活用することは、新たな資源の消費を抑制し、環境負荷への軽減にもつながることから、再生利用率を平成23年度には25%以上に、平成28年度には26%以上にそれぞれ向上させることを目標として掲げます。



再生利用率＝再生利用量／一般廃棄物の排出量

＜この目標を達成するためには＞

- ・市民1人当たりの資源集団回収量実績は、平成14年度以降減少傾向にあることから、より積極的な取り組みが必要となります。なお、平成18年4月から、富山市エコタウンで布類の資源化を行える民間施設が稼働したことから、これまで殆ど進んでいなかった布類の回収を進めていきます。
- ・直接資源化量には、例えば分別収集している資源物（容器包装類や古紙等）があります。昭和61年度に空きびんの分別収集を開始した以降、資源物の分別品目を順次追加したこともあり、市民1人当たりの回収実績は順調に増加してきています。しかし、まだ可燃ごみや不燃ごみに資源可能なものが排出されていることから、分別排出の徹底を進めていく必要があります。また、平成18年5月から、富山市エコタウンを活用した生ごみの資源化事業や、資源物ステーション（拠点回収）による布類の回収、今まで埋立処分していた側溝汚泥の再生事業を開始しており、今後もこれらの事業を拡大していきます。
- ・処理後再生利用量として、焼却灰による溶融スラグの利用用途を拡大していく必要があります。また、富山地区広域圏クリーンセンターや富山地区広域圏リサイクルセンターから発生する処理残渣物の資源化手法（現在は埋立処分している）についても調査・研究を進めていく予定です。



■資源化目標の達成には、各家庭における「資源物の分別排出の徹底」が重要になります。

目標の達成には、市民1人1日当たり、あと 43g の資源化が必要になります。

資源物の分別排出ルールは、これまでも浸透が図られてきていますが、まだ資源物が可燃ごみや不燃ごみに混じって廃棄されている状況にあります。（現在、資源物として収集した容器包装類は約65g、ごみとして廃棄された容器包装類は約100gであり、約6割の容器包装類がごみとして廃棄されている。）

その要因の一つとして、分別排出ルールをきちんと守っている人とそうでない人がいることがあります。このため、市では、今後も引き続き、定められた分別排出ルールを周知徹底する啓発・指導を行っていきませんが、分別排出の手間に応じた負担の公平化につながる方策についても、「家庭ごみの減量化に向けた新たな方策（家庭ごみの有料化等）」の検討とともに進めていきます。

○家庭から回収する資源化目標量について

項 目	単位	H17	H23	H28
①年間総資源化物量 (資源集団回収+分別収集等)	t/年	16,740.1	21,448.9	22,705.2
②市民1人当りの総排出量 (資源集団回収+分別収集等)	g/人・日	108.9	140.7 (+31.8)	151.6 (+42.7)

注記) 上記の資源物は、資源集団回収、拠点回収、分別収集によって回収された資源物のこと。

■資源物の分別回収率の目標について

資源物の分別排出の目標値として、各目標年度における分別回収率を定めました。

なお、平成17年度の分別回収率は、資源物の回収実績や「ごみの排出実態調査結果」をもとに推定したごみに混入している資源物の割合等をもとにして、求めた値です。

項 目	H17	H23	H28	回収方法
紙製容器包装	14.4%	30.0%	40.0%	収集、拠点回収
ペットボトル	69.2%	80.0%	85.0%	拠点回収（一部地区では収集）
プラスチック製容器包装	29.2%	45.0%	50.0%	収集、拠点回収
空き缶	73.9%	80.0%	85.0%	収集、拠点回収、資源集団回収
空きびん	79.3%	85.0%	90.0%	収集、拠点回収、資源集団回収
古紙（新聞紙、雑誌）	69.6% (72.1%)	80.0%	85.0%	収集、拠点回収、資源集団回収
古紙（段ボール）	80.4%	85.0%	90.0%	収集、拠点回収、資源集団回収
古布類（繊維類）	0.3%	65.0%	75.0%	拠点回収、資源集団回収
生ごみ	0.0%	2.5%	3.0%	収集（実施地区分）

注記1) 分別回収率の算定は、P.34を参照のこと。

注記2) 古紙（新聞紙、雑誌）の平成17年度の分別回収率72.1%には「飲料用紙製容器（紙パック）」を含んでいる。「飲料用紙製容器（紙パック）」を除いたものは69.6%であり、分別回収率の目標値は本値をもとに定めた。

注記3) 生ごみの分別回収率が低いのは、実施地区で行う生ごみ資源化量を本市全域の生ごみ排出量で除しているため。なお、平成18年5月から開始している実施地区分の生ごみ量を分別回収率に換算すると、0.2%となる。



■資源物の重さはどれくらい？

前頁には、市民の皆さんが取り組む「1人1日資源化目標」を掲げました。これらの資源化に取り組む方法は、各家庭によって異なりますが、ここでは資源物回収の目安として、品目毎に目安の重さ（g）を表示しました。

資源化の取り組みを行う際の目安として、お役立て下さい。

古紙(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック等)	
主な品目	単位重量g(目安)
新聞紙(朝刊/夕刊1日分)	160程度、40程度
折り込みチラシ(1日分)	110 ~ 200
雑誌(少年週刊誌1冊)	620 ~ 650
雑誌(週刊誌1冊)	410 ~ 450
単行本(1冊)	210 ~ 740
文庫本(1冊)	100 ~ 310
段ボール(みかん箱~贈答品箱)	500 ~ 600
牛乳パック(1L用1本)	33程度
ジュースパック(1L用1本)	33程度

(内側が銀紙やアルミでコーティングされたものは除きます)

古布	
主な品目	単位重量g(目安)
シャツ・ブラウス(1枚)	110 ~ 180
ズボン・スカート(1枚)	200 ~ 410
トレーナー(1枚)	300 ~ 450
寝間着(上下1着)	400 ~ 580
シーツ・布団カバー(1枚)	440 ~ 1,040
座布団カバー・枕カバー(1枚)	80 ~ 140

紙製容器包装		
区分	主な品目	単位重量g(目安)
箱類	食料品等の外箱(1箱)	4 ~ 110
	靴箱(1箱)	163 ~ 210
	化粧品の外箱(1箱)	8 ~ 350
	たばこの外箱(1箱)	7 ~ 10
	ティッシュ箱(1箱)	34 ~ 40
包装紙類	購入店や贈答品等の包装紙(1枚)	14 ~ 30
袋	購入店や贈答品等の紙袋(1袋)	33 ~ 110
缶・カップ類	菓子の缶(紙筒)(1個)	12 ~ 20
	紙カップ(1個)	4 ~ 9
ふた類	菓子等の容器のふた(1枚)	4 ~ 7
トレイ等 その他	食品トレイ(1個)	4 ~ 20
	菓子箱の中敷き・台紙等(1枚)	29 ~ 53
	洋服等の中敷き(1個)	30程度

ペットボトル	
主な品目	単位重量g(目安)
飲料用ペットボトル 500ml(1本)	28 ~ 35
飲料用ペットボトル 1.5L(1本)	62程度
飲料用ペットボトル 2.0L(1本)	60 ~ 75
醤油用ペットボトル 1.0L(1本)	40程度
(キャップや外側のラベルは外し、プラスチック製容器包装に出して下さい。)	キャップ :3g程度 ラベル :3g程度

プラスチック製容器包装		
区分	主な品目	単位重量g(目安)
カップ・ パック類	卵パック(1ケース)	10 ~ 21
	食品容器(1ケース) (野菜・果物・豆腐・菓子等)	6 ~ 10
	コンビニ等の弁当容器(1個)	11 ~ 41
	冷菓子等のカップ(1個)	7 ~ 18
トレイ類	カップ麺の容器(1個)	8 ~ 21
	野菜・果物・総菜・冷凍食品等(1個)	2 ~ 20
ボトル類	台所用や風呂用洗剤等の容器(1個)	23 ~ 210
	洗濯液容器(1個)	43 ~ 200
	シャンプー・リンス容器(1個)	27 ~ 79
ポリ袋・ ラップ類	スーパーのレジ袋(1袋)	3 ~ 15
	菓子・パン・野菜・ラーメン袋(1袋)	2 ~ 7
	菓子箱等の外装用フィルム(1枚)	2以下
	洗剤等の詰め替え用容器(1袋)	7 ~ 20
パック等 容器	ウエットティッシュケース(1箱)	51 ~ 80
	歯ブラシ、電池、化粧品ケース(1箱)	4 ~ 15
緩衝材	われもの等の梱包材	65 ~ 120

空き缶(1本当り)	
主な品目	単位重量g(目安)
スチール缶	
・飲料用缶(190ml, 250ml, 280ml)	36, 42, 29
アルミ缶	
・ビール缶(250ml, 350ml, 500ml, 2L)	15, 16, 19, 83
・飲料用缶(350ml, 500ml)	18, 23

空きびん(1本当り)	
主な品目	単位重量g(目安)
乳酸飲料・清涼飲料びん	120 ~ 360
ウイスキー・ワインびん	330 ~ 620
ビールびん(大, 中, 小)	260, 340, 600
一升びん(1.8L 日本酒・醤油等)	950 ~ 970
調味料びん(酢・みりん・つゆ・ジャム等)	56 ~ 300

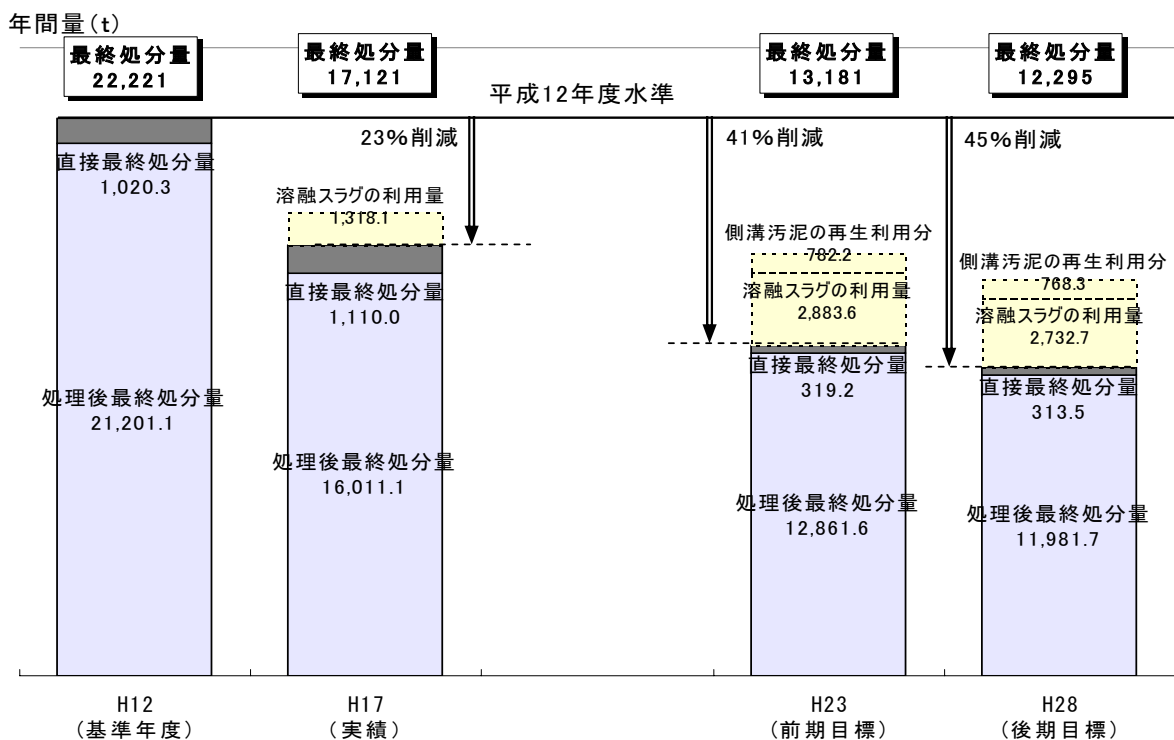
注記) いずれの品目も、汚れのとれないものやとれにくいものは、これまでと同様にごみとして出して下さい。

■最終処分量の削減目標の設定根拠

ごみの減量化や資源物の分別排出の取り組みを進めるとともに、焼却灰の熔融スラグ化による再生利用等を推進した結果、平成17年度における最終処分量は17,121 t となり、平成12年度の22,166 t に対し、約23%の削減を図ることができました。

しかしながら、現在稼働している山本一般廃棄物最終処分場は、残余容量にかかわらず平成21年3月には埋立満了（見込み）を迎えようとしていることから、今後は埋立処分量を限りなくゼロに近づけていくために、ごみの発生抑制や再使用等の発生源対策を更に推し進め、資源物の分別排出の徹底や中間処理後の再生利用量の推進を図っていく必要があります。

このような取り組みを推進することで、最終処分量を平成12年度の22,166 t に対し、平成23年度には13,181 t に40%以上の削減、平成28年度には12,295 t に45%以上の削減を目標として掲げます。



項目	H12	H17	H23	H28
最終処分量の削減目標【計】	100	77 (23%削減)	59 (40%以上削減)	55 (45%以上削減)
うち、処理後最終処分量	100	76	61	57
うち、直接最終処分量	100	109	31	31

＜この目標を達成するためには＞

- ・直接最終処分量の約7割（平成17年度時点）を占めている側溝汚泥を再生土として活用する資源化事業を平成18年4月から開始し、その量を順次拡大していくこととしています。
- ・以前の処理後最終処分量は、その約8割が焼却灰でした。そのため、富山地区広域圏クリーンセンターを更新した平成15年度から焼却灰を熔融スラグ化し、有効利用することで埋立量の削減ができました。今後も引き続き熔融スラグの需要先や利用用途の開拓を進めていく等して、埋立量の削減を図っていきます。また、それ以外の処理残渣物^{※1}の資源化手法についても調査・研究を進めていく予定です。

※1 富山地区広域圏クリーンセンターから発生する集じん灰や熔融飛灰、不燃残渣物、及び富山地区広域圏リサイクルセンターから発生する破碎後の不燃性残渣物

(4) 基本方針に基づく施策の展開

本計画の計画目標（数値目標）の達成に向け、市（行政）が取り組んでいく施策を次のとおり定めま
す。

基本方針	項 目	主 な 施 策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発生源からはじめるごみ減量の推進</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【発生抑制・再使用】</p>	<p>環境教育と啓発活動による意識改革の推進</p>	<p>①環境教育・環境学習の充実</p> <p>②PR・啓発活動の展開</p> <p>③自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ごみを作らない・出さない行動の推進</p> <p>家庭ごみの発生抑制・再使用の推進</p>	<p>①家庭ごみ減量化の新たな方策の調査・研究</p> <p>②補助金等による経済的な支援</p> <p>③生ごみの減量化を促進するための啓発・支援</p> <p>④不用品等の再使用促進のための啓発・支援</p> <p>⑤容器包装削減のための啓発・支援</p>
	<p>事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進</p>	<p>①事業所の自主的な取り組みの奨励</p> <p>②事業系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究</p> <p>③過剰包装削減のための啓発</p>
	<p>市（行政）のごみの発生抑制・排出抑制の推進</p>	<p>①市庁舎等の行政施設における3Rの推進</p> <p>②市主催の催事場等における3Rの推進</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【分別・再生利用】</p>	<p>家庭ごみの分別排出ルール遵守の徹底</p>	<p>①分別排出ルール遵守のための啓発</p> <p>②指導の徹底</p> <p>③違反ごみ等への対応</p>
	<p>事業系ごみの排出管理の徹底</p>	<p>①指導・啓発の徹底</p> <p>②新たな資源化促進制度導入の検討</p> <p>③小規模事業所に対する排出の指導</p>
	<p>品目別の資源化の推進</p>	<p>①容器包装類の資源化事業の推進</p> <p>②古紙類の資源化事業の推進</p> <p>③古布類の資源化事業の推進</p> <p>④生ごみの資源化事業の推進</p> <p>⑤側溝汚泥の資源化事業の推進</p> <p>⑥剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進</p> <p>⑦食品廃棄物の資源化事業の推進</p> <p>⑧「富山市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進</p> <p>⑨その他資源化事業の推進</p>
	<p>循環型ビジネスへの支援</p>	<p>①民間施設の活用と施設整備の推進</p> <p>②再生品の利用拡大</p> <p>③資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供</p>

基本方針	項目	主な施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進</p> <p style="text-align: center;">【適正処理・処分】</p>	<p>【再掲】 家庭ごみの分別排出ルール遵守の徹底</p>	<p>①【再掲】分別排出ルール遵守のための啓発 ②【再掲】指導の徹底 ③【再掲】違反ごみ等への対応</p>
	<p>【再掲】 事業系ごみの排出管理の徹底</p>	<p>①【再掲】指導・啓発の徹底 ②【再掲】新たな資源化促進制度導入の検討 ③【再掲】小規模事業所に対する分別排出の指導</p>
	<p>収集・運搬計画</p>	<p>①効率的な収集・運搬体制の整備 ②市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備 ③環境にやさしい収集車両の導入</p>
	<p>中間処理計画</p>	<p>①中間処理施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減 ②溶融スラグの利用用途の拡大 ③中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法に関する調査・検討</p>
	<p>最終処分計画</p>	<p>①最終処分場の適正管理と処分に伴う環境負荷の低減 ②埋立量の減量化・減容化の推進 ③計画的な施設の確保に向けた検討</p>
	<p>排出禁止物等への対応</p>	<p>①排出禁止物の啓発・指導の徹底 ②在宅医療廃棄物の取り扱いについて</p>
	<p>環境美化・生活環境保全の推進</p>	<p>①不法投棄の防止対策の推進 ②不適正処理の防止対策の推進 ③まちの環境美化推進</p>
	<p>災害廃棄物への対応</p>	<p>①「災害廃棄物処理計画」の策定の検討</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">計画実現に向けた体制整備</p> <p style="text-align: center;">【体制・しくみづくり】</p>	<p>公平性・透明性のある廃棄物行政の推進</p>	<p>①廃棄物処理にかかる費用の透明化 ②事業評価の実施 ③情報管理・情報開示システムの充実</p>
	<p>市民や関係機関との協力体制の確立</p>	<p>①市関係部局との連携 ②国、県、富山地区広域圏及び構成市町村との連携 ③環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会との連携 ④廃棄物減量等推進員制度の活用</p>
	<p>本計画及び各種事業・施策の進行管理の実施</p>	<p>①本計画に基づくごみ処理実施計画の作成 ②本計画の毎年度の進行管理の実施 ③本計画の目標年度の翌年度における計画全体の評価と見直し</p>

発生源からはじめるごみ減量の推進 —発生抑制・再使用—

【基本的な考え方】

循環型社会への転換を図るには、まず発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点を置いた“ごみを出さない”まちづくりを構築する必要があります。そのためには、私たち一人ひとりがごみの排出者であることをしっかりと認識し、それぞれの立場で創意工夫しながら“ごみを出さない”取り組みを自主的・主体的に進めることが不可欠となります。

このため、市では、まずごみに対する関心を深めてもらうための環境教育や啓発活動を進めます。また、自主的・主体的にごみの減量化に取り組むための支援や情報提供を行います。さらに、現行の制度やしくみの見直し、事業系ごみの管理・指導体制の強化も進めていきます。

【市民・事業者が果たしていく役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習や環境教育に自発的に参加し、また参加を呼びかけます。 ○環境関連のイベントや地域の環境保全活動等に主体的に参加します。 ○“とやまエコライフ・アクト10宣言”等に積極的に参加して、省エネルギーやごみの減量に取り組みます。 ○不要になるものは貰わない・買わない生活スタイルを心がけます。 ○買い物際にはマイバックを持参します。 ○過剰包装は断り、ばら売り商品や簡易包装商品を選びます。 ○使い捨ての商品の利用を減らし、再使用できる商品を選びます。 ○買いすぎや作りすぎに注意して、手つかず食品や食べ残しをなくします。 ○献立等を工夫して、生ごみを極力少なくする料理方法（エコクッキング）に取り組みます。 ○生ごみ処理機やコンポスト容器を活用する等して、生ごみの減量化に取り組みます。 ○ごみとして排出する前には、生ごみの水切りを徹底します。 ○購入時には長く使えるものを選び、可能なものは修理・修繕する等して、長く大事に使います。 ○不要となってもまだ使えるものはフリーマーケットやリサイクルショップを利用する等して、なるべくごみとして排出しません。 ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○「拡大生産者責任」の考え方を理解し、設計・仕入・製造・販売・流通の各工程を見直す等して、発生抑制や再生を考慮した生産構造への転換を進めます。 ○ごみの減量や資源化に主体的に取り組むため、率先してISO14001やエコアクション21等の認証・登録制度を導入します。 ○社員への環境教育を進める一方、環境関連イベント等に参加・協賛し、情報提供を行うことで、地域の活動支援にも取り組んでいきます。 ○過剰包装をやめ、包装の簡易化に取り組みます。 ○レジ袋の有料化やポイント制を活用する等して、レジ袋の削減に取り組みます。 ○「食品リサイクル法」に基づく食品廃棄物は、食品の購入や調理方法の改善、水切りの徹底等による発生抑制や減量に取り組みます。 ○販売した商品の修理・保守体制を充実させます。 ○市が取り組む施策を理解し、協力します。

【市（行政）が取り組む施策】

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

環境教育と啓発活動による意識改革の推進

〔施策の方向性〕

環境教育・環境学習の充実

子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象として、学び・知る機会を提供します。

とりわけ将来を担う子どもたちには、学校や家庭、地域との連携を図る等して、環境教育の時間が十分確保されるよう働きかけをしていきます。

PR・啓発活動の展開

ごみ処理に関する問題点や身近な情報を市民・事業者・行政間で共有するため、各種広報媒体を活用したPRの推進や、啓発活動の場を拡大していきます。

自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成

自ら率先して減量化・資源化を実践する個人や団体への支援、地域や学校等でリーダーとなる人の育成・支援を進めます。

ごみを作らない・出さない行動の推進

〔1〕家庭ごみの発生抑制・再使用の推進

市民は、自らがごみの排出者であることを認識し、生活スタイルを見直すことで、ごみの発生抑制や再使用のための取り組みを自主的に進める必要があります。また、行政が実施する施策を理解し、積極的に参加または協力することが求められます。

市では、市民の自主的な取り組みが円滑に推進できるよう、PRや啓発、取り組みへの支援を行いながら、現行の制度やしくみの見直しに係る検討を進めていきます。

〔施策の方向性〕

家庭ごみ減量化の新たな方策の調査・研究

現在、多くの自治体で実施や検討が進められている家庭ごみの有料化は、ごみの減量化に有効な手法となっています。環境省において、平成17年5月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」として、ごみの発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革を進めるため、全国の自治体において、ごみの有料化の推進を図るべきとの方向性が示されました。

現在、本市の家庭ごみの収集・処理は全て税金で賄われていますが、ごみ処理費用の公平な負担のあり方やごみの減量化の進捗状況等を考慮しながら、家庭ごみの有料化等について、調査・研究を進めていきます。

具体的な検討は、学識経験者や市民等から構成される廃棄物減量等推進審議会や専門部会等で進めます。その際の審議内容や経緯は情報公開し、また市民からの意見も徴収する等して、幅広く十分な議論を重ね、本市としての最適なあり方を選定していきます。

補助金等による経済的な支援

ごみの減量化に向けた取り組みを経済的な側面から支援するため、資源集団回収の報償金制度や、家庭用生ごみ処理機器の購入補助事業を継続的に推進していきます。

また、その他の経済支援策の導入についても、調査・研究していきます。

生ごみの減量化を促進するための啓発・支援

家庭から排出される可燃ごみのうち、生ごみに占める割合は約5割（重量比）に達しています。生ごみをできる限り減らすことは、可燃ごみの大きな減量に繋がります。

そこで、市では生ごみを減量化するための優先順位を明確にし、それぞれの優先順位に基づく減量方法を啓発します。また、自主的な取り組みを進めている市民や各種団体の情報を募集する等し、その結果をホームページ等で紹介していきます。

優先順位1. 手つかず食料品や食べ残しをなくす。

優先順位2. 生ごみが出にくい献立や調理方法を工夫する。（エコクッキングの実践）

優先順位3. 発生した生ごみではできる限り、生ごみ処理機や堆肥化容器を活用する等して、生ごみの減量化（資源化）に努める。

優先順位4. 生ごみを可燃ごみとして排出する際は、排出前に水切りを徹底する。

不用品等の再使用促進のための啓発・支援

不用品等の再使用を促進するための啓発や、自主的な取り組みを実践する各種団体等への支援を進めます。

容器包装類の削減のための啓発・支援

容器包装類は、家庭ごみの容積比で6割、重量比で2割強を占めています。市では、これまでも容器包装類を分別収集する等して資源化を進めてきましたが、今後は容器包装類の使用自粛に重点を置く等して、容器包装類自体を減らすことが必要となっています。

このため、市では、容器包装の使用自粛を促すため、市民や事業者と連携しながら「レジ袋の削減・マイバック持参キャンペーン」をはじめとした各種PR・啓発活動や、市民や事業者の自主的な取り組みに対する支援を進めていきます。

[2] 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

事業者は「拡大生産者責任」「排出者責任」を認識し、事業活動を見直すことで、ごみの発生抑制・排出抑制のための取り組みを主体的に進める必要があります。また、市が実施する施策を理解し、協力する必要があります。

市では、事業者の主体的な取り組みが円滑に推進できるよう、情報提供や取り組みへの支援を行うとともに、指導の充実や現行制度・しくみの見直しに係る検討を進めていきます。

〔施策の方向性〕

事業所の自主的な取り組みの奨励

市では、これまで、大規模事業所^{注記1)}に対し、「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成と提出を義務づけてきました。今後はその集計結果や奨励的な取り組み事例等を電子化・情報公開する等して、他事業所に対し、ごみの減量化を促していきます。

また、大規模事業所以外の事業所にも、アンケート調査等による実態調査を定期的を実施する等して、減量化・資源化に対する取り組み状況を把握していきます。

注記¹⁾ 対象となる大規模事業所は、「富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」に定める建築物であり、次のいずれかに該当する建築物をいう。

- ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物
- ②大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- ③②の建築物以外の建築物で、事業系一般廃棄物を多量に排出すると市長が認めるもの

事業系ごみ減量化の新たな方策の調査・研究

事業系ごみの減量化を促進するには、排出者責任の考えに基づく処理費用負担の原則を周知徹底し、ごみ処理に係る負担の公平化を図ることが必要となります。このため、処理経費に応じて、富山地区広域圏クリーンセンターの搬入手数料の見直しを適宜検討していきます。その際には、ごみとして処理するよりも、発生抑制や資源化を進めた方が有利となるような経済的誘導手法も調査・研究していきます。

過剰包装削減のための啓発

過剰包装の削減に向けて、各事業者が実施する取り組み（マイバック運動や簡易包装キャンペーン等）を支援していきます。また、スーパー等の小売店とのレジ袋削減等に関する協定締結制度の導入を検討していきます。

さらに、平成18年6月に法改正された「容器包装リサイクル法」^{注記²⁾}に基づき、容器包装多量利用事業者への指導・啓発を実施していきます。

注記²⁾ 改正した「容器包装リサイクル法」では、容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として、「各種商品小売業」及び「飲食品小売業」、「織物・衣服・身の回り品小売業」等の小売業全般が指定され、これに属する事業者を指定容器包装利用事業者と定義された。

これらの事業者には、容器包装の使用原単位の低減に関する目標設定や、容器包装の有料化・マイバッグ等の提供等による消費者の排出抑制の促進、薄肉・軽量化された容器包装の使用、簡易包装の推進等の措置を行うことで、自らの容器包装類の過剰使用を抑制する責務が生じた。（平成19年4月施行）

さらに、これらの事業者のうち、毎年50 t以上を利用する小売事業者を容器包装多量利用事業者と定義し、容器包装を用いた量や容器包装の利用の合理化の取り組みなどについて毎年度、報告することが定められた。（平成19年4月施行）

[3] 市（行政）のごみの発生抑制・排出抑制の推進

市では、自らが率先して事業活動や日常生活におけるごみの減量化を進めます。

〔施策の方向性〕

市庁舎等の行政施設における3Rの推進

市が率先して3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進するため、市庁舎等の行政施設における3R行動計画を作成します。また、廃棄物行政に関わる職員だけでなく、全職員が自らの事業活動や日常生活で3R行動を実践するため、その意識啓発を促す研修を定期的を開催します。

また、本市独自の環境マネジメントシステムの適正な運用を実施していきます。

市主催の催事場等における3Rの推進

市主催の催事場等における3Rの効果的な方法を検討していきます。

多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 —分別・再生利用—

【基本的な考え方】

ごみの発生抑制や再使用を優先的に取り組むことは重要ですが、それでも排出されるものについては、資源としての循環的な利用を推進させることが必要です。

市では、経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの特質を活かすために徹底したごみの分別排出を行うことで、資源としての循環的な利用を推進します。

取り組む施策として、まず、分別排出ルールへの遵守を徹底するため、市民や事業者に対し、啓発や指導を強化していきます。

次に、地域での資源集団回収や拠点回収の充実を図ることで、市民や事業者の自主的な取り組みを支援します。また、民間活力による資源化処理体制を整備する等して、富山市エコタウンをはじめとした循環ビジネスの活性化を図っていきます。

さらに、分別収集の頻度や方法、新たな資源物回収ルート、回収した資源物の受け皿の整備等についても調査・研究しながら、多くの市民や事業者の協力が得られる円滑な資源化システムを構築させていきます。

なお、資源の循環的な利用を促進するには、再生品の利用拡大が極めて重要な要素となります。そのため、市では率先して再生品の利用拡大を進めます。また、市民や事業者においても積極的な利用が行われるよう、PR・啓発を展開していきます。

【市民・事業者が果たしていく役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会等の各種団体が自主的に行う資源集団回収に積極的に参加します。 ○店頭回収実施店や資源物ステーション等の拠点回収を活用して、資源物回収を進めます。 ○分別排出の必要性を理解し、定められた分別排出ルールを理解して、資源物とごみの分別排出（分別収集）を徹底します。 ○買い物をするときは、環境にやさしい商品マーク（エコマークやグリーンマーク等の環境ラベル）が付いている商品を積極的に選択します。 ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○「排出者責任」を認識し、資源として循環が可能なものは分別排出に積極的に取り組み、リサイクルを推進します。 ○地域や業種等の連携による事業系ごみの共同回収システムを構築し、古紙等の資源物を回収します。 ○富山県リサイクル認定制度のエコショップに登録する等し、店頭回収実施店としての取り組みを推進します。 ○「食品リサイクル法」に基づく食品廃棄物は、まず発生抑制を推進し、それでも排出されたものは資源化（再生利用）に取り組みます。 ○市と連携して、資源化の効率的な収集運搬・処理・販売ルート開拓等の方法を調査・検討し、民間施設等の基盤整備に取り組めます。 ○再生品等のグリーン購入を積極的に取り入れます。 ○市が取り組む施策を理解し、協力します。

【市（行政）が取り組む施策】

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

家庭ごみの分別排出ルール遵守の徹底

〔施策の方向性〕

分別排出ルール遵守のための啓発

資源物とごみの分別排出を徹底するため、「広報とやま」やホームページ、町内回覧板、タウン情報誌を活用する等して啓発を行います。

また、「家庭ごみの分け方、出し方ポスター」の全戸配布や、希望する町内において分別排出の説明会を随時開催する等して、周知徹底に努めます。

なお、今後当面の間、ごみの分別排出方法は次のとおりとします。

分 別 区 分	資源集団回収	拠点回収		収 集 【詳細は P.68参照】		
		店頭回収	資源ステーション			
資 源 物	空き缶（アルミ缶、スチール缶）	○	なし	○	月2回	
	空きびん	無色透明びん	なし	（牛乳瓶等）	○	月2回
		茶色びん	なし	（酒瓶等）	○	月2回
		その他びん	なし	なし	○	月2回
	紙製容器包装	なし	なし	○	月1回	
	ペットボトル	なし	○	○	現在実施している地域のみ	
	プラスチック製容器包装	なし	（白色トレイ）	○	月4回	
	古紙（新聞・雑誌・段ボール）	○	なし	○	月1回	
	牛乳パック	○	○	なし	なし	
	古布	○	なし	○	なし	
	生ごみ（モデル地区のみ）	なし	なし	なし	週2回	
	特定家庭用機器廃棄物 <small>注記1)</small>	なし	なし	なし	随時（事前連絡要）	
	可燃ごみ〈クリーンセンター搬入分〉	なし	なし	なし	週2回	
不燃ごみ〈リサイクルセンター搬入分〉	なし	なし	なし	月2回		
埋立ごみ〈山本一般廃棄物最終処分場搬入分〉	なし	なし	なし	随時（事前連絡要）		
側溝汚泥（町内単位での取り扱い）	なし	なし	なし	随時（事前連絡要）		
小動物死体（野良犬・猫のみ、ペットは不可）	なし	なし	なし	随時（事前連絡要）		

注記1) 特定家庭用機器廃棄物とは、家電リサイクル法に定められた適正な処分方法のうち、富山市環境センターに収集を申し込む方法（有料）で回収するもの（P.73参照）

指導の徹底

廃棄物減量等推進員や地域活動団体、町内会等との連携強化を図りながら、ごみ集積場の実態把握に努めるとともに、巡回指導を行う等して、ごみ集積場の適正管理を行います。

また、富山市環境センター内に新たに専任の業務指導担当を配置し、指導強化を図ります。

なお、ワンルームマンション等の単身者の多い地域に対する指導方法の検討や、外国人に対する外国語パンフレットの作成・配布も行います。

違反ごみ等への対応

分別排出ルールに違反している等の違反ごみに対しては収集を拒否し、違反シールを貼って置いていく等して、違反者へのモラルの向上を促します。

また、繰り返し違反を行う者に対する対処も検討していきます。

事業系ごみの排出管理の徹底

〔施策の方向性〕

指導・啓発の徹底

「富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」において、事業者は、廃棄物の発生抑制及び排出抑制、並びに再利用に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが定められています。

市では今後も引き続き、事業者に対して、市条例に基づく指導を実施するとともに、正しい知識や情報を提供していくことで、自己責任による処理の徹底を促していきます。

また、一般廃棄物収集運搬許可業者を通じ、排出事業者に対して、ごみの分別排出や資源化の推進を指導します。許可業者と契約を締結していない排出事業者に対する指導を徹底します。

新たな資源化促進制度導入の検討

大規模事業所における分別排出を徹底し、資源化を促進するため、資源物の保管場所設置基準制度や、廃棄物管理責任者選任届制度、資源化計画書の提出義務づけについて検討します。なお、本市では中小事業所が多いことから、これらの制度や義務づけの適用範囲（例：建築物の対象を延床面積 0m^2 以上とする等）に係る検討も進めていきます。

小規模事業所に対する排出の指導

町内会等が設置しているごみ集積場に、小規模事業所からと思われる違反排出が見受けられることから、排出者責任の徹底と事業所間の費用負担の公平性を確保するためにも、排出指導等に係る検討を進めます。

品目別の資源化の推進

〔施策の方向性〕

容器包装類の資源化事業の推進

家庭から排出される容器包装類の分別回収を引き続き進めます。

平成17年度現在における容器包装類の分別回収率（推定値）は、空き缶や空きびん、ペットボトルが80～85%程度と比較的良好な一方、紙製容器包装やプラスチック製容器包装は30～45%程度と低調であり、残りのものは可燃ごみまたは不燃ごみとして排出されている状況です。

このため、市では、分別排出ルール of 徹底についての啓発や指導を強化する等して、モラルの向上を促していきます。なお、回収方法は、当面の間、現行通りの収集、資源集団回収、拠点回収（店頭回収、資源物ステーション）体制で対応します。（P.63「分別排出ルール遵守のための啓発」の表を参照のこと）

古紙類の資源化事業の推進

家庭から排出される古紙類（新聞・雑誌、段ボール）の分別回収を引き続き進めます。

平成17年度現在における古紙類の分別回収率（推定値）は70～80%程度であり、残りの古紙類は可燃ごみとして排出されている状況です。

このため、市では、分別排出ルール of 徹底についての啓発や指導を強化する等して、モラルの向上を促していきます。なお、回収方法は、当面の間、現行通りの収集、資源集団回収、拠点回収（資源物ステーション）体制で対応します。（P.63「分別排出ルール遵守のための啓発」の表を参照のこと）

古布類の資源化事業の推進

家庭から排出される古布類は、これまで資源化がほとんど進んでいませんでしたが、富山市エコタウンにある民間施設で資源化（固形燃料として利用）が可能となったことから、古布類の回収を積極的に推進していきます。

なお、回収方法は、当面の間、資源集団回収、拠点回収（資源物ステーション）体制で対応します。（P.63 「分別排出ルール遵守のための啓発」の表を参照のこと）

生ごみの資源化事業の推進

家庭から排出される生ごみを分別収集し、富山市エコタウンにある民間施設で資源化する事業^{*1}を平成18年度から実施しています。今後も実施地区を順次拡大していくとともに、事業の有効性についても検証していきます。

^{*1}利用する施設は、食品関連事業者から排出される食品廃棄物をメタン発酵処理し、発生したバイオガスを電気エネルギーに転換する施設である。今回の事業では、施設がもつ処理能力の余力分を利用して、家庭系生ごみの受け入れを行いながら、データを蓄積し、事業の有効性を検証することとしている。

側溝汚泥の資源化事業の推進

町内単位の掃除で発生した側溝汚泥等は、これまで山本一般廃棄物最終処分場にて全量埋立処分していました。今後は埋立量を削減するため、側溝汚泥の処理を専門業者に委託し、再生土として再生利用する計画としています。平成18年度からモデル事業を実施し、平成22年度以降は全量再生土として再生利用する予定です。

剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進

街路樹や都市公園等から発生する剪定枝や刈草、事業所から排出される木製パレット等の草木系一般廃棄物は、これまでも市内にある民間施設等で堆肥化やチップ化等して再生利用を進めてきましたが、今後も排出事業者に対して啓発や指導を行う等して、再生利用を推進していきます。

食品廃棄物の資源化事業の推進

「食品リサイクル法」に基づく啓発・指導を行い、市内の民間施設等で食品廃棄物の再生利用を推進することで、クリーンセンターに搬入される可燃ごみ量の削減を図ります。

また、食品廃棄物の再生利用には、分別排出の精度が特に重要なことから、排出事業者の意識改革や資源化等の情報不足の改善し、排出事業者・収集運搬業者・再生処理業者・再生品利用者間の合意形成を構築させていくための方策を調査・検討していきます。

「富山市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業の推進

国では平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、廃棄物由来バイオマス（畜産廃棄物、食品廃棄物、製材・廃材、生活排水処理物等）や未利用バイオマス（農産物、林地残材等）、資源作物（デンブ、油脂等）の利活用を進めています。

本市においても、バイオマス資源の有効活用が課題となっていることから、平成18年度には「富山市バイオマスタウン構想」を策定し、今後はその構想に即したバイオマス利活用を積極的に推進することとしています。

これらのバイオマスには、一般廃棄物由来のものも多く含まれることから、「富山市バイオマスタウン構想」と連動した資源化事業を推進するため、関係部局と連携を図りつつ、計画的に事業を推進していきます。

その他の資源化事業の推進

市では、使用済みハガキの資源化事業や事業系資源ごみの共同回収システムに対する財政支援（資源物ストックヤード設置時の補助制度）等にも取り組んできました。今後も社会的な要請に対応するため、その他の資源化事業の内容についても適宜検討し、実施していきます。

循環ビジネスへの支援

〔施策の方向性〕

民間施設の活用と施設整備の推進

富山市エコタウンをはじめとした各種民間施設の積極的な活用を進めるため、収集運搬許可業者等と連携して、排出事業者に対し、資源物の分別排出の徹底を促します。

また、新たな資源化施設の整備を推進するため、事業の規模に応じた財政支援制度（補助金や融資等）や施設設置後の税制面での優遇措置等の導入についても検討していきます。

再生品の利用拡大

循環的な利用を促進させるには、再生品（リサイクル品）の利用拡大がキーポイントになります。そのため、市では、平成18年度に富山市グリーン購入調達方針並びに調達物品を定め、率先して再生品の利用拡大を進めているところです。また、市民や事業者に対しても、積極的な利用が行われるよう、PR・啓発を進めていきます。

資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供（資源化に関する合意形成・意識改革等への支援）

現在、市内では、排出事業者や民間処理業者等によって、富山市エコタウンをはじめとした循環ビジネスが拡がりを見せてきているところです。今後、それらの循環ビジネスをさらに発展させるには、それらの情報を蓄積し、誰もが入手できる共有システムを構築させる必要があります。

市では、排出事業者の意識改革や資源化情報不足の改善、資源化の主体的な取り組みを推進させるための支援策等について、各段階に応じた対応策を検討し、適宜実施していきます。

環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 — 適正処理・処分 —

【基本的な考え方】

発生抑制・再使用によるごみの減量化や、資源としての循環的な利用を進めることは重要ですが、それでも適正な循環的な利用が行われないごみは、計画的に処分する必要があります。

市では、適正に循環的な利用ができないごみは、経済性や効率性にも配慮しつつ、できるだけ環境への負荷が少なくなる方法で、安全かつ安心な処理・処分を計画的に推進していきます。

取り組む施策として、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分体制については、富山地区広域圏や構成市町村と連携しながら、検討または見直しを行い、適宜改善を行います。

また、市で取り扱わない排出禁止物の適正な対応を定めて、啓発・指導を徹底します。

さらに、地域の環境保全の観点から、より積極的に環境美化・生活環境保全が推進されるよう、啓発や支援を推進します。

なお、災害廃棄物への対応等についても調査・検討を進めながら、市として方向性を明らかにしていきます。

【市民・事業者が果たしていく役割】

<p>市 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○分別排出の必要性を理解し、定められた分別排出ルールを理解して、資源物とごみの分別排出を徹底します。 ○市が指定する排出禁止物は、購入先や専門処理業者に引き取りや処理を依頼する等して適正に対処し、必要な処理費用を負担します。 ○空き缶や空きびん、タバコの吸い殻、チューインガム等を道路や公園、水路や河川等にポイ捨てしません。 ○行楽地等で自分が出したごみは持ち帰ります。 ○野焼きはしません。 ○不法投棄を発見した場合は速やかに市や警察等の関係機関に通報します。 ○町内会等が実施する清掃活動やアダプト・プログラム等の地域美化活動に自発的に参加します。 ○行政が取り組む施策を理解し、参加・協力します。
<p>事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄や不適正処理をせず、法令やごみの分別排出ルールを遵守し、適正な処理を行います。 ○自動販売機等の設置者は、空き缶等回収容器を設置します。 ○市から要請があった場合は、所有する土地の不法投棄防止対策を行います。 ○市・県・警察・各種団体等と連携し、不法投棄の未然防止と早期発見に向けた取り組みに協力します。 ○野焼きはしません。 ○アダプト・プログラム等の地域美化活動に自発的に参加します。 ○行政が取り組む施策を理解し、協力します。

【市（行政）が取り組む施策】

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

家庭ごみの分別排出ルール遵守の徹底（再掲）

■分別収集方法は平成19年4月から当面の間、次のとおりとします。

ごみの種類		収集主体	収集回数	品目
収集するもの	可燃ごみ	直営・委託	週2回	台所ごみ、紙くず、木くず、ゴム、皮革製品、 資源化できないプラスチック類（但し、金属等を分離できないプラスチック類を除く。）、 紙おむつ（汚物は取り除く）、剪定枝や刈草・落ち葉、保冷剤、使い捨てカイロ、木製家具、布団、絨毯、資源化できない布類、カセットテープ、ビデオテープ
	不燃ごみ	直営・委託	月2回	陶磁器類（せともの）、ガラス類（薬用びん、化粧びん、鏡、板ガラス、体温計、蛍光灯）、刃物、小型家電製品、電気毛布、電気カーペット、自転車、乾電池、石油ストーブ、卓上コンロ、カセットボンベ、スプレー缶、ライター、 金属等を分離できないプラスチック類 等 スプリング入りマットレス、応接セット、大型家電製品（家電リサイクル法対象品を除く）等で、一辺が1m以上の大型ごみ
	空き缶	直営・委託	月2回	○飲食用の空き缶が対象
	空きびん	直営・委託	月2回	○洋酒びん、ジュースびん、調味料びん等が対象 ○色別（無色透明・茶色・その他）で分別排出する。 ○一升びんやビールびん、牛乳びん等はリターナブルびんとして、なるべく販売店に引き取ってもらう。
	ペットボトル	一部地域のみ（委託）	随時	○ジュースやミネラルウォーター等の飲料用や醤油等の容器が対象 ○キャップとラベルはプラスチック製容器包装へ
	プラスチック製容器包装	委託	月4回・随時	○プラスチックやポリ・ビニールでできた容器と包装が対象（ボトル類、カップ類、パック・トレイ類、ポリ袋・ラップ類、発包スチロール等の梱包・包装類等） ○排出禁止物（汚れが取れない、取れにくいものは可燃ごみへ）
	紙製容器包装	委託	月1回・随時	○紙箱の外箱や仕切り紙、紙袋、包装紙が対象 ○排出禁止物（食品等が付着しているものや、金紙や銀紙が使用されているもの、ジュースやお酒の紙パック等は可燃ごみへ）
	古紙	委託	月1回・随時	新聞、雑誌、段ボールが対象
	生ごみ（実施地区のみ）	委託	週2回	○野菜や果物の屑、残飯、調理残渣、パンやケーキの残り、魚の小骨が対象 ○排出禁止物（落ち葉、剪定枝、切り花、葉類、タノコの殻、殻、卵の殻、貝殻、カニの殻、大きな骨、もみ殻、楊枝、割りばし、桃等の大型の種、ガム、柑橘類やパイナップルの皮は可燃ごみへ）
	特定家庭用機器廃棄物	直営	随時	家電リサイクル法で定められた適正な処分方法のうち、富山市環境センターに収集を申し込む方法（有料）で回収するもの
側溝汚泥	委託	随時	町内単位で掃除した側溝や溝等の汚泥	
埋立ごみ	一部委託	随時		
小動物死体	委託	随時	道路等に放置されている野良犬・猫等の死体（ペットは収集不可）	
拠点回収できるもの（資源物ステーション）	委託	土・日・休日	空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、段ボール、紙製容器包装、新聞、雑誌、布類	
資源集団回収できるもの	資源回収業者	随時	新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、スチール缶、牛乳パック、布類	
排出禁止物	家電リサイクル法対象品	各販売店等への問合せ		エアコン、エアコンの室外機、エアコンのリモコン（壁掛・床置） テレビ、テレビのリモコン（ブラウン管式） 洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫、ワインセラー
	パソコンリサイクル法対象品	各販売店等への問合せ		パソコン、パソコンモニター
	適正処理困難物等	購入先や専門業者への問合せ		有害なもの、危険性（爆発・引火性）のあるもの、処理が困難なもの、感染性のあるもの

なお、【施策の方向性】は、P. 63に掲載しているため、ここでは省略します。

事業系ごみの排出管理の徹底（再掲）

■分別収集方法は平成19年4月から当面の間、次のとおりとします。

ごみの種類		収集主体	収集回数	品目
可燃ごみ		許可・自己搬入	随時	○家庭ごみの品目に準じる。 ○富山地区広域圏クリーンセンターへの搬入は可能
不燃ごみ		許可・自己搬入	随時	○富山地区広域圏リサイクルセンターに搬入してはならない。 ○許可処理施設（民間施設）による適正処理
資源物	木くず	許可・自己搬入	随時	○許可処理施設（民間施設）による資源化
	紙くず	許可・自己搬入	随時	○許可処理施設（民間施設）による資源化
	生ごみ	許可・自己搬入	随時	○許可処理施設（民間施設）による資源化
	野菜残渣、刈草	許可・自己搬入	随時	○許可処理施設（民間施設）による資源化
	きのこ廃菌床	許可・自己搬入	随時	○許可処理施設（民間施設）による資源化
	もみがら	許可・自己搬入	随時	○許可処理施設（民間施設）による資源化

なお、〔施策の方向性〕は、P. 64に掲載しているため、ここでは省略します。

収集・運搬計画

収集・運搬の事業主体は、これまで通り富山市で行います。

〔施策の方向性〕

効率的な収集・運搬体制の整備

各地域の特性を踏まえた上で、直営または委託による体制を適宜見直し、合理化を図ること
で、より効率的な収集・運搬体制を推進します。

市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備

○ごみ集積場の設置・管理

地域の特性や排出時における利便性、収集業務の効率性等を考慮した上で、ごみ集積場の
計画的な設置を進めていきます。また、快適な環境を維持するため、各町内会等が管理する
ごみ集積場の新設・修繕や鳥害等防止用被覆ネット・シートの購入等に対する財政支援（助成
金制度）も継続的に実施します。

○高齢社会等への対応

満65歳以上の高齢者や心身に障害のある人の世帯で、周辺の手助けが得られない理由で、
指定時間までにごみ集積場へ資源物やごみが出せない場合について、個別対応による収集（玄
関先までの戸別収集等）や、ヘルパー制度（ボランティア等によるごみ出し・分別等の手助け）等の方
策を検討し、適宜実施していきます。

○多様なライフスタイルへの対応

社会経済状況や雇用環境等の変化により、市民のライフスタイルや生活時間帯が多様化し
てきています。このような状況も見据えながら、収集品目や収集区分、収集頻度、収集時間
帯等の収集体制の見直しを適宜検討していきます。

環境にやさしい収集車両の導入

市では、これまでも市直営の収集車両に対し、低公害車の導入を積極的に進めています。

今後は、収集車両の燃料に、廃食用油から再生したバイオディーゼル燃料^{※1}を活用する等し
て、環境にやさしい収集車両の導入を推進していきます。

なお、市直営及び委託収集車両の車両管理者に対し、不必要なアイドリングや空ふかしの防
止、制限速度の遵守や安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等を要請し、エコ
ドライブを励行していきます。

^{※1}平成19年度から、富山市エコタウンの民間施設で再生されたバイオディーゼル燃料を使用した市直営の収集車
両が走行する予定。

中間処理計画

中間処理の事業主体は、これまで通り富山地区広域圏で行います。市では富山地区広域圏との
連携を図りつつ、計画的な中間処理を実施していきます。

〔施策の方向性〕

中間処理施設(クリーンセンター、リサイクルセンター)の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減

中間処理施設では、今後も引き続き、廃棄物処理法や各種環境関連法令等の遵守を徹底します。また、遵守すべき規制基準よりも厳しい値で定めた環境保全目標(施設の運転管理を行う上で定めた自主管理目標)を常時達成できるよう、施設の適正な運転管理を徹底していきます。さらに、施設周辺地域の定期的な環境監視(モニタリング)を実施する等して、ごみの中間処理を安全かつ安定的に行っていきます。

なお、ごみ量や質の多様化に順応できる施設整備を進めるため、国や他自治体の動向を見据えながら、効率的で効果的かつ経済効果の高い処理システムの調査・研究も進めていきます。

溶融スラグの利用用途の拡大

平成17年度現在、クリーンセンターで発生する溶融スラグの再生利用率は30%にとどまっています。このため、今後も引き続き、需要先の確保や利用用途の拡大に向けた調査・研究を進めながら、国や県への働きかけも積極的に進めていきます。

中間処理施設(クリーンセンター、リサイクルセンター)から発生する処理残渣物の資源化手法に関する調査・研究

埋立量の削減を図るため、中間処理施設から発生する処理残渣物^{※1}の資源化手法について調査・研究を進める予定です。

^{※1}クリーンセンターから発生する集じん灰や溶融飛灰、不燃残渣物、及びリサイクルセンターから発生する破碎後の不燃性残渣物

最終処分計画

最終処分の事業主体は当面の間、本市で行います。

なお、富山地区広域圏所管の中間処理施設から発生する処理残渣物も、市が所管する山本一般廃棄物最終処分場で埋立処分していることから、富山地区広域圏との連携を図りつつ、計画的な最終処分を実施していきます。

〔施策の方向性〕

最終処分場(山本一般廃棄物最終処分場)の適正管理と処分に伴う環境負荷の低減

山本一般廃棄物最終処分場では、今後も引き続き、廃棄物処理法や各種環境関連法令等の遵守を徹底します。また、環境保全目標が常時達成できるよう、施設の適正な運転管理を徹底していきます。さらに、施設周辺地域の定期的な環境監視(モニタリング)を実施する等して、ごみの最終処分を安全かつ安定的に行っていきます。

埋立量の減量化・減容化の推進

埋立処分量を限りなくゼロに近づけるため、富山地区広域圏と連携しつつ、埋立量の減量化・減容化を進めるための各種施策を調査・研究し、実施していきます。

計画的な施設の確保に向けた検討

現在稼働している山本一般廃棄物最終処分は、残余容量にかかわらず平成21年3月には埋立満了(見込み)を迎えようとしていることから、計画的な施設の確保に向けた検討を富山地区広域圏と連携しながら進めていきます。

排出禁止物等への対応

市では、家庭から排出されるごみのうち、適正な処理が困難なもの（適正処理困難物）や、有害性・危険性（爆発性・引火性）・著しく悪臭を発するもの、特別管理一般廃棄物等を排出禁止物（市で収集しないもの）として指定しています。

これらの排出禁止物の取り扱いについては、各自が販売業者や専門業者に引き取りや処理を依頼する等して、適正な対応を行う必要があります。

本市では、平成19年4月から当面の間、各排出禁止物の対応を次頁の表のとおり定めます。

○次頁の表の「有害性」「危険性」「処理困難性」「感染性」の区分けは次のとおりです。

「有害性」 人体や環境への影響上、有害・有毒なもの

「危険性」 爆発や揮発・引火性がある、危険なもの

「処理困難性」 収集運搬が困難な重量物、破砕処理等が困難な堅牢物等

「感染性」 医療機関等から生じ、人が感染し、感染するおそれのある病原体が含まれているまたは付着している廃棄物、これらのおそれのある廃棄物等

〔施策の方向性〕

排出禁止物の啓発・指導の徹底

排出禁止物の品目について、市民に広く理解してもらえるよう、今後も引き続き、啓発・指導を推進します。

また、法的な回収ルートが確立されていない排出禁止物は、排出者が直接、販売業者や専門処理業者に引き取りや処理を依頼することになりますが、それらの問い合わせ先等の情報も収集・整理し、インターネットで公開する等して、周知徹底を進めていきます。

在宅医療廃棄物の取り扱いについて

在宅医療の進展とともに、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の在宅医療廃棄物が排出されるようになりました。このような在宅医療廃棄物は、家庭から排出されるため、一般廃棄物として取り扱われます。

在宅医療廃棄物には、注射針や注射筒、CAPC（腹膜透析）バッグやその他ビニールバック類、脱脂綿・ガーゼ、紙おむつ、残薬等があります。この中には、例えば、注射針等でごみ集積場の利用者や収集作業員に危険を及ぼす可能性の高いものや、非鋭利であって、血液が多量に付着していない等の通常感染性が想定されないものもあります。このため、一般廃棄物として取り扱うにしても、それぞれの性状に見合った回収方法や処理・処分体制が必要になります。

市では、注射針等の特に留意が必要なものは、安全対策や患者のプライバシー保護を講じた回収が必要であることから、これまで通り、感染性廃棄物扱いとして医療機関への持込みとします。

また、非鋭利であって、血液が多量に付着していない等の通常感染性が想定されないもの（例：プラスチック製容器包装識別マーク等の表示あるパック類や、汚物を取り除いた紙おむつ等）は、ごみ集積場への排出も可能としますが、衛生上の理由から可燃ごみとして取り扱うものとします。

なお、今後、患者団体や医師会、薬剤師会等の関係団体と連携しながら、在宅医療廃棄物の回収方法や処理・処分体制の把握を行うとともに、その対応策も適宜検討していくものとします。

区分	品目	有害性	危険性	処理困難性	感染性	引き取り先または問い合わせ先
法律で定められている品目（排出禁止物）	家電リサイクル法 【特定家庭用電気機器】 テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫			○		法令に定められた適正な処分（下記排出方法）が必要 ①家電販売店に引き取ってもらう方法（料金販売店回収方式） ②指定引取場所へ持込む方法（料金郵便局振込方式） ③富山市環境センターに収集を申し込む方法（有料）
	資源有効利用促進法 パソコン※1			○		販売店かパソコン買い取り店等に引き取りを依頼
	廃棄物処理法 小型二次電池※2			○		販売店等に引き取りを依頼
	（適正処理困難物） テレビ（25型以上）			○		【特定家庭用電気製品】の欄を参照
	冷蔵庫（250ℓ以上）			○		【特定家庭用電気製品】の欄を参照
	スプリング入りマットレス			○		収集可（事前連絡が必要）
	自動車用タイヤ			○		販売店かタイヤ取扱店に引き取りを依頼
（特別管理一般廃棄物） PCB使用部品※3			○		富山市環境保全課に問い合わせ	
ばいじん※4			○		専門処理業者に処理を依頼	
ダイオキシン類含有物※5			○		専門処理業者に処理を依頼	
感染性一般廃棄物※6		○			○	専門処理業者に処理を依頼
市で定められている品目（排出禁止物）	在宅医療廃棄物（注射針等）		○		○	前頁の〔施策の方向性〕を参照
	消火器		○	○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	自動車、オートバイ（原付を含む）			○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	ガスボンベ		○	○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	自動車タイヤ、ホイール、その他部品			○		販売店かタイヤ取扱店等に引き取りを依頼
	バッテリー	○		○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	石油類（ガソリン、シンナー、エンジンオイル）		○	○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	著しい悪臭を発生する薬品	○		○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	塗料、溶剤	○	○			販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	農機具、農業用ビニール			○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	農薬、化学薬品、殺虫剤、その他家庭用でない薬品	○	○			販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	耐火金庫			○		専門処理業者に処理を依頼
	ピアノ			○		販売店に引き取りを依頼
	浴槽（タイル、ホーロー製品）					販売店に引き取り、専門処理業者に処理を依頼
	便器			○		販売店に引き取り、専門処理業者に処理を依頼
	ポウリングの球			○		専門処理業者に処理を依頼
	物置			○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	神棚、仏壇、位牌			○		販売店等に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	発電機、給湯器、ボイラー、ソーラーシステム			○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼
	耐火ボード、石膏ボード、断熱材、建築廃材			○		専門処理業者に処理を依頼
がれき類（モルタル、コンクリート、ブロック、レンガ等）			○		専門処理業者に処理を依頼	
石（砂利、墓石、漬物石、庭石）、セメント、瓦、土砂			○		専門処理業者に処理を依頼	
電動麻雀台、ビリヤード台			○		専門処理業者に処理を依頼	
システムキッチン			○		販売店に引き取り、または専門処理業者に処理を依頼	
愛玩動物（ペット）の死骸			○		専門処理業者に処理を依頼	
ドラム缶（200ℓ以上のもの）			○		専門処理業者に処理を依頼	
ホームタンク（91ℓ以上のもの）			○		専門処理業者に処理を依頼	

※1 ブラウン管式または液晶式の表示装置を含む。

※2 密閉型蓄電池（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、小型シール鉛蓄電池、密閉型ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池）

※3 廃家電製品（エアコン、テレビ、電子レンジ）に含まれるPCBを使用する部品

※4 ばいじんと焼却灰とを分離排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられているごみ処理施設

※5 ダイオキシン類対策特別措置法の廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng-TEQ/g以上含有するばいじん、燃えがら、汚泥

※6 医療機関等から排出される一般廃棄物のうち、血液等の付着した包帯・脱脂綿・ガーゼ・紙くず等に感染性病原体を含む、または付着しているおそれのあるもの

環境美化・生活環境保全の推進

美しいまちづくりを推進するため、市では、市民や事業者、関係機関等と連携し、不法投棄の防止対策や不適正処理の防止対策、まちの環境美化対策への取り組みを進めていきます。

〔施策の方向性〕

不法投棄の防止対策の推進

不法投棄という行為は、循環型社会を構築していく上での大きな障害となります。

昨今、産業廃棄物の大規模な不法投棄は、監視体制の強化等により減少傾向にあります。その一方で、小規模な捨て逃げ型の不法投棄や廃家電をはじめとした家庭ごみの不法投棄は後を絶たない状況となっています。全国的にみても、一般廃棄物に起因する不法投棄件数は著しく増加しており、個人による不法投棄が新たな社会問題となっています。

市では、今後も引き続き不法投棄に対して厳正で適切な対策を行います。そして、モラル向上のための啓発を進めるとともに、関係機関と連携して巡回パトロールを実施する等して、不法投棄の防止対策を推進していきます。

不適正処理の防止対策の推進

一般廃棄物の処理は、その性状に応じた適正処理を行わなければなりません。

市では、一般廃棄物の処理基準に適合しない処理に対し、行政命令を適正かつ迅速に行います。また、行政命令違反等の行為に対しては、警察との連携を強化し、厳正に対処していきます。

また、不適正処理の早期発見のため、関係機関と連携する等して監視体制の強化を進めます。

まちの環境美化推進

“住み慣れた地域で、安心して快適に暮らし続けたい”それは多くの市民がもつ願いです。市では、まちの美化に積極的に取り組むため、美化推進デーを活用した清掃美化活動の展開や市民や事業者の自主的・主体的な取り組みを支援するとともに、町内会や美化推進巡視員等の各種団体との連携強化に努めていきます。

災害廃棄物への対応

大規模な地震や水害等の災害時には、交通の途絶等によって、平常通りのごみの収集、処理が困難になることが想定されます。また、災害に伴う建物等のがれきや、避難所からごみやし尿等が多量に発生することも想定されます。このため、平素から災害時の廃棄物への対応を検討しておくとともに、廃棄物処理の広域的な連携体制を構築させておく必要があります。

〔施策の方向性〕

「災害廃棄物処理計画」の策定の検討

市では、「震災廃棄物対策指針（平成10年厚生省）」や「水害廃棄物対策指針（平成16年環境省）」を参考として、「富山市地域防災計画」で想定される地震、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うため、対象となる廃棄物の基本的な対応や災害時の組織体制等の基本事項を示した「災害廃棄物処理計画」の策定を検討していきます。

計画の実現に向けた体制整備 ー体制・しくみづくりー

【基本的な考え方】

「脱埋立都市とやま」を実現させるためには、ごみの発生抑制（リフューズ）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）からなる3Rと、循環利用できないごみの適正処分の推進が必要になります。そのためには、まず、それらの取り組みを持続的に発展させるための基盤（体制・しくみ）を構築させることが重要になります。

このため、市では、市民や事業者、関係機関と連携しながら、廃棄物処理の優先順位に基づく3Rと適正処分を着実に実行するための基盤（体制・しくみ）を構築していきます。

【市民・事業者が果たしていく役割】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。 ○市が実施している施策や事業の進捗状況を「富山市の環境」や「広報とやま」、インターネット等の広報媒体を利用して、チェックします。 ○市民の立場から、市の施策に対する意見や提案を行います。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○市が取り組む施策を理解し、協力します。 ○市が実施している施策や事業の進捗状況を「富山市の環境」や「広報とやま」、インターネット等の広報媒体を利用して、チェックします。 ○事業者の立場から、市の施策に対する意見や提案を行います。

【市（行政）が取り組む施策】

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

公平性・透明性のある廃棄物行政の推進**〔施策の方向性〕****☑ 廃棄物処理にかかる費用の透明化**

全国における地方自治体の廃棄物行政では、実際に要している費用の把握や、より効率的な運営が望まれており、説明性や透明性の高い廃棄物会計基準を導入し、廃棄物行政の費用構造を適正に把握することが求められています。そのため、国では一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的な手法を示す「廃棄物会計基準」^{*1}の確立に向けた検討が進められています。

市においても、国等の動向に留意しつつ、これまで取り組んできた廃棄物会計を改善する等して、システム整備を推進していきます。

また、廃棄物会計の情報を市民に分かりやすく伝えるとともに、廃棄物会計の有効活用を進めることで、各種事業・施策の効率的で効果的な運用に取り組んでいきます。

^{*1}平成18年6月に環境省から公表された廃棄物会計基準（案）では、複数のモデル自治体において本基準案を試行・検討し、その汎用性や客観性の検証が行われた。その結果、基準案の確定に向けて諸課題が指摘されたことから、現在、国において、これらの諸課題に対応するための検討が行われており、今年度中を目途に最終案がとりまとめられる見込みである。

☑ 事業評価の実施

効率的な事業を実施していくためには、実施した各種事業・施策について、行政外からの評価を受ける等して、検証と改善を継続的に実行することが重要になります。

市では、検証を行う基礎データとして、市民1人1日当たりのごみ排出量を把握する「ごみ排出原単位調査」や、排出されたごみの組成を詳細把握する「ごみの排出実態調査」等を定期的実施していきます。また、調査で得られたデータは共有情報として、「広報とやま」やホームページ等の広報媒体に公表し、市民や事業者への意識啓発に役立てていきます。

☑ 情報管理・情報開示システムの充実

■本計画の計画目標の達成状況や各種事業・施策の進捗状況は、「広報とやま」や「富山市の環境」、ホームページ等の広報媒体を通じて、市民や事業者公表します。公表資料は、多くの市民や事業者から関心が得られるよう、図表の活用や分かりやすい表現等に努めていきます。また、その際にはパブリックコメントを実施し、広く市民や事業者からの意見を徴収する等して、市民・事業者との合意形成を進めていきます。

■ごみ処理に関する問題点や、3Rに関する身近な情報、ごみの適正処分に関わる情報等を市民や事業者が手軽に収集できるよう、ホームページの充実を図っていきます。

■インターネットをはじめとする情報技術（IT）を活用し、収集運搬、処理、処分に関する情報をデータベース化し、総合的で効率的な解析が行えるよう努めていきます。

市民や関係機関との協力体制の確立

〔施策の方向性〕

市関係部局との連携

市民の多様なニーズに迅速かつ適切に対応し、効率的で効果的な廃棄物行政を展開していくため、市関係部局と機能的な組織を編成する等して、その運営を進めていきます。

国、県、富山地区広域圏及び構成市町村との連携

生産や流通、消費の過程における発生抑制・再使用のしくみづくりや、資源循環システムの形成、脱埋立に向けた処理システムの見直し等について、富山地区広域圏や構成市町村との広域的な連携を図りながら、調査・研究活動を進めていきます。

また、廃棄物処理施設の整備や循環型社会形成に向けた広域的な取り組み等について、国や県との連携を図っていきます。

廃棄物減量等推進審議会及び環境審議会との連携

市では、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市民や事業者、学識経験者等の委員で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置しています。本審議会は、廃棄物行政に関わる重要な計画づくり等において、それぞれの立場からの意見を交換する場としての機能を果たすものです。市では、今後も引き続き審議会の定期的な開催を進めていくとともに、特に重要な計画づくりにおいては専門部会を設置する等して、有意義な検討を進めていきます。

また、より広範な観点から環境の保全や創造を審議する環境審議会との連携・強化も図っていきます。

廃棄物減量等推進員制度の活用

廃棄物減量等推進員は、地域におけるごみの減量化・資源化を推進するリーダーの役割を果たす人達です。平成17年度現在、活動を委嘱している廃棄物減量等推進員は216名となっています。

市では、今後も廃棄物減量等推進員と連携することで、市民に対し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用の3R（リデュース・リユース・リサイクル）行動をより積極的に推進するための啓発や、地域における自主的な3R活動を進めていくこととしています。

本計画及び各種事業・施策の進行管理の実施

〔施策の方向性〕

本計画に基づくごみ処理実施計画の作成

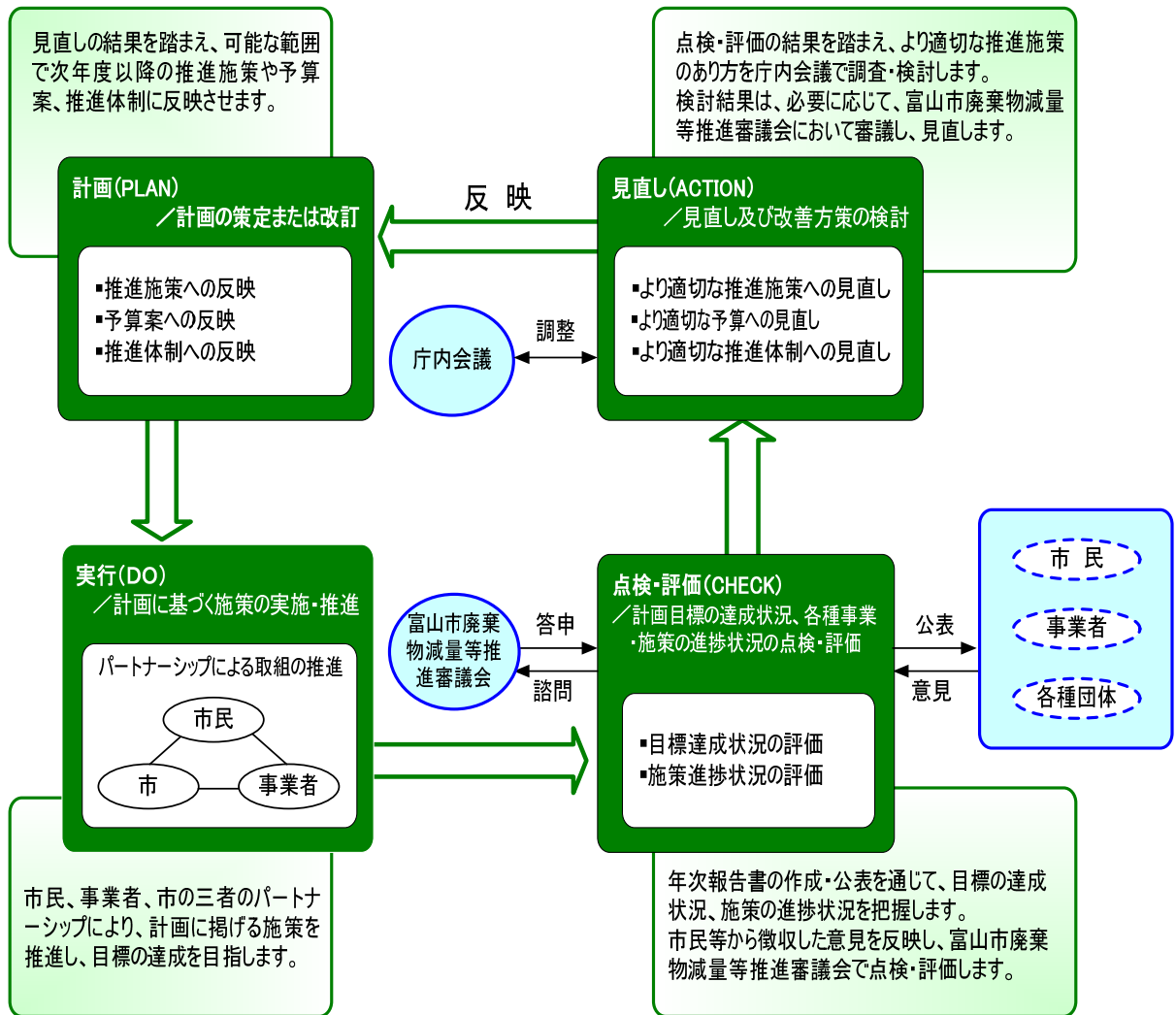
本計画で示した各種事業・施策の実行を着実なものとするため、本計画に基づき、各年度にごみ処理実施計画（一般廃棄物処理実施計画）を作成します。

☑ 本計画の毎年度の進行管理の実施

本計画を着実に推進するため、計画目標（数値目標）や各種事業・施策の進捗状況を毎年度把握する進行管理を行います。また、これらの進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各種事業・施策の見直しや改善を行います。

なお、その結果（進捗状況や評価結果等）は、ホームページ等で公表します。

これらの進行管理方法（案）は、次のとおりです。



☑ 本計画の目標年度の翌年度における計画全体の評価と見直し

本計画の前期目標年度である平成23年度の翌年度に、計画の計画目標（数値目標）における達成状況や各種事業・施策の実施結果等を検証し、計画全体の評価を行います。

また、評価の結果、計画目標の達成が困難と見込まれる場合には、改善すべき施策や新たな施策の導入も調査・検討し、将来のごみ処理体制が確実なものとなるよう、見直しを行うものとします。

なお、見直しにあたっては、パブリックコメントを実施する等して、広く市民や事業者の意見を徴収し、計画に適宜反映させます。

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状と課題

(1) 水環境に関する状況

① 水系の概況

本市には、大山地域に源を發する常願寺川、岐阜県高山市一ノ宮町に源を發する神通川の2大河川と、白岩川等の中小河川があり、いずれも富山湾に流れています。また、北部工業地帯には富山湾を結ぶ岩瀬、富岩及び住友の3運河を保有しており、それぞれの産業と密接な繋がりを持っています。このような豊富な水資源は、市内の上水道の水源、水力発電、農業用水及び工業用水等に広く利用されています。

② 水環境の現状

市では公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法等に基づく工業・事業場排水対策や生活排水対策事業の推進に努めています。また、これにあわせ、富山県の水質測定計画で定めている環境基準点(11河川及び3運河、1湖沼の計15地点)の水質測定を実施しています。

環境基準点の位置図を図4-1-1に、環境基準の達成状況(平成6年度～平成16年度)を表4-1-1に示します。これによると、河川や湖沼では概ね環境基準を達成しています。一方、海域の一部の環境基準点では、環境基準を僅かに超過する状況となっています。

なお、カドミウムや水銀等の健康項目については、全ての環境基準点で当該環境基準を達成しています。

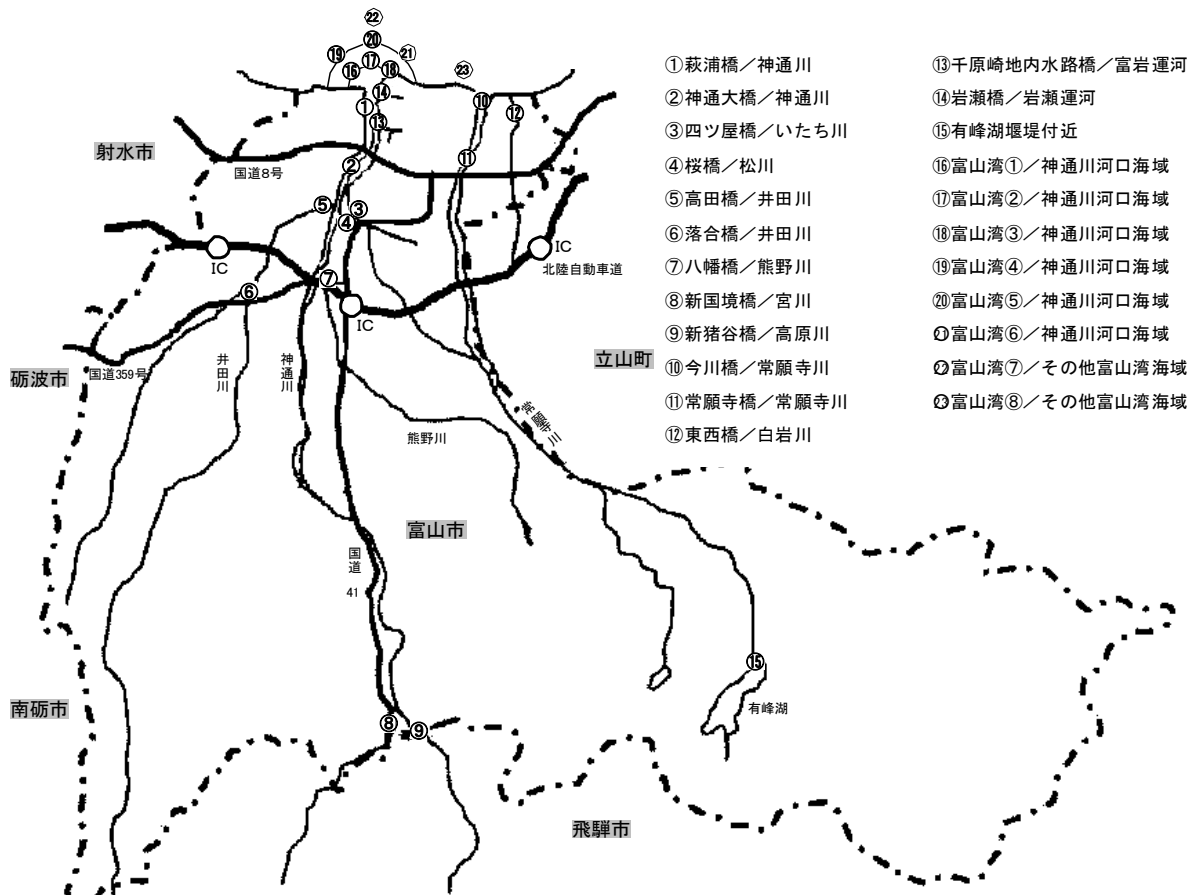
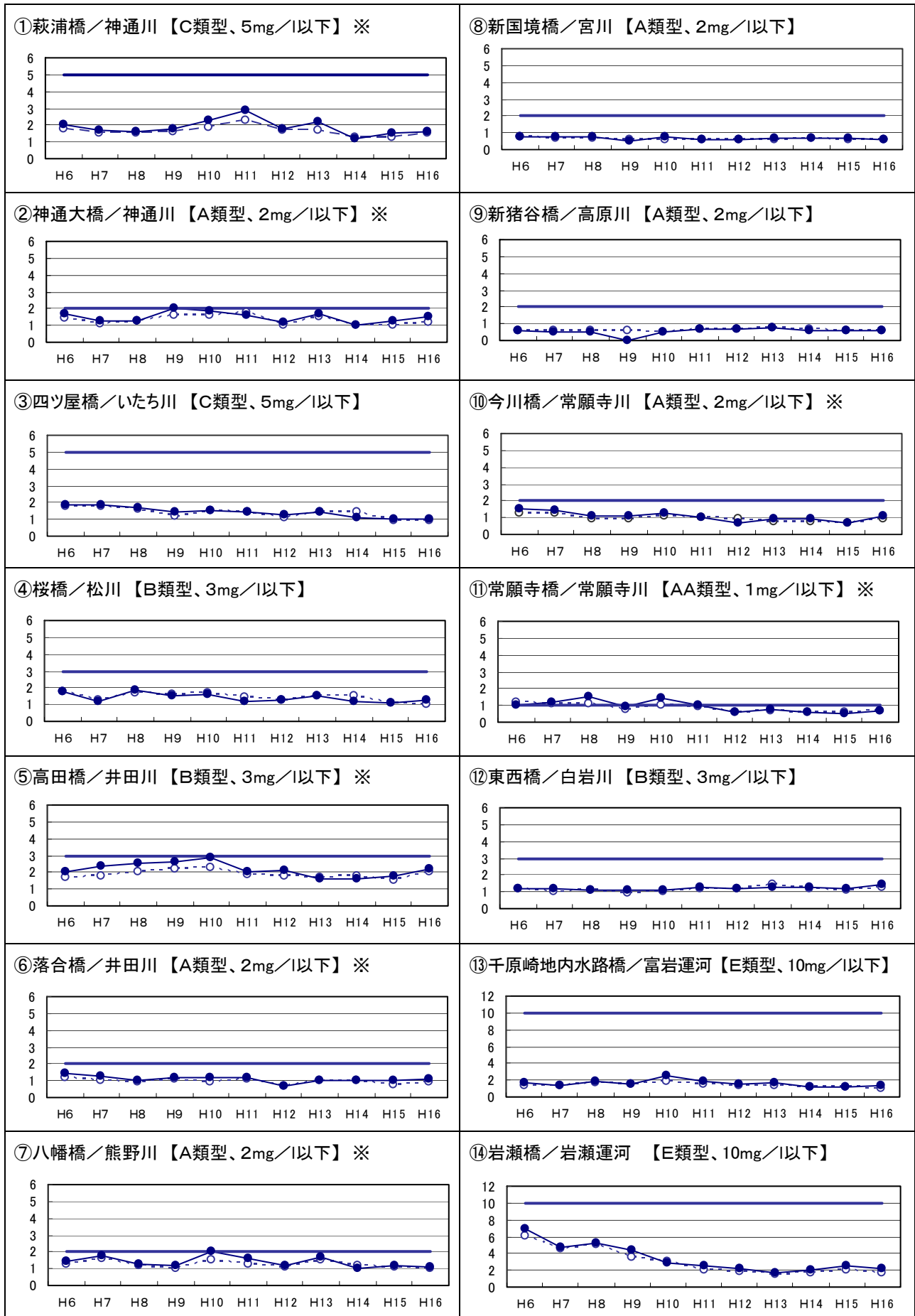


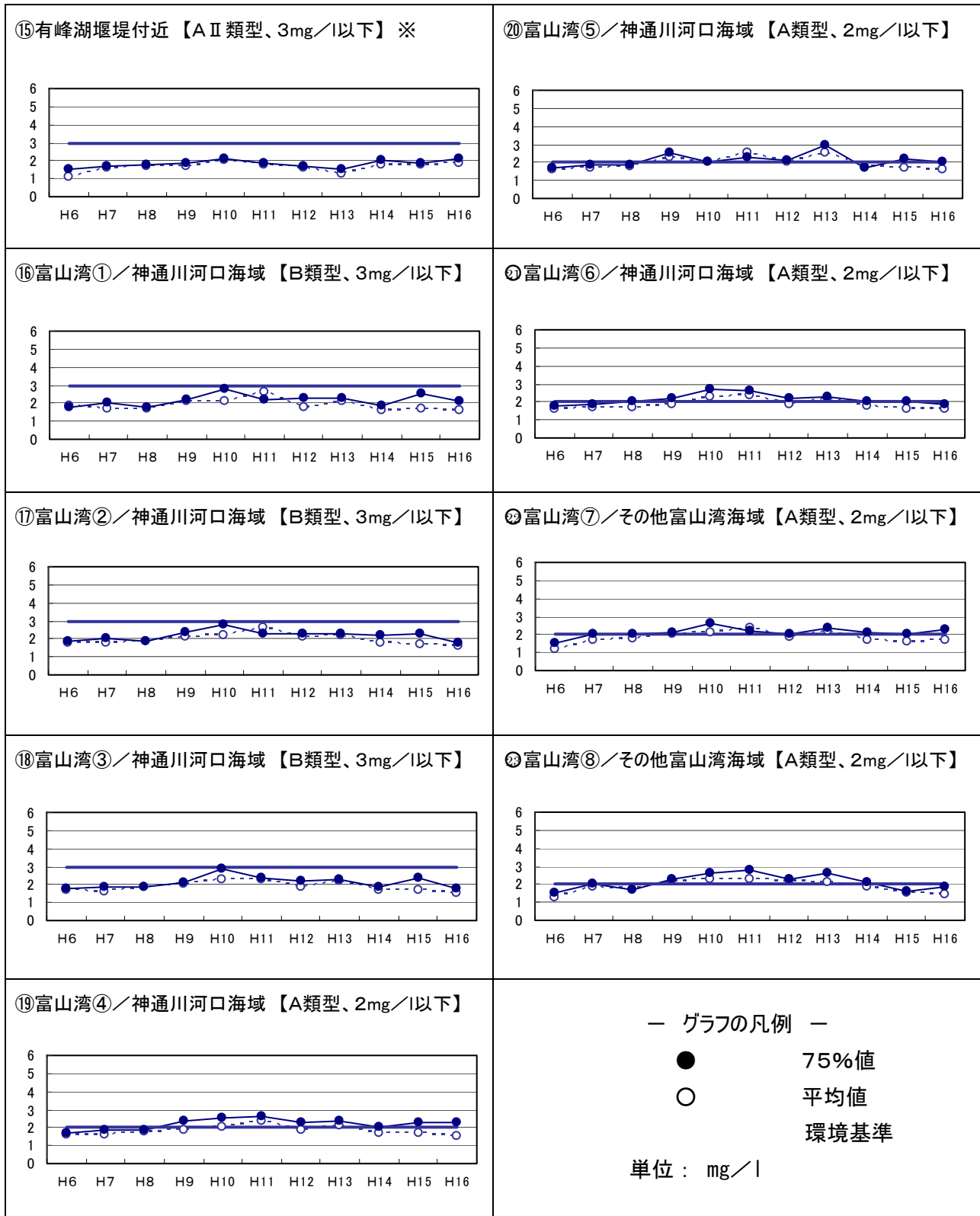
図4-1-1. 環境基準点の位置図

表4-1-1. 環境基準の達成状況 (平成6年度～平成16年度)

【河川】



【湖沼、海域】



注記1) ※のある環境基準点の測定データは、国土交通省が調査したもの。
注記2) 環境基準の達成状況は、河川ではBOD値、湖沼ではCOD値、海域ではCOD値が適用される。
注記3) 「平均」は、日間平均値の年平均値を示す。
注記4) 「75%値」は、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値を示す。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

(2) 生活排水処理施設の種類

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（汚水処理施設）は、集合排水処理施設と個別排水処理施設とに大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方式となります。

一方、個別排水処理施設とは、各家庭や事業所毎に浄化槽を設置して、汚水を個別処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討した上で計画的に進められています。

集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方を図4-1-2に、生活排水処理施設の種類を図4-1-3に示します。

1. 本計画における「生活排水処理施設」は、「し尿」及び「生活雑排水」をあわせて適正に処理している施設とします。
2. 本計画では、「生活排水処理施設」を実際に利用している人を「水洗化・生活雑排水処理人口」と表記します。また、単独処理浄化槽を利用している人を「水洗化・生活雑排水未処理人口」、汲み取り便所を利用している人や自家処理をしている人を「非水洗化人口」と表記します。
3. 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、本計画では生活雑排水の処理の有無を考慮して、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。



図4-1-2. 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方

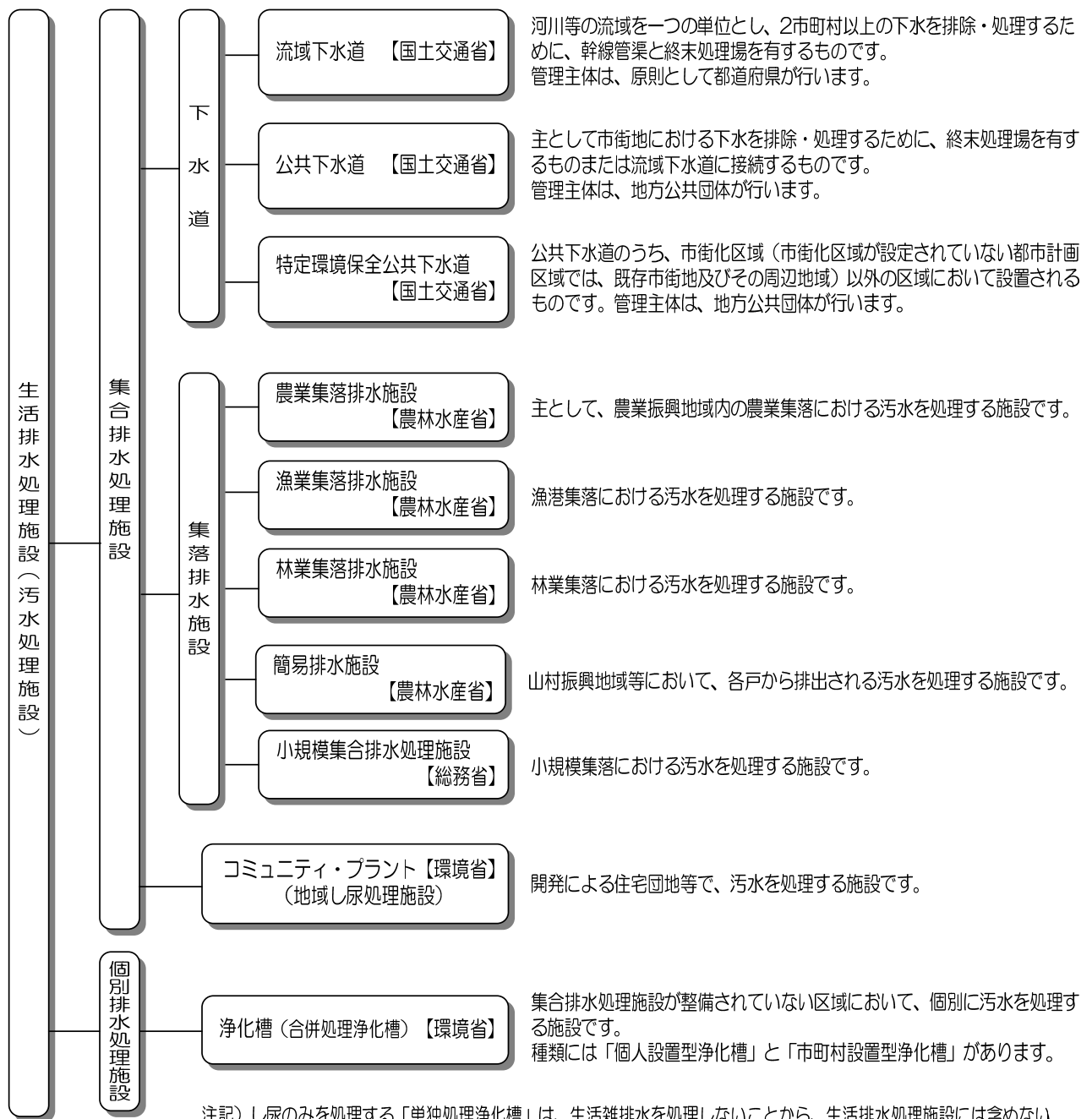


図4-1-3. 生活排水処理施設の種類

(3) 生活排水処理の必要性

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法の施行等によって、工場や事業所に対する排水規制措置が行われたことで改善されました。しかしながら、今もなお環境基準を達成していない水域が残っており、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域や都市内の中小河川における達成率は低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした水質汚濁の要因として、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが挙げられています。このため、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも、生活雑排水に対する対策が重要視されています。

河川等の水質汚濁に与える影響を、各処理方式の汚濁負荷量で表したものを表4-1-2に示します。

これによると、「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の汚濁負荷量は、他の処理方式に比べて5～8倍も高く、河川等の水質汚濁に与える影響が大きいことが伺えます。

表4-1-2. 各処理方式が河川水質に与える影響／汚濁負荷量（BOD換算）

項目	生活排水		原単位 (1/人・日)		原単位 (mg/l)		処理性能 (mg/l)		汚濁負荷量 (g/人・日) (BOD換算)
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	
下水道	処理	処理	50	150	260	180	20		4
集落排水施設	処理	処理	50	150	260	180	20		4
コミュニティ・プラント	処理	処理	50	150	260	180	20～30		4～6
合併処理浄化槽	処理	処理	50	150	260	180	20		4
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	—	32
汲み取りし尿	処理	未処理	1.82	150	9,500	180	10	—	27

注記) 各処理性能は性能保証値を用いた。汲み取りし尿のし尿は「し尿処理施設」の処理性能を用いた。

平成17年度の全国・富山県・本市における施設整備率を表4-1-3に示します。

これによると、本市の施設整備率は92.1%となり、富山県の86.2%、全国の80.9%を上回り、順調に施設整備が進められているところです。

表4-1-3. 平成17年度の全国・富山県・本市における施設整備率

区分	施設整備率	総人口 〔住基〕	処理人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全国	80.9%	127,055	102,815	88,021	3,521	347	10,926
富山県	86.2%	1,114.7	960.5	801.6	95.6	4.5	58.8
富山市	92.1%	417.2	384.1	339.5	21.6	3.5	19.6

注記1) 施設整備率（汚水処理人口普及率）とは、総人口のうち、生活排水処理施設の整備が完了した地域に在住する人口割合をいう。

$$\text{施設整備率} = \frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区内人口）}}$$

注記2) 富山県の実績は「平成17年度末の汚水処理人口普及状況について 平成18年8月24日 富山県土木部都市計画課」の抜粋値。

注記3) 全国の実績は「平成17年度末の汚水処理人口普及状況について 平成18年8月22日 環境省・農林水産省・国土交通省」の抜粋値。

注記4) 表記の際に端数処理を行ったため、総人口や整備人口の合計が合わないことがある。また、総人口は、総務省発表の住民基本台帳を使用した。

(4) 生活排水処理の現況

① 対象となる生活排水及び処理主体

各処理施設で対象となる生活排水、及びその処理主体を表4-1-4に示します。

表4-1-4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [平成18年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	富山市
コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	富山市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
浄化槽汚泥専用処理施設(つばき園)		浄化槽汚泥 ^{※1}	富山市
し尿処理施設(中部衛生センター、万浄園)		し尿及び浄化槽汚泥 ^{※2}	富山地域衛生組合

※1 富山地域の農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び一部下水道終末処理場(倉垣浄水園)の処理汚泥を含む。

※2 富山地域以外の農業集落排水施設の処理汚泥を含む。

② 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系図を図4-1-4に示します。

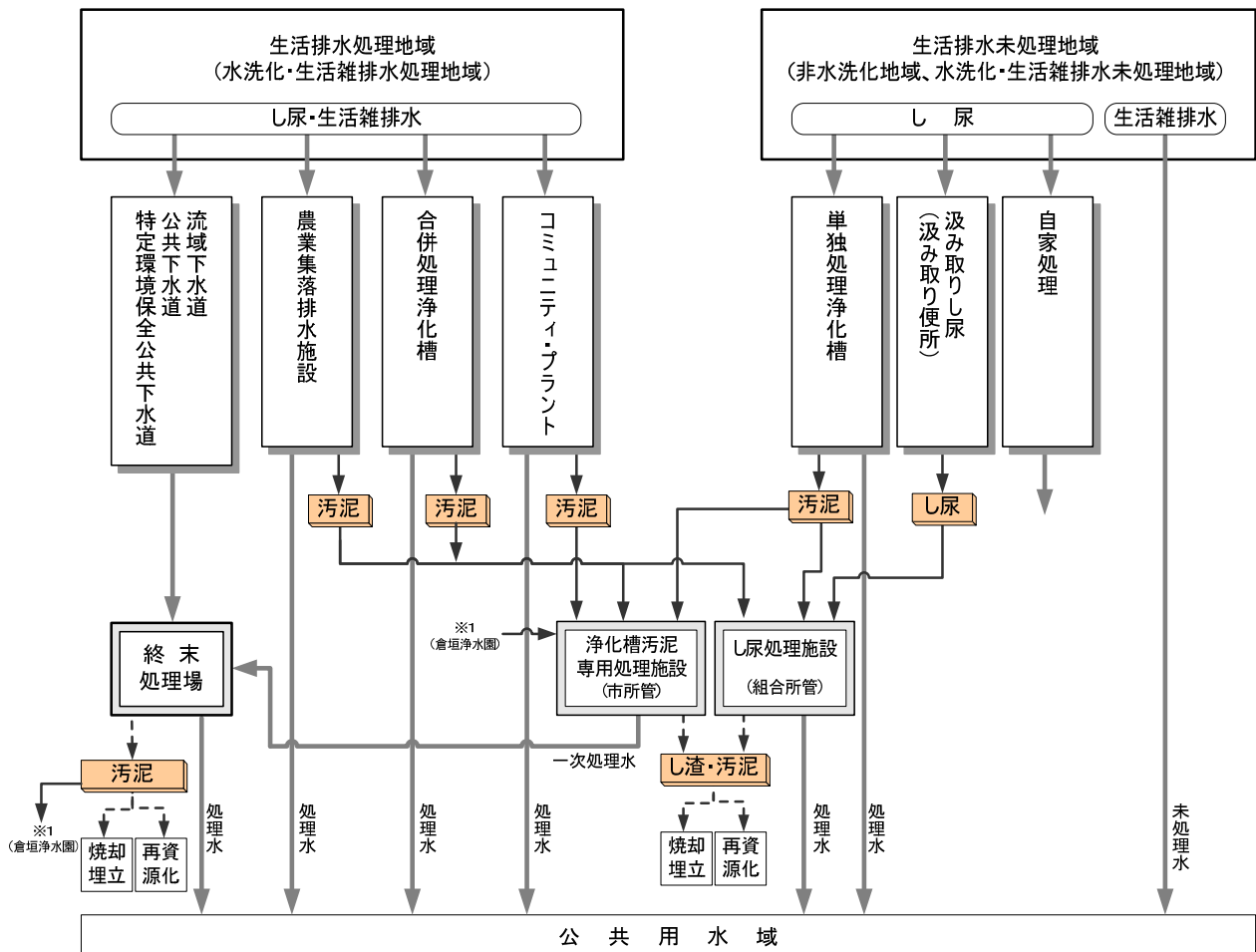


図4-1-4. 生活排水の処理体系図

[平成18年4月現在]

③ 生活排水の処理形態別人口の推移

平成17年度における生活排水の処理形態別人口を表4-1-5及び図4-1-5に、過去5年間（平成13年度～平成17年度）における生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-6及び図4-1-6に示します。

本市では、下水道の早期整備を重点施策として積極的に事業拡大を進める一方、農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置等も順次推進しており、それぞれの地域特性に応じた生活排水処理施設の基盤整備に努めているところです。

平成17年度における水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道が304,019人、農業集落排水施設が16,822人、コミュニティ・プラントが3,558人、合併処理浄化槽が23,414人となり、総人口421,156人のうち、82.6%の市民が生活排水処理施設を利用している状況です。

しかしながら、残りの約2割の市民が、生活雑排水を未処理のまま、河川等の公共用水域に排出している状況にあるため、今後も引き続き下水道等の整備拡大と施設整備完了地域に対する水洗化の促進を行うことが必要となっています。

参考として、先述した表4-1-2の計算根拠に基づき、平成17年度における各処理方式が河川等に与える水質汚濁の影響をBOD汚濁負荷量の推定値として示しました。

これによると、本市の全汚濁負荷量3,609kg/日に対し、【水洗化・生活雑排水未処理人口】及び【非水洗化人口】に占める汚濁負荷量は2,218 (=1,521+697) kg/日になり、全体の61.4% (=42.1%+19.3%)を占める高い割合となっています。

表4-1-5. 平成17年度における生活排水の処理形態別人口 [平成17年度]

処理形態区分	処理形態別人口		BOD汚濁負荷量【推定値】	
	人口 人	占める割合 %	負荷量 kg/日	占める割合 %
行政区域内人口（総人口=国勢調査）	421,156	100.0%	3,609	100.0%
1. 計画処理区域内人口	421,156	100.0%	3,609	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	347,813	82.6%	1,391	38.6%
下水道	304,019	72.2%	1,216	33.7%
農業集落排水施設	16,822	4.0%	67	1.9%
コミュニティ・プラント	3,558	0.8%	14	0.4%
合併処理浄化槽	23,414	5.6%	94	2.6%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	47,529	11.3%	1,521	42.1%
4. 非水洗化人口	25,814	6.1%	697	19.3%
汲み取りし尿	25,814	6.1%	697	19.3%
自家処理	0	0.0%	0	0.0%
5. 計画処理区域外人口	0	0.0%	0	0.0%
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	82.6%		—	—

注記1) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.84参照)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。

注記2) 本計画の行政区域内人口は国勢調査を使用するため、各種事業計画または実績調書で住民基本台帳による人口把握としているものについては、国勢調査と住民基本台帳の行政区域内人口の相対割合を乗じる等して求めた計算値として、表記した。

注記4) 表記の際に端数処理を行ったため、人口や割合%が合わないことがある。

[地域別 平成17年度]

処理形態区分	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域
行政区域内人口(総人口=国勢調査)	325,265	22,632	11,354	21,810	36,448	1,962	1,685
1. 計画処理区域内人口	325,265	22,632	11,354	21,810	36,448	1,962	1,685
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	284,897	19,517	10,026	11,412	19,155	1,885	921
下水道人口	262,833	15,041	7,038	6,252	11,016	1,276	563
農業集落排水施設	8,818	1,267	2,854	2,412	664	529	278
コミュニティ・プラント	3,558	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	9,688	3,209	134	2,748	7,475	80	80
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	32,603	1,751	461	3,182	9,268	43	221
4. 非水洗化人口	7,765	1,364	867	7,216	8,025	34	543
汲み取りし尿	7,765	1,364	867	7,216	8,025	34	543
自家処理	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	87.6%	86.2%	88.3%	52.3%	52.6%	96.1%	54.7%

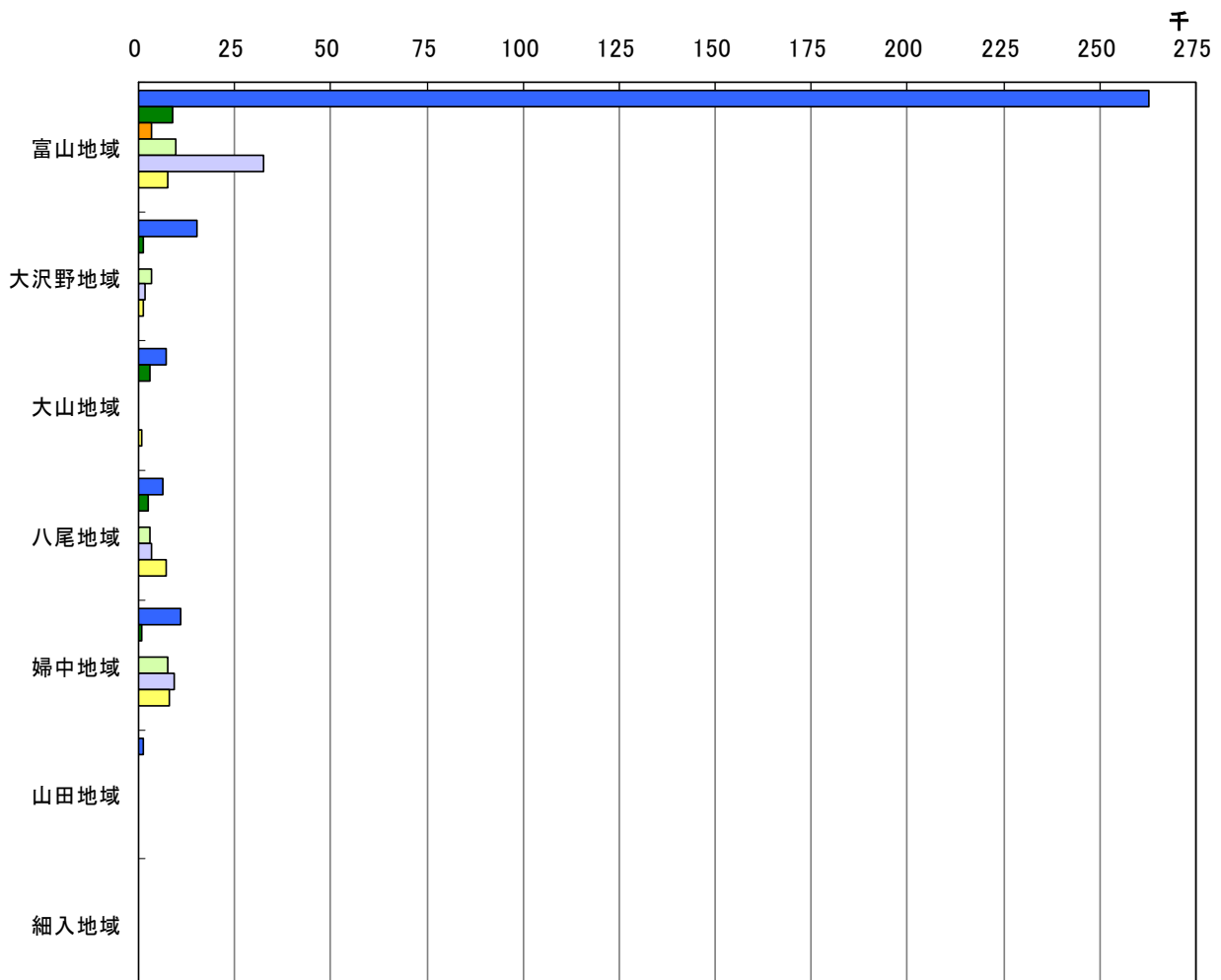
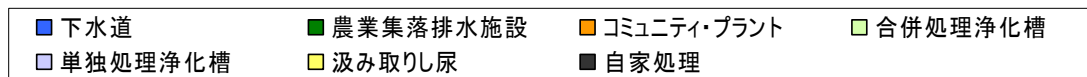


図4-1-5. 平成17年度における生活排水の処理形態別人口

表4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 (平成13年度～平成17年度)

処理形態区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
行政区域内人口 (総人口=国勢調査)	421,454	421,461	421,678	422,321	421,156
1. 計画処理区域内人口	421,454	421,461	421,678	422,321	421,156
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	299,517	323,357	330,240	341,514	347,813
下水道人口	261,554	274,362	286,221	297,570	304,019
農業集落排水施設	14,009	14,987	15,187	16,132	16,822
コミュニティ・プラント	3,509	3,564	3,597	3,594	3,558
合併処理浄化槽	20,445	30,444	25,235	24,218	23,414
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	80,701	61,959	59,176	52,228	47,529
4. 非水洗化人口	41,236	36,145	32,262	28,579	25,814
汲み取りし尿	40,208	35,856	32,133	28,510	25,814
自家処理	1,028	289	129	69	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	71.1%	76.7%	78.3%	80.9%	82.6%

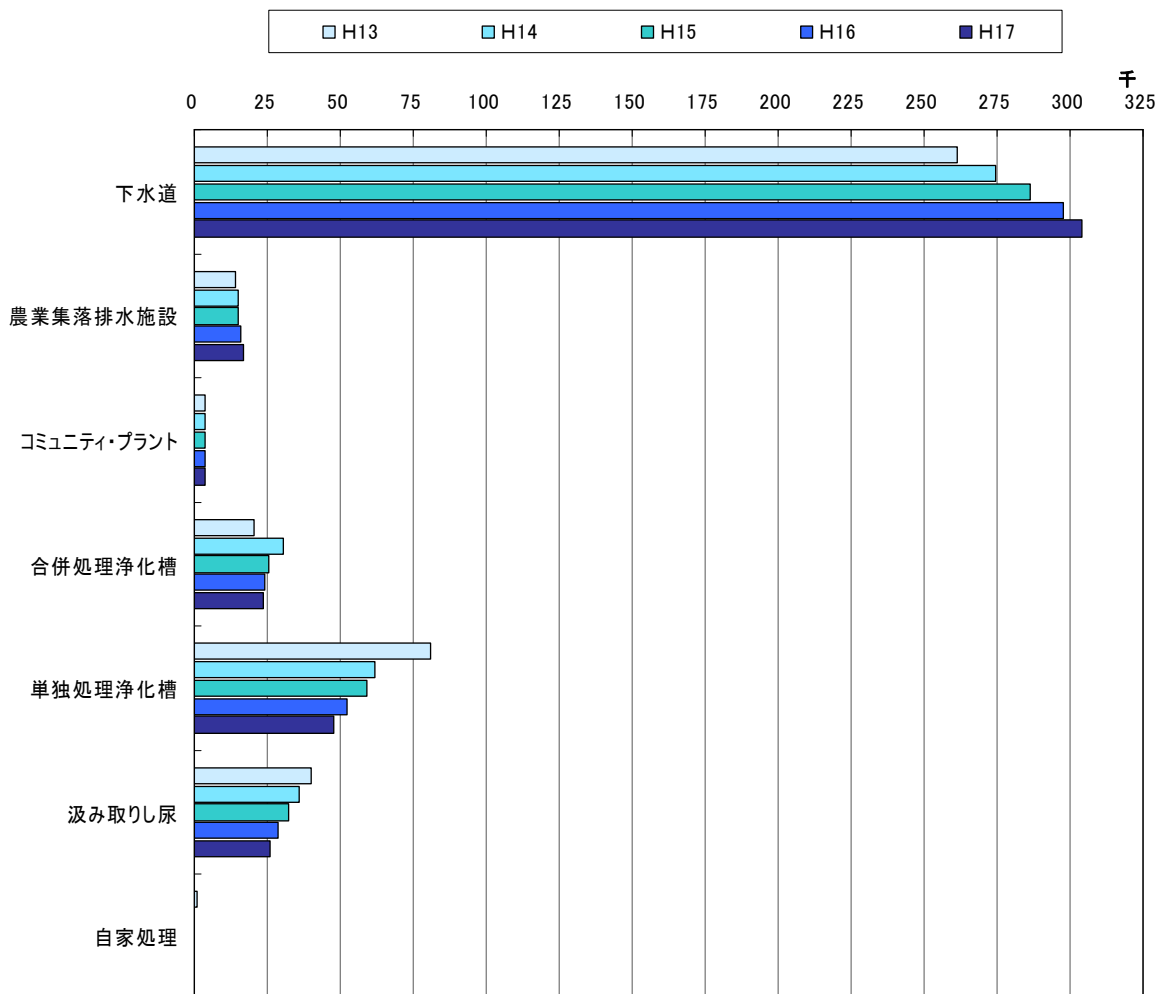


図4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 (平成13～17年度)

④ 生活排水の形態別処理施設の概要

ア. 下水道

本市の下水道の整備状況を表4-1-7及び図4-1-7に、施設の概要等を表4-1-8～表4-1-10に示します。

下水道は、都市の浸水防除や市民生活の向上のみならず、公共用水域の水質保全の観点からも欠くことができない都市の基盤施設です。

市では、昭和37年10月に公共下水道事業を供用開始して以来、処理区域の拡大を図ってきました。その後、平成17年4月の市町村合併を受け、新たに6処理区が本市の公共下水道に編集されたことで、計10処理区を保有しています。

平成17年度における下水道の整備人口は343,233人となり、下水道普及率（行政区域内人口に対する下水道整備完了地域在住人口の比率）は81.4%となっています。また、水洗化人口は304,019人となり、水洗化率（整備人口に対する実際に下水道を利用している人口の比率）は88.5%となっています。

市では、今後とも残りの下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備完了地域における早期水洗化の促進も進めることとしています。

表4-1-7. 下水道の整備状況

項目	単位	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
行政区域内人口 (総人口=国勢調査)	人	419,125	419,788	421,149	421,086	420,804	421,454	421,461	421,678	422,321	421,156
整備人口	人	212,077	244,048	258,665	266,698	294,571	310,428	320,561	329,323	337,475	343,233
水洗化人口	人	181,769	197,305	219,652	231,233	244,576	261,554	274,362	286,221	297,570	304,019
下水道普及率	%	50.6%	58.1%	61.4%	63.3%	70.0%	73.5%	75.9%	78.0%	79.8%	81.4%
水洗化率	%	85.7%	80.8%	84.9%	86.7%	83.0%	84.2%	85.5%	86.9%	88.1%	88.5%

注記1) 上記の人口は、富山市下水道課資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの

注記2) 下水道普及率=整備人口（下水道を利用できる人数）／行政区域内人口

注記3) 水洗化率=水洗化人口（下水道を実際に利用している人数）／整備人口（下水道を利用できる人数）

注記4) 表記の際に端数処理を行ったため、割合%が合わないことがある。

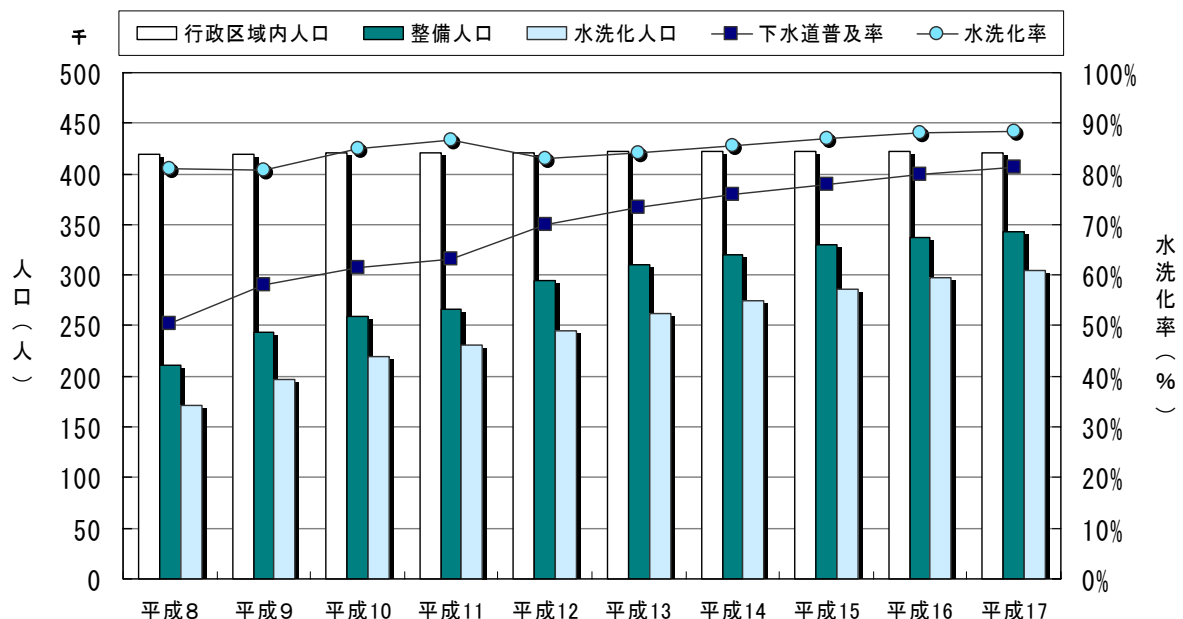


図4-1-7. 下水道の整備状況

表4-1-8. 下水道事業の概要（進捗状況）

〔平成17年度〕

項目		単位	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域	市全域	
全市域面積		A	ha	20,881	7,466	57,232	23,686	6,804	4,092	4,024	124,185
市街地面積		B	ha	5,211	0	0	0	210	0	0	5,421
整備 状況	認可面積	C	ha	7,871.5	618.0	441.1	473.0	1,130.4	71.0	46.0	10,651.0
	整備面積 (累計)	D	ha	6,693.7	440.2	230.3	425.4	450.6	71.0	40.8	8,352.0
	進捗率 D/C	%		85.0%	71.2%	52.2%	89.9%	39.9%	100.0%	88.7%	78.4%
	進捗率 D/A	%		32.1%	5.9%	0.4%	1.8%	6.6%	1.7%	1.0%	6.7%

出典：富山市下水道課資料、「第1回富山市統計書 平成17年度版」

表4-1-9. 下水道事業の種別区分

NO	地域区分	処理区	種別	本計画における種別区分		
				区分	表記	
01	富山地域	浜黒崎処理区	単独・公共	公共下水道	公共	
02			公関・特環	特定環境保全公共下水道	特環	
03		水橋処理区	単独・公共	公共下水道	公共	
04			神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
05				流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
06			倉垣処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
07	大沢野地域	大沢野処理区	単独・公共	公共下水道	公共	
08			公関・特環	特定環境保全公共下水道	特環	
09	大山地域	大山処理区	単独・公共	公共下水道	公共	
11		小見処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環	
12	八尾地域	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共	
13			流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環	
14	婦中地域	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共	
15			流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環	
16	山田村	山田処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環	
17	細入村	楡原処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環	
18		南部処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環	

出典：富山市下水道課資料、「第1回富山市統計書 平成17年度版」

注記 種別の凡例
 単独：単独処理区
 公関：公共下水道関連
 流関：流域下水道関連
 公共：公共下水道
 特環：特定環境保全公共下水道

表4-1-10. 下水道終末処理場の概要

[平成17年度]

事業主体	富山県	富山市
処理区名	神通川左岸処理区	浜黒崎処理区
下水道事業認可(最終)	富山地域(H18.03.22)、八尾地域(H17.05.31)、婦中地域(H17.05.31)	H18.03.22
事業施工期間(事業認可)	H5～H21	S27～H22
施設名称	神通川左岸浄化センター	浜黒崎浄化センター
位置	新湊市海竜町地内(富山新港東埋立地内)	富山市浜黒崎地内
排除方式	分流式	分流(一部合流)
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	131,000m ³	204,000m ³
放流先	富山湾等	富山湾
環境基準	A-イ	A-イ

事業主体	富山市	富山市	富山市	富山市
処理区名	水橋処理区	倉垣処理区	大沢野処理区	大山処理区
下水道事業認可(最終)	H18.03.22	H07.09.21	H18.03.23	H18.03.17
事業施工期間(事業認可)	H2～H22	H1～H12	S61～H22	S54～H22
施設名称	水橋浄化センター	倉垣浄水園	大沢野浄化センター	大山下水処理場
位置	富山市水橋辻ヶ堂地内	富山市布目北地内	富山市新村地内	富山市東福沢地内
排除方式	分流	分流	分流	分流
処理方式	標準活性汚泥法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	13,000m ³	2,300m ³	11,800m ³	8,800m ³
放流先	辻ヶ堂排水路	下須川(準用河川)	大久保川	熊野川
環境基準	—	—	A-イ	A-イ

事業主体	富山市	富山市	富山市	富山市
処理区名	小見処理区	山田処理区	楡原処理区	南部処理区
下水道事業認可(最終)	H18.03.17	H11.03.26	H10.09.29	H13.05.28
事業施工期間(事業認可)	H6～H22	S60～H15	H10～H18	H13～H22
施設名称	小見浄化センター	山田浄化センター	楡原浄化センター	南部浄化センター
位置	富山市小見地内	富山市山田村小島前田地内	富山市楡原地内	富山市猪谷地内
排除方式	分流	分流	分流	分流
処理方式	好気性ろ床法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法
全体計画の処理能力(日最大)	4,000m ³	1,400m ³	630m ³	380m ³
放流先	農業用排水路	山田川	神通川	神通川
環境基準	AA-イ(常願寺川)	A-イ	A-イ	A-イ

出典：富山市下水道課資料、「富山県の下水道 平成18年3月 富山県土木部下水道課」

4. 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設（それ以外の集落排水施設を含む。）の整備状況を表4-1-11及び図4-1-8に、施設の概要を表4-1-12に示します。

農業集落排水施設は農村地域等を対象に、水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を推進してきており、平成17年度現在、計52施設を整備しました。

平成17年度における農業集落排水施設の整備人口は21,620人、水洗化人口は16,822人となり、水洗化率は77.8%となっています。

表4-1-11. 農業集落排水施設の整備状況

項目	単位	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
整備人口	人	16,194	16,792	18,433	18,490	18,453	20,564	21,620
水洗化人口	人	12,547	12,906	14,009	14,987	15,187	16,132	16,822
水洗化率	%	77.5%	76.9%	76.0%	81.1%	82.3%	78.4%	77.8%

出典：富山市農村整備課資料

注記1) 上記の人口は、富山市農村整備課資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの

注記3) 水洗化率＝水洗化人口（施設を実際に利用している人数）／整備人口（施設を利用できる人数）

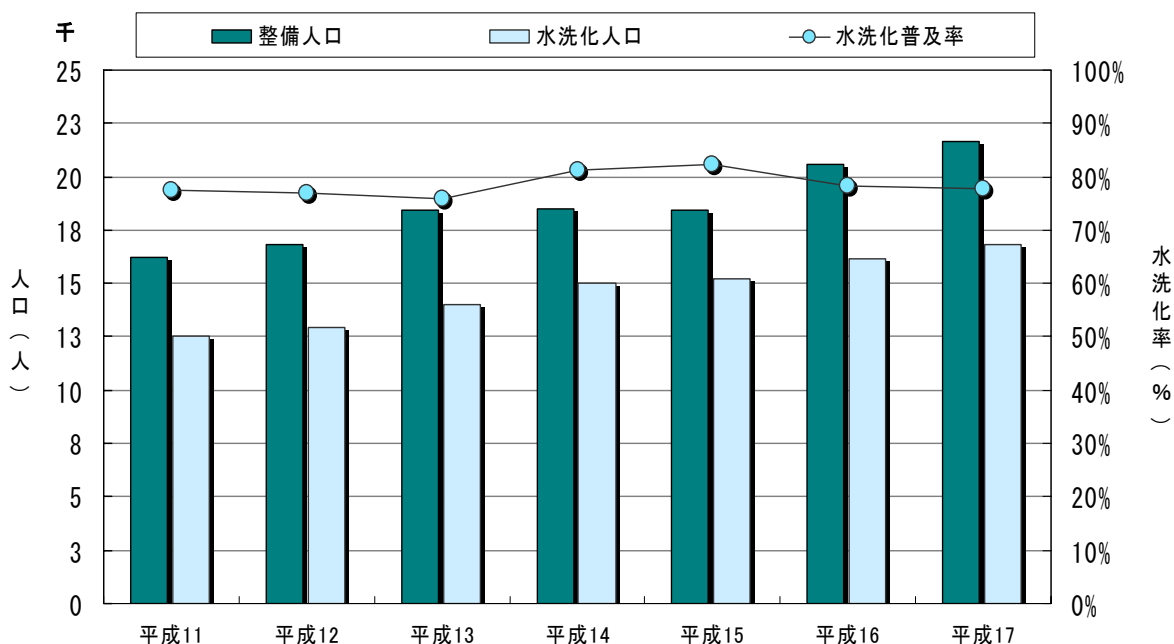


図4-1-8. 農業集落排水施設の整備状況

表4-1-12. 農業集落排水施設の概要

[平成17年度]

NO	地域区分	処理区名	施設区分	事業計画 区域面積	計画人口 (人)	処理方式	供用開始年月	放流先
01	富山地域	打出地区	農業集落	7.2 ha	590	JARUS-Ⅲ型	S63. 07	山伏川
02		呉羽野田地区	農業集落	5.1 ha	100	接触ぼっ気	H02. 04	東部六号排水路
03		島田地区	農業集落	1.4 ha	60	接触ぼっ気	H03. 04	蜷川排水
04		下条地区	農業集落	37.9 ha	1,070	JARUS-Ⅲ型	H04. 04	白岩川
05		楠木地区	農業集落	2.4 ha	100	接触ぼっ気	H04. 04	赤田排水
06		利波地区	農業集落	1.8 ha	70	接触ぼっ気	H05. 04	東部三号排水路
07		水橋堅田地区	農業集落	2.2 ha	160	接触ぼっ気	H05. 04	下条川
08		水橋鏡田地区	農業集落	1.8 ha	80	接触ぼっ気	H06. 04	上市川
09		池多北地区	農業集落	34.5 ha	1,310	JARUS-Ⅲ型	H06. 04	鍛冶川
10		古沢地区	農業集落	35.7 ha	1,570	JARUS-OD型	H07. 04	砂川
11		上条南部地区	農業集落	21.3 ha	740	JARUS-Ⅲ型	H09. 04	白岩川
12		針原西部地区	農業集落	14.0 ha	740	JARUS-X I型	H09. 10	枇杷川
13		上条北部地区	農業集落	17.5 ha	730	JARUS-X I型	H10. 04	白岩川
14		新保東地区	農業集落	23.1 ha	430	JARUS-X I型	H10. 04	熊野川
15		金山新地区	小規模	1.8 ha	100	接触ぼっ気	H10. 04	排水路
16		池多南部地区	農業集落	12.3 ha	440	JARUS-Ⅲ型	H11. 04	平岡排水
17		針原東部地区	農業集落	8.1 ha	335	JARUS-I型	H12. 04	諏訪川
18		太田地区	農業集落	60.1 ha	1,883	JARUS-X I型	H13. 04	太田川
19		三郷地区	農業集落	61.2 ha	2,507	JARUS-X I型	H16. 04	白岩川
20		新保西地区	農業集落	22.0 ha	868	JARUS-X I型	H17. 04	新保排水
21	大沢野地域	船峠地区	農業集落	96.0 ha	1,410	JARUS-X I型	H09. 04	急滝川
22		下夕北部地区	農業集落	13.0 ha	310	JARUS-I型	H09. 04	神通川
23	大山地域	日尾地区	農業集落	8.0 ha	130	JARUS-V型	H06. 05	黒川
24		岡田地区	農業集落	7.0 ha	150	接触ぼっき	H07. 03	常願寺川
25		牧地区	農業集落	5.0 ha	140	JARUS-S型	H11. 03	常願寺川
26		農村総合整備モデル事業	農業集落	50.0 ha	3,200	公共下水道に接続	S62. 04	公共下水道へ
27		農村下水道	農業集落	1.4 ha	115	公共下水道に接続	H02. 03	公共下水道へ
28	八尾地域	深谷地区	農業集落	15.1 ha	590	JARUS-Ⅲ型	H04. 04	合場川
29		野積中部地区	農業集落	5.9 ha	440	JARUS-Ⅲ型	H06. 04	野積川
30		樫尾地区	農業集落	1.7 ha	100	接触ぼっき	H04. 04	久婦須川
31		岩屋地区	農業集落	1.9 ha	130	接触ぼっき	H06. 04	久婦須川
32		道畑地区	農業集落	0.7 ha	60	接触ぼっき	H06. 04	野積川
33		宮腰地区	農業集落	1.2 ha	80	接触ぼっき	H07. 04	久婦須川
34		室牧地区	農業集落	9.7 ha	570	JARUS-Ⅲ型	H07. 03	井田川
35		西川倉地区	簡易排水	1.6 ha	80	接触ぼっき	H08. 03	野積川
36		卯花東部地区	農業集落	1.8 ha	130	JARUS-S型	H07. 08	久婦須川
37		杉原東部地区	農業集落	7.4 ha	210	JARUS-I型	H11. 01	西派川
38		野積北部地区	農業集落	5.0 ha	150	JARUS-S型	H11. 01	野積川
39		仁歩地区	農業集落	7.0 ha	260	JARUS-I型	H13. 01	仁歩川
40		布谷地区	農業集落	6.0 ha	117	JARUS-Ⅲ型	H14. 01	野積川
41	井栗谷地区	小規模	3.4 ha	60	接触ぼっき	H16. 01	神通川	
42	婦中地域	成子地区	農業集落	20.0 ha	160	JARUS-I型	H07. 04	農業用排水路
43		道島地区	農業集落	9.0 ha	250	JARUS-I型	H09. 04	農業用排水路
44		音川地区	農業集落	40.0 ha	1,900	公共下水道に接続	H16. 05	公共下水道へ
45	山田地域	西部地区	農業集落	3.0 ha	150	JARUS-V型	H05. 04	坪野川排水路
46		清水地区	農業集落	12.0 ha	190	JARUS-V型	H06. 04	農業用排水路
47		東部地区	農業集落	13.0 ha	290	JARUS-V型	H03. 04	赤江川排水路
48		柳川地区	農業集落	2.0 ha	64	接触ぼっき	H08. 04	赤江川排水路
49		鍋谷地区	林業集落	1.0 ha	25	出雲式S2-34N	H07. 04	農業用排水路
50		谷地区	林業集落	1.0 ha	26	NK-T23FC-43型	H07. 04	農業用排水路
51	細入地域	笹津・岩稻地区	農業集落	9.0 ha	350	JARUS-I型	H10. 03	馬道谷川
52		庵谷地区	農業集落	5.0 ha	290	JARUS-I型	H10. 03	大谷川

出典：「富山市農業集落汚水処理施設条例 平成17年4月1日 富山市条例第201号」、富山市農村整備課資料

注記 本計画では、図4-1-3 (P.83参照) に示した農業集落排水施設以外の集落排水施設も、全て農業集落排水施設として整理した。

ウ. コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)

本市のコミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)の整備状況を表4-1-13に、施設概要を表4-1-14に示します。

平成17年度現在のコミュニティ・プラントは、富山地域にある月岡緑町団地、新保地区、新保南地区、有沢新町団地の4施設が稼働しています。このうち、有沢新町団地においては、平成18年4月から下水道に100%接続されています。

平成17年度におけるコミュニティ・プラントの整備人口(=水洗化人口)は、3,558人となっています。

表4-1-13. コミュニティ・プラントの整備状況

項目	単位	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
整備人口 (水洗化人口)	人	3,296	3,309	3,331	3,375	3,366	3,509	3,564	3,597	3,594	3,558

出典：富山市環境保全課資料

注記1) 平成12年度までは大沢野地域でもコミュニティ・プラントが稼働していたが、平成13年度に廃止された。

注記2) 上記の人口は、富山市環境保全課資料値(住民基本台帳に基づく人口)を国勢調査に基づく人口に換算させたもの

表4-1-14. コミュニティ・プラントの概要

[平成17年度現在]

地域区分	富山地域	富山地域
処理区名	月岡緑町団地	新保地区
事業計画区域面積	41.2 ha	61.0 ha
計画人口(人)	3,150 人	1,080 人
処理方式	長時間ばっき法	長時間ばっき法
供用開始年月	S58.04	S58.05
放流先	大門川(神通川)	新保排水路(神通川)
環境基準	A類型	A類型
下水道への接続計画	なし	なし

地域区分	富山地域	富山地域
処理区名	新保南地区	有沢新町団地
事業計画区域面積	14.5 ha	6.0 ha
計画人口(人)	610 人	525 人
処理方式	接触ばっき法	回分式活性汚泥法
供用開始年月	H13.04	H02.08
放流先	樋橋川(神通川)	井田川
環境基準	A類型	B類型
下水道への接続計画	なし	平成18年4月より接続開始

出典：富山市環境保全課資料

I. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では平成12年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿だけしか処理（生活雑排水が処理）できない単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮するものですが、定期検査の実施率が低い状況にある等、適正な維持管理の徹底が課題とされていました。このため、①浄化槽からの放流水の水質基準の創設や ②浄化槽設置後等の水質検査の検査期間の見直し、③浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化、④報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等を規定に盛り込こんだ浄化槽法の改正が平成17年9月に行われ、平成18年2月1日から施行されています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表4-1-15に示します。

平成17年度における合併処理浄化槽の設置基数は4,140基となり、設置人口は23,414人となっています。

表4-1-15. 合併処理浄化槽の整備状況 [平成17年度]

項目	単位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
合併処理浄化槽 設置基数	基	—	—	—	4,149	4,140
合併処理浄化槽 設置人数	人	20,445	30,444	25,235	24,218	23,414
うち、下水道の処理開始公示済み区域外	人	19,063	24,391	20,301	19,447	19,542
うち、下水道の処理開始公示済み区域内	人	1,382	6,053	4,934	4,771	3,872

出典：設置基数は保健所資料、設置人数は富山県環境政策課資料他

注記) 上記の人口は、上記資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの

【参考1】 表4-1-16. 合併処理浄化槽設置整備事業の状況（補助対象事業） [平成17年度]

地域区分	単位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	計
富山地域	基	16	10	15	4	5	50
大沢野地域	基	15	15	17	14	11	72
大山地域	基	1	1	2	2	0	6
八尾地域	基	29	2	5	6	2	44
婦中地域	基	47	36	38	39	8	168
計	基	108	64	77	65	26	340

注記1) 浄化槽市町村整備推進事業【市町村が設置主体となる場合】または浄化槽設置整備事業【個人が設置主体となる場合】分

【参考2】 表4-1-17. 単独処理浄化槽の整備状況 [平成17年度]

項目	単位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
単独処理浄化槽 設置基数	基	—	—	—	22,681	19,441
単独処理浄化槽 設置人数	人	80,701	61,959	59,176	52,228	47,529

出典：設置基数は保健所資料

注記) 上記の人口は、上記資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの

⑤ 各種生活排水の処理施設に関する制度

7. 合併処理浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽設置補助制度の概要は表4-1-18に示すとおりです。

表4-1-18. 合併処理浄化槽設置補助制度の概要

補助対象地域	公共下水道の認可区域、農業集落排水施設、地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）、または生活排水処理施設の整備事業予定地を除く全市地域 ※旧大山地域の在住者は、平成17年度から平成19年度までに限り、合併前の旧大山町の制度が適用される。																
補助金交付対象者	専ら住居の用に供する建物または延べ床面積1/2以上の居住の用に供する建物に設置するもの（販売目的で住宅等を建築するものを除く。）																
補助対象 合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿と生活雑排水を併せて処理する50人以下の浄化槽 ・浄化槽の構造基準に適合し、BOD除去率90%以上、放流水質がBODで20mg/1（日間平均）の機能を有するもの ・環境省の国庫補助指針に適合するもの 																
補助金額	<p>補助の金額は、下表に掲げる金額を最高限度額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 模</th> <th>補 助 額</th> <th>規 模</th> <th>補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>363,000 円</td> <td>11～20人槽</td> <td>1,002,000 円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>441,000 円</td> <td>21～30人槽</td> <td>1,644,000 円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>576,000 円</td> <td>31～50人槽</td> <td>2,151,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	規 模	補 助 額	規 模	補 助 額	5人槽	363,000 円	11～20人槽	1,002,000 円	6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,644,000 円	8～10人槽	576,000 円	31～50人槽	2,151,000 円
規 模	補 助 額	規 模	補 助 額														
5人槽	363,000 円	11～20人槽	1,002,000 円														
6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,644,000 円														
8～10人槽	576,000 円	31～50人槽	2,151,000 円														

出典：富山市環境保全課資料

1. 水洗便所改造等資金貸付制度

水洗便所改造等資金貸付制度の概要は表4-1-19に示すとおりです。

表4-1-19. 水洗便所改造等資金貸付制度の概要

貸付けの対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・既設便所を水洗式に改造するため、便器、洗浄用具及びこれに伴う排水設備の設置に要する経費 ・上記の改造に伴う壁の補修並びに台所及び風呂の排水設備の付替工事に要する経費 															
貸付けを受けることができる者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道終末処理施設が完備されている地域に住居を有すること ・市民税、固定資産税及び下水道受益者負担金を完納していること ・自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること ・貸付けを受けた資金の償還の支払について、十分な支払能力を有すること ・確実な連帯保証人があること 															
貸付限度額・利率・期間・償還方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>水洗便所改造工事その他付帯工事</th> <th>汚水ポンプ工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>100万円(当該工事費の範囲内)</td> <td>50万円(当該工事費の範囲内)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>3年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>貸付期間内の元金均等月賦償還</td> <td>貸付期間内の元金均等月賦償還</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	水洗便所改造工事その他付帯工事	汚水ポンプ工事	貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(当該工事費の範囲内)	貸付利率	無利子	無利子	貸付期間	3年以内	3年以内	償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還	貸付期間内の元金均等月賦償還
種 類	水洗便所改造工事その他付帯工事	汚水ポンプ工事														
貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(当該工事費の範囲内)														
貸付利率	無利子	無利子														
貸付期間	3年以内	3年以内														
償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還	貸付期間内の元金均等月賦償還														

出典：「富山市水洗便所改造等資金貸付規定 平成17年4月1日 富山市上下水道局管理規定第25号」

ウ. 農業集落水洗便所改造等資金貸付制度

農業集落水洗便所改造等資金貸付制度の概要は表4-1-20に示すとおりです。

表4-1-20. 農業集落水洗便所改造等資金貸付制度の概要

貸付けの対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 既設便所を水洗式に改造するため、便器、洗浄用具及びこれに伴う排水設備の設置に要する経費 上記の改造に伴う壁の補修並びに台所及び風呂の排水設備の付替工事に要する経費 																
貸付けを受けることができる者の資格	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設が完備されている地域に住居を有すること 市民税、固定資産税及び下水道受益者負担金を完納していること 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること 貸付けを受けた資金の償還の支払について、十分な支払能力を有すること 確実な連帯保証人があること 																
貸付限度額・利率・期間・償還方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>水洗便所改造工事その他付帯工事</th> <th>汚水ポンプ工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>100万円(当該工事費の範囲内)</td> <td>50万円(当該工事費の範囲内)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>3年以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>貸付期間内の元金均等月賦償還</td> <td>貸付期間内の元金均等月賦償還</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	水洗便所改造工事その他付帯工事	汚水ポンプ工事	貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(当該工事費の範囲内)	貸付利率	無利子	無利子	貸付期間	3年以内	3年以内	償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還	貸付期間内の元金均等月賦償還
種 類	水洗便所改造工事その他付帯工事	汚水ポンプ工事															
貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(当該工事費の範囲内)															
貸付利率	無利子	無利子															
貸付期間	3年以内	3年以内															
償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還	貸付期間内の元金均等月賦償還															

出典：「富山市農業集落水洗便所改造等資金貸付規則 平成17年4月1日 規則第178号」

エ. ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度

ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度の概要は表4-1-21に示すとおりです。

表4-1-21. ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度の概要

項 目	条 件	補助制度の有無	問い合わせ窓口
公共下水道	生物処理タイプ 都心地区(約436ha)で生物処理タイプの「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合	有 (但し、条件有) まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業	富山市都市整備部都市再生総室・都市再生整備課住宅政策推進班
	上記補助制度対象地区以外の地域で生物処理タイプを設置する場合	有 (但し、条件有)	富山市環境センター管理課減量推進係
	機械処理タイプ 機械処理タイプの「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合	有 (但し、条件有)	富山市環境センター管理課減量推進係
公共下水道以外	農村下水道 「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合	有 (但し、条件有)	富山市環境センター管理課減量推進係
	コミュニティ・プラント 「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合	有 (但し、条件有)	富山市環境センター管理課減量推進係

出典：「ディスポーザー排水処理システム設置に伴う補助制度について」富山市上下水道局資料

⑥ 水環境保全のための事業実施状況

本市では公共用水域の水環境保全のため、富山県が策定した水質環境計画（クリーンウォーター計画）にあわせて、生活排水対策事業や工場・事業場排水対策の推進に努めてきています。

市における水環境保全対策の実施状況を表4-1-22に、水環境関連イベントの実施状況を表4-1-23、地域住民における水環境保全活動状況を表4-2-24に示します。

表4-1-22. 市における水環境保全対策の実施状況 [平成17年度]

項 目	主 な 施 策
水 質 調 査	公共用水域等の水質監視及び調査 ○水質測定計画による水質測定（公共用水域及び地下水の水質環境調査の実施） ○公共用水域の底質調査の実施
	有害化学物質等の調査 ○ダイオキシン類、有害化学物質、環境ホルモンの実態調査や情報収集の実施
排 水 対 策	生活系排水対策 ○下水道の整備（施設の整備促進、下水道への早期接続、施設の適正な維持管理及び処理の高度化等） ○農業集落排水施設の整備（施設整備の促進、施設の適正な維持管理等） ○コミュニティ・プラントの整備（施設整備の促進、施設の適正な維持管理等） ○浄化槽対策（合併処理浄化槽の普及促進、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、浄化槽の維持管理の強化等） ○し尿処理施設対策（老朽化した施設の更新等） ○生活雑排水対策（家庭でできる浄化実践活動の推進等）
	産業系排水対策 ○工場・事業場排水対策（水の合理的利用と処理施設の高度化の促進、処理施設の維持管理の徹底、水質汚濁防止法の対象事業所への立入検査・指導等） ○畜産排水対策（畜産排泄物の有効利用の促進、適正処理の徹底） ○その他（小規模事業場や工事現場の排水管理の徹底等）
	面源系排水対策 ○農業地域対策（施肥の適期・適量、施肥方法の改善による肥料流出の防止等） ○森林地域対策（計画的な伐採、伐採跡地への速やかな植林等） ○都市地域対策（降雨時の市街地排水対策の推進等）
	有害化学物質等の汚染防止対策 ○有害化学物質対策（適正管理の徹底、地下水汚染の未然防止等） ○事故時の対策（油・有害化学物質等の流出事故への対応）
	水域の保全
水域浄化対策 ○浚渫等の浄化対策の実施、河川自浄作用の保全及び流量の確保	
水辺の保全対策 ○水辺の整備（快適な水辺空間の創出、自然性の確保、住民参加による河川環境の整備・保全、港湾環境の維持・向上、名水の保全）	
国際環境協力の推進 ○日本海の環境保全対策（国際協力の推進、北西太平洋地域海海行動計画（通称：NOWPAP）との連携）	
環境保全活動	水辺の美化 ○水辺の清掃管理の徹底、水辺の美化活動の推進
	そ の 他 ○水質保全意識の高揚、環境情報の収集及び提供

出典：富山市環境保全課資料、「富山県水質環境計画／クリーンウォーター計画 平成14年4月 富山県」他

表4-1-23. 水環境関連イベントの実施状況

[平成17年度]

イベント事業名	野積の里清流 フェスティバル	海岸をきれいにする日	大長谷やまのがっこう	浄化センターの一般開放
場 所	八尾地域野積地内	海岸一帯	大長谷川	浜黒崎浄化センター (年度毎で巡回)
実 施 団 体	フェスティバル 実行委員会	富山市	大長谷川グリーンツーリズム 委員会	富山市
内 容	溪流釣り大会、 魚のつかみどり	地域住民による清掃活動	魚のつかみどり、川遊び	下水道施設等の一般開放
イベント事業名	運河まつり2005	環境タウンミーティング -富山市の環境と森林について-	とやま環境フェア2005	森とまち・海をつないだ 森づくりイベント
場 所	富岩運河 (環水公園-中島閘門)	富山国際会議場	富山産業展示館 テクノホール	猿倉山森林公園
実 施 団 体	運河のまちを愛する会	富山市	とやま環境フェア 開催委員会	富山市
内 容	運河クルーズ(中島閘門の体 験)、カヌー体験会、ボート 教室、屋台	水環境を含めた森林に 関するディスカッション	環境に関する展示コーナー	森林整備体験等を通した、 環境面からの森林の役割の 学習

表4-1-24. 地域住民等による水環境保全活動状況

[平成17年度]

水環境保全活動名	河川をきれいにする美化活動	白岩川環境清掃美化啓蒙活動	室牧川清掃美化活動
団 体 名	河川をきれいにする会	白岩川をきれいにする協議会	八尾地域室牧地区公民館
構 成 組 織	藤ノ木、向新庄、新庄北部、各地 区の沿川住民	流域市町村、企業、農協、漁協、 商工会等	室牧地区住民
活動開始年月日	H06.06.17	S58	S55
活 動 頻 度	数回/年	—	1回/年
活 動 の 内 容	半俵川をはじめ、周辺河川の美化 清掃活動の実施	環境美化啓蒙活動 標語募集及び掲示板の設置 除草投棄中止要望 会報の発行・講演会の開催	川底の雑草木の刈り取り 清掃活動の実施
行政関与内容	—	活動への助成	報奨金20円/㎡(県土木センター)
水環境保全に 係る表彰	—	H元：水環境賞(環境省) H2：(社)日本河川協会長 H6：県功勞	保健衛生表彰

水環境保全活動名	仁歩川清掃美化活動	神通川河川敷クリーン作戦	井田川河川敷クリーン作戦
団 体 名	八尾地域仁歩壮年団	八尾地域西神通、中神通自治会、 保健衛生協議会	八尾地域保健衛生協議会、各種団 体
構 成 組 織	仁歩壮年団員	同上自治会員、協議会員	同上協議会員、団体員
活動開始年月日	—	H8	H14
活 動 頻 度	1回/年	1回/年	1回/年
活 動 の 内 容	川底の雑草木の刈り取り 清掃活動の実施	神通川河川敷の清掃活動の実施	井田川河川敷の清掃活動の実施
行政関与内容	自動車借上料の交付	軍手、ごみ袋、飲物の配布	軍手、ごみ袋、飲物の配布
水環境保全に 係る表彰	—	H14：八尾町保健衛生協議会表彰 H16：県土美化推進功勞表彰	—

(5) し尿・浄化槽汚泥処理の現況

各家庭等から発生するし尿（汲み取りし尿）や浄化槽汚泥（浄化槽方式の水洗便所から排出される汚泥の他、集合排水処理施設から排出される処理汚泥を含む。）の処理区域は、行政区全域を対象としています。

① 収集・運搬の状況

収集・運搬は、し尿は委託業者2社と許可業者6社で、浄化槽汚泥は許可業者9社でそれぞれ行っています。収集・運搬車両の状況を表4-1-25に示します。

表4-1-25. 収集・運搬車両の状況 [平成18年4月現在]

最大積載可能量		～2 k1	～4 k1	～8 k1	～10 k1	10～ k1	計
車両 台数	計	6 台	30 台	9 台	2 台	2 台	49 台
	し 尿	5 台	20 台	7 台	0 台	1 台	33 台
	浄化槽汚泥	1 台	10 台	2 台	2 台	1 台	16 台

② 中間処理・最終処分状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、市または富山地域衛生組合が所管する3つのし尿処理施設（浄化槽汚泥専用処理施設を含む。）において、それぞれ適正処理しています。

「つばき園（市所管）」では富山地域の浄化槽汚泥の一部を、「中部衛生センター（組合所管）」では富山地域のし尿及び浄化槽汚泥の一部を、「万浄園（組合所管）」は市全域のし尿及び浄化槽汚泥の一部をそれぞれ処理する施設です。

各施設の概要を表4-1-26に示します。

表4-1-26. し尿処理施設の施設概要

項 目		つ ば き 園	
処 理 対 象 地 域		富山地域	
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無		なし	
処 理 対 象 物		浄化槽汚泥 （富山地域の農業集落排水施設からの処理汚泥、コミュニティ・プラントからの処理汚泥、倉垣浄水園の処理汚泥を含む。）	
竣 工 年 月		平成2年2月	
公 称 処 理 能 力		90 k1/日	
設 計 放 流 水 質		BOD 300ppm、COD 150ppm、SS 300ppm	
処 理 方 式		固液分離方式（浄化槽汚泥専用処理）	
希 積 水	種 類	工業用水	
	倍 率	5.7倍	
放 流 水	河 川 名	公共下水道	
	水濁法上乘基準	なし	
主 処 理 内 容		前曝気⇒高分子凝集剤混和による固液分離⇒希釈後、下水道放流	
脱 臭 設 備		酸・アルカリ洗浄＋活性炭吸着	
余 剰 汚 泥 処 理 ※ ¹		脱水・焼却・埋立	
し 渣 ※ ²		焼却・埋立	

項 目		中部衛生センター
処 理 対 象 地 域		富山地域
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無		上市町、立山町、舟橋村
処 理 対 象 物		し尿・浄化槽汚泥
竣 工 年 月		昭和58年3月
公 称 処 理 能 力		80 kl/日(し尿 56、汚泥 24)
設 計 放 流 水 質		BOD 10ppm、COD 20ppm、SS 5ppm、T-N 10ppm、T-P 1ppm
処 理 方 式		標準脱窒素処理方式+高度処理(凝集分離+オゾン酸化+砂ろ過)
希 積 水	種 類	伏流水、地下水
	倍 率	10倍
放 流 水	河 川 名	白岩川(環境基準 A類型)
	水濁法上乘基準	BOD 30ppm
主 処 理 内 容		生物処理⇒沈殿⇒加圧浮上凝集分離⇒オゾン酸化⇒砂ろ過⇒消毒⇒河川放流
脱 臭 設 備		高濃度：生物脱臭 中低濃度：酸・アルカリ次亜塩洗浄+活性炭吸着
余 剰 汚 泥 処 理 ^{※1}		脱水・乾燥・農地還元(リサイクル)
し 渣 ^{※2}		焼却・埋立

項 目		万 浄 園
処 理 対 象 地 域		富山地域、大沢野地域、大山地域、八尾地域、婦中地域、山田地域、細入地域
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無		なし
処 理 対 象 物		し尿・浄化槽汚泥(富山地域以外の農業集落排水施設からの処理汚泥を含む。)
竣 工 年 月		竣工：昭和40年6月 改造：平成7年6月
公 称 処 理 能 力		217 kl/日(し尿180、汚泥 37)
設 計 放 流 水 質		BOD 10ppm、COD 30ppm、SS 10ppm、T-N 20ppm、T-P 1ppm
処 理 方 式		高負荷脱窒素処理方式+高度処理(凝集分離+急速ろ過+活性炭吸着)
希 積 水	種 類	地下水
	倍 率	2倍
放 流 水	河 川 名	大久保川(環境基準 A類型)
	水濁法上乘基準	BOD 30ppm
主 処 理 内 容		生物処理⇒沈殿⇒凝集沈殿分離⇒急速ろ過⇒活性炭砂ろ過⇒消毒⇒河川放流
脱 臭 設 備		高中濃度：生物脱臭+活性炭吸着 低濃度：活性炭吸着
余 剰 汚 泥 処 理 ^{※1}		脱水・乾燥・焼却・埋立
し 渣 ^{※2}		焼却・埋立

出典：「富山県の廃棄物」平成17年11月、「富山市つばき園」パンフレット、「中部衛生センター精密機農検査報告書 平成17年12月」、「万浄園精密機農検査報告書 平成17年12月」他

※1 余剰汚泥とは生物処理工程や凝集沈殿工程等から発生する汚泥のうち、余分となった汚泥のこと。本市では適正処理後に埋立処分または農地還元等による再利用(リサイクル)を行っている。

※2 し渣とは、収集し尿や浄化槽汚泥に混入しているポリエチレン等のプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類等の夾雑(きょうざつ)物のこと。本市では適正処理後に埋立処分している。

ア. 各施設における搬入量の状況

過去10年間（平成8年度～平成17年度）における施設別の収集・搬入状況を表4-1-27に示します。
生活排水処理施設の整備進捗によって、し尿・浄化槽汚泥の年間搬入量は漸減傾向にあります。
特にし尿の減少割合が大きく、平成8年度から平成17年度の10年間で約1/3に減少しました。
浄化槽汚泥においては同10年間で約2割減少し、搬入量全体においては同10年間で概ね半減しています。
なお、1人1日平均排出量は、し尿が2.5～2.7 l/人・日、浄化槽汚泥が0.9～1.1 l/人・日で推移しています。

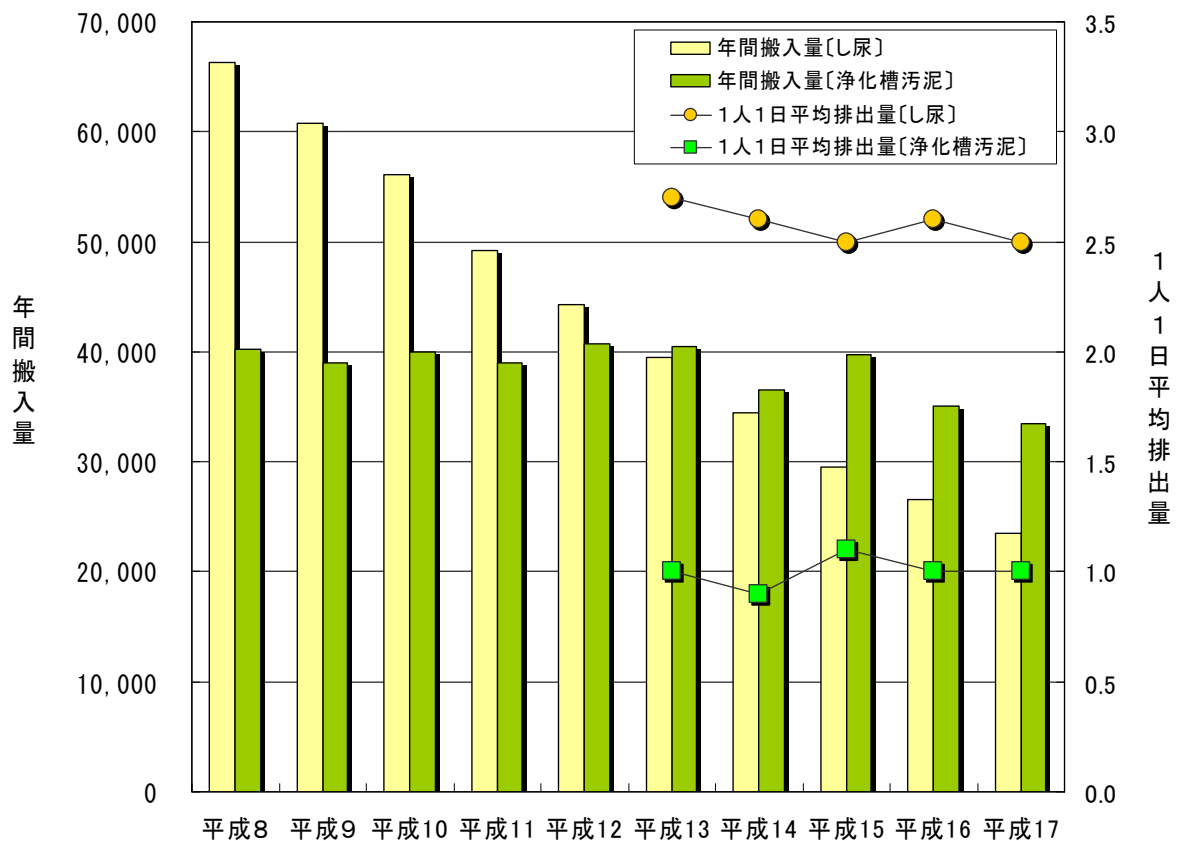


図4-1-9. 過去10年間の搬入量の状況（平成8年度～平成17年度）

表4-1-27. 過去10年間の施設別の収集・搬入状況 (平成8年度～平成17年度)

NO	種別	施設区分	単位	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	備考
1	し尿	つばき園	kl/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(01)=年間量の実績
2		中部衛生センター	kl/年	6,652.8	6,379.2	5,052.4	4,118.2	3,595.0	(02)=年間量の実績
3		万浄園	kl/年	42,339.5	38,089.5	35,483.6	34,066.2	30,859.8	(03)=年間量の実績
4		衛生センター つつじ苑	kl/年	9,531.0	9,548.0	9,500.2	9,191.7	9,009.7	(04)=年間量の実績
5		射水郷衛生センター	kl/年	7,825.0	6,736.2	6,094.4	1,892.7	787.3	(05)=年間量の実績
6		小計	kl/年	66,348.3	60,752.9	56,130.6	49,268.8	44,251.8	(06)=(01)～(05)の計
7	浄化槽汚泥	つばき園	kl/年	28,740.2	28,577.2	27,886.9	27,049.1	27,442.8	(07)=年間量の実績
8		中部衛生センター	kl/年	96.5	0.0	3.2	83.9	153.0	(08)=年間量の実績
9		万浄園	kl/年	6,354.0	4,997.1	6,325.9	6,085.5	6,536.4	(09)=年間量の実績
10		衛生センター つつじ苑	kl/年	4,506.0	5,153.0	5,657.2	5,741.4	6,525.1	(10)=年間量の実績
11		射水郷衛生センター	kl/年	506.2	216.8	161.8	0.0	8.9	(11)=年間量の実績
12		小計	kl/年	40,202.9	38,944.1	40,035.1	38,959.9	40,666.3	(12)=(07)～(11)の計
13	計	つばき園	kl/年	28,740.2	28,577.2	27,886.9	27,049.1	27,442.8	(13)=(01)+(07)
14		中部衛生センター	kl/年	6,749.3	6,379.2	5,055.7	4,202.1	3,748.0	(14)=(02)+(08)
15		万浄園	kl/年	48,693.5	43,086.6	41,809.4	40,151.8	37,396.2	(15)=(03)+(09)
16		衛生センター つつじ苑	kl/年	14,037.0	14,701.0	15,157.5	14,933.1	15,534.9	(16)=(04)+(10)
17		射水郷衛生センター	kl/年	8,331.2	6,953.0	6,256.2	1,892.7	796.2	(17)=(05)+(11)
18		小計	kl/年	106,551.2	99,697.0	96,165.6	88,228.7	84,918.1	(18)=(06)+(12)
19	し尿	1日平均搬入量	kl/日	181.8	166.5	153.8	134.6	121.2	(19)=(06)/365
20	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	110.1	106.7	109.7	106.5	111.4	(20)=(12)/365
21	計	1日平均搬入量	kl/日	291.9	273.2	263.5	241.1	232.7	(21)=(19)+(20)
22	し尿	過去10年間の増減指数	H8を100として	100.0	91.6	84.6	74.3	66.7	(22)=当該年度の(06)/H8の(06)
23	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H8を100として	100.0	96.9	99.6	96.9	101.2	(23)=当該年度の(12)/H8の(12)
24	計	過去10年間の増減指数	H8を100として	100.0	93.6	90.3	82.8	79.7	(24)=当該年度の(18)/H8の(18)

NO	種別	施設区分	単位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	備考
1	し尿	つばき園	kl/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(01)=年間量の実績
2		中部衛生センター	kl/年	2,988.7	2,593.8	2,476.1	2,006.5	1,817.8	(02)=年間量の実績
3		万浄園	kl/年	28,391.0	24,607.2	27,015.6	24,598.5	21,694.8	(03)=年間量の実績
4		衛生センター つつじ苑	kl/年	8,076.3	7,222.7	0.0	0.0	0.0	(04)=年間量の実績
5		射水郷衛生センター	kl/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(05)=年間量の実績
6		小計	kl/年	39,456.0	34,423.7	29,491.6	26,604.9	23,512.6	(06)=(01)～(05)の計
7	浄化槽汚泥	つばき園	kl/年	25,775.6	23,399.8	26,823.0	23,767.0	23,026.0	(07)=年間量の実績
8		中部衛生センター	kl/年	0.0	0.0	609.1	243.0	482.8	(08)=年間量の実績
9		万浄園	kl/年	7,403.7	6,751.7	12,303.3	11,050.2	9,980.6	(09)=年間量の実績
10		衛生センター つつじ苑	kl/年	7,329.9	6,445.2	0.0	0.0	0.0	(10)=年間量の実績
11		射水郷衛生センター	kl/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(11)=年間量の実績
12		小計	kl/年	40,509.2	36,596.7	39,735.3	35,060.1	33,489.4	(12)=(07)～(11)の計
13	計	つばき園	kl/年	25,775.6	23,399.8	26,823.0	23,767.0	23,026.0	(13)=(01)+(07)
14		中部衛生センター	kl/年	2,988.7	2,593.8	3,085.2	2,249.5	2,300.6	(14)=(02)+(08)
15		万浄園	kl/年	35,794.7	31,358.9	39,318.8	35,648.7	31,675.4	(15)=(03)+(09)
16		衛生センター つつじ苑	kl/年	15,406.2	13,667.9	0.0	0.0	0.0	(16)=(04)+(10)
17		射水郷衛生センター	kl/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(17)=(05)+(11)
18		小計	kl/年	79,965.2	71,020.4	69,227.0	61,665.1	57,002.0	(18)=(06)+(12)
19	し尿	1日平均搬入量	kl/日	108.1	94.3	80.6	72.9	64.4	(19)=(06)/365
20	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	111.0	100.3	108.6	96.1	91.8	(20)=(12)/365
21	計	1日平均搬入量	kl/日	219.1	194.6	189.2	169.0	156.2	(21)=(19)+(20)
22	し尿	過去10年間の増減指数	H8を100として	59.5	51.9	44.4	40.1	35.4	(22)=当該年度の(06)/H8の(06)
23	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H8を100として	100.8	91.0	98.8	87.2	83.3	(23)=当該年度の(12)/H8の(12)
24	計	過去10年間の増減指数	H8を100として	75.0	66.7	65.0	57.9	53.5	(24)=当該年度の(18)/H8の(18)
25	し尿	1人1日平均排出量	l/人・日	2.7	2.6	2.5	2.6	2.5	(25)=(06)/処理人口/365×10 ³
26	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	l/人・日	1.0	0.9	1.1	1.0	1.0	(26)=(12)/処理人口/365×10 ³

注記1「射水郷衛生センター」へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入分は平成12年9月末日で終了した。(その後の受入先は万浄園となる。)

注記2「衛生センター つつじ苑」は平成14年度で廃止された。(その後の受入先は万浄園となる。)

注記3表記の際に四捨五入を行ったため、合計値があわない場合がある。

4. 各施設における月別変動係数の状況

各施設における月別変動係数の状況を表4-1-28及び図4-1-10に示します。

過去5年間（平成13年度～平成17年度）の月最大変動係数をみると、つばき園では1.10～1.24、中部衛生センターでは1.13～1.25、万浄園では1.13～1.24となっています。

表4-1-28. 各施設における月別変動係数の状況（平成13年度～平成17年度）

施設区分	種別	区分	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	5年間
つばき園	浄化槽汚泥	最大	<u>1.10</u>	1.17	1.12	<u>1.24</u>	1.12	<u>1.24</u>
		最小	0.76	0.74	0.68	0.80	0.78	<u>0.68</u>
中部衛生センター	し尿	最大	1.28	1.26	1.26	1.29	1.20	<u>1.29</u>
		最小	0.80	0.74	0.77	0.73	0.80	<u>0.73</u>
	浄化槽汚泥	最大	1.22	1.32	1.37	1.47	1.41	<u>1.47</u>
		最小	0.64	0.83	0.54	0.55	0.63	<u>0.54</u>
	計	最大	1.16	<u>1.13</u>	1.19	<u>1.25</u>	1.21	<u>1.25</u>
		最小	0.74	0.79	0.69	0.65	0.72	<u>0.65</u>
万浄園	し尿	最大	1.15	1.29	1.19	1.26	1.17	<u>1.29</u>
		最小	0.81	0.81	0.79	0.79	0.73	<u>0.73</u>
	浄化槽汚泥	最大	1.47	1.56	1.42	1.29	1.23	<u>1.56</u>
		最小	0.69	0.36	0.77	0.78	0.62	<u>0.36</u>
	計	最大	1.17	<u>1.24</u>	<u>1.13</u>	<u>1.13</u>	1.14	<u>1.24</u>
		最小	0.84	0.72	0.78	0.86	0.69	<u>0.69</u>

注記1) 月別変動係数とは、年間搬入量から求めた日平均搬入量を「1.00」としたとき、各月搬入量から求めた日平均搬入量を割合で示したものである。月別変動係数の最小値または最大値が「1.00」に近くなるほど、各月の搬入量にばらつきが少なくなる。

注記2) 示した月別変動係数は、富山市の受け入れ分から求めたものであり、他市町村の受け入れ分を含めた施設全体の値ではない。

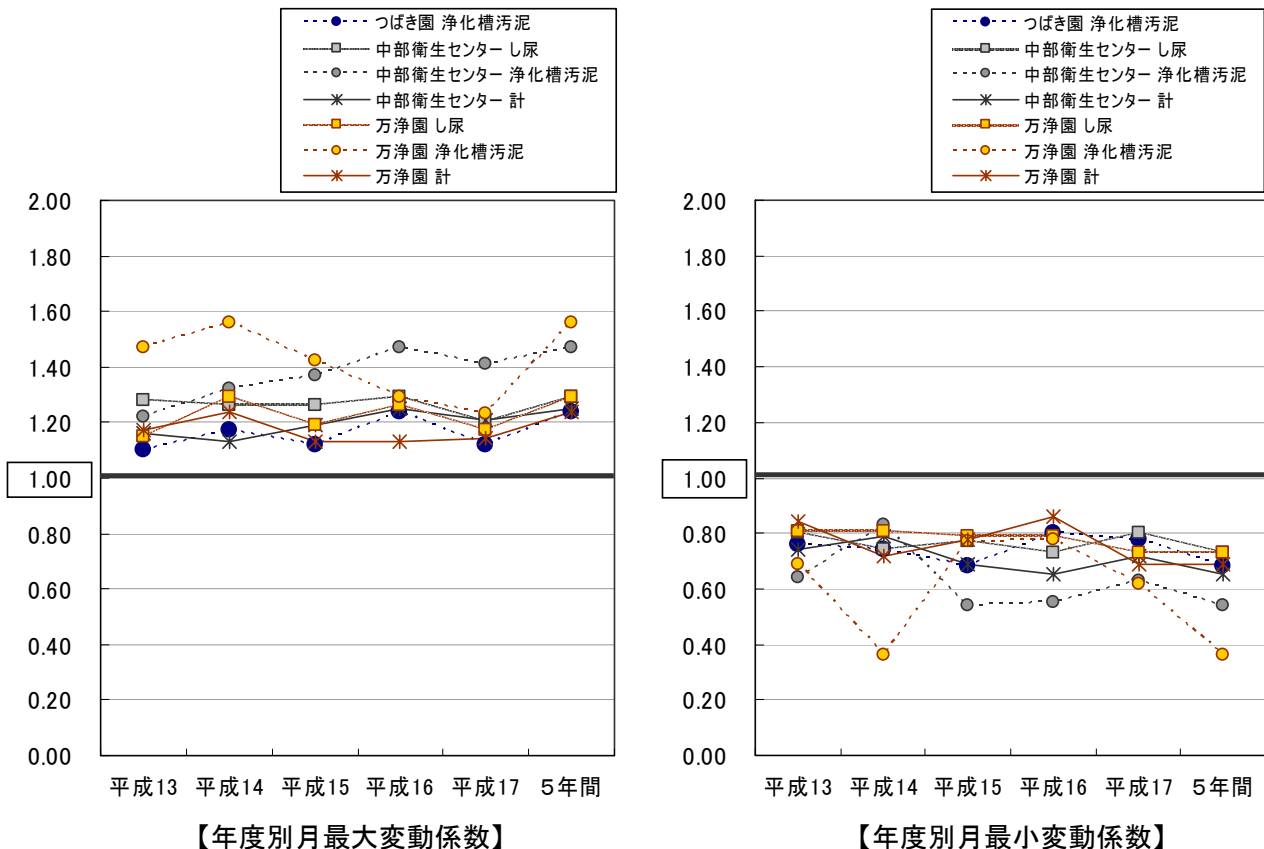


図4-1-10. 各施設における月別変動係数の状況

ウ. し尿及び浄化槽汚泥の性状

各施設への搬入時の性状から推定した、し尿及び浄化槽汚泥の性状を表4-1-29に示します。

各施設とも年間搬入量に占める浄化槽汚泥の混入割合が高くなっており、設計当初の性状と比較すると全体的に濃度が薄くなる傾向にあります。

各施設の搬入性状は、BODが4,200～6,600mg/l、CODが2,200～4,600mg/l、SSが2,600～9,200mg/l、T-Nが1,100～1,400mg/l、T-Pが160～250mg/lと推定されます。

表4-1-29. し尿及び浄化槽汚泥の性状

工程	項目		単位	中部衛生センター		万浄園	
				設計値	検査結果	設計値	検査結果
受入 貯留	搬入量	し尿	k1/日	56	28.0	180	67.86
		浄化槽汚泥	k1/日	24	26.7	37	39.03
		計	k1/日	80	54.7	217	106.89
		浄化槽汚泥の混入率	%	30%	48.9%	17%	37%
	投入量	投入量	k1/日	80	66.3	217	118.71
		投入率	%	100%	82.9%	100%	55%
	除渣後の 混合し尿	BOD	mg/l	12,000	6,600	7,565	4,200
		COD	mg/l	6,000	4,600	4,161	2,200
		SS	mg/l	18,000	9,200	7,883	2,600
		T-N	mg/l	4,000	1,400	2,608	1,100
T-P		mg/l	—	250	351	160	
	Cl ⁻	mg/l	5,500	800	—	840	

出典：中部衛生センターの値：「中部衛生センター施設精密機能検査報告書 平成17年12月 富山地域衛生組合」
万浄園の値：「万浄園施設精密機能検査報告書 平成17年12月 富山地域衛生組合」

Ⅰ. 各施設における処分量の状況

各施設で適正処理後に発生したし渣、余剰汚泥及び沈砂の最終処分方法を表4-1-30に、過去5年間(平成13年度～平成17年度)の年間発生量(搬入量1kl当たりの発生量)を表4-1-31及び図4-1-11に示します。

表4-1-30. 各施設の処分方法

施設区分	余剰汚泥	し 渣	沈 砂
つばき園	脱水→焼却→埋立	焼却→埋立	埋立
中部衛生センター	脱水→乾燥→農地還元	焼却→埋立	埋立
万 浄 園	脱水→乾燥→焼却→埋立	焼却→埋立	埋立

表4-1-31. 過去5年間の年間発生量(平成13年度～平成17年度、搬入量1kl当たりの発生量)

項 目	単 位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	備 考	
余剰汚泥	つばき園	m ³ /kl	0.153	0.153	0.129	0.117	0.117	汚泥脱水処理供給量の値
	中部衛生	m ³ /kl	-	0.222	0.240	0.288	0.260	同 上
	万 浄 園	m ³ /kl	0.315	0.333	0.333	0.366	0.388	同 上
し 渣	つばき園	kg/kl	1.355	1.658	1.314	1.148	1.246	し渣(処理量)の値
	中部衛生	kg/kl	-	-	-	-	-	同 上
	万 浄 園	kg/kl	-	-	-	-	-	同 上
沈 砂	つばき園	kg/kl	0.384	0.335	0.345	0.335	0.288	沈砂量(処分量)の値
	中部衛生	kg/kl	-	-	0.092	0.301	0.103	同 上
	万 浄 園	kg/kl	-	-	-	-	-	同 上

出典：各施設の運転管理帳票。なお、「-」は実績把握項目ではないため、実績が不明であることを示す。

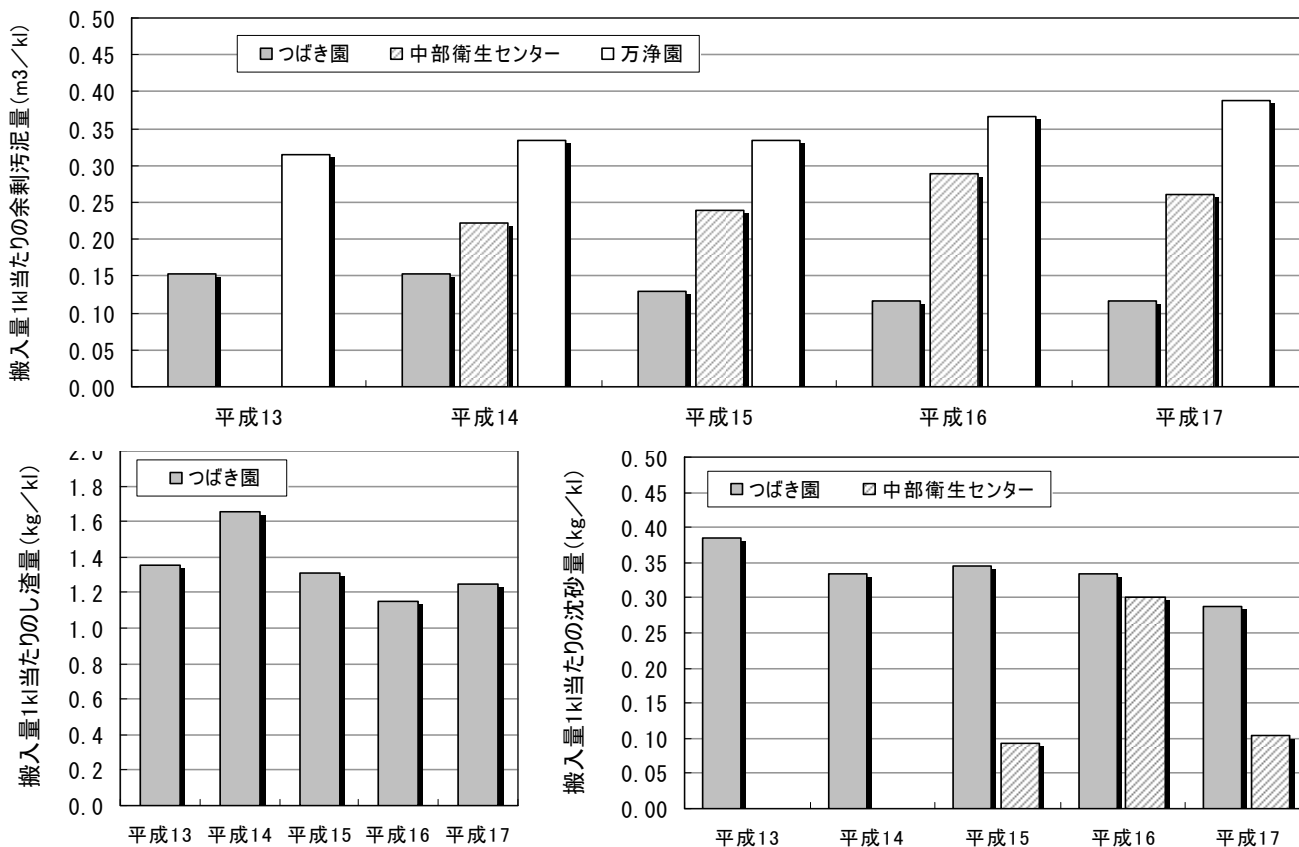


図4-1-11. 過去5年間の年間処分量

オ. 各施設における年間運転管理費の状況

各施設における過去5年間（平成13年度～平成17年度）の年間運転管理費（搬入量1kl当たりの処理経費）を表4-1-32及び図4-1-12に示します。

表4-1-32. 過去5年間の年間運転管理費（平成13年度～平成17年度、搬入量1kl当たりの処理経費）

施設区分	項目	単位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
つばき園	燃料費	円/kl	110	140	120	150	240
	光熱水費	円/kl	1,860	2,090	1,730	2,220	2,470
	薬剤費	円/kl	140	170	150	130	160
	修繕費	円/kl	670	530	300	390	400
	委託費	円/kl	470	450	400	460	660
	その他	円/kl	970	680	380	390	180
	計	円/kl	4,220	4,060	3,080	3,740	4,110
中部衛生センター	燃料費	円/kl	290	310	340	440	620
	光熱水費	円/kl	1,260	1,280	1,270	1,380	1,210
	薬剤費	円/kl	380	410	380	440	430
	修繕費	円/kl	1,080	1,040	1,010	1,060	1,210
	委託費	円/kl	280	290	240	230	390
	その他	円/kl	80	80	80	70	90
	計	円/kl	3,370	3,410	3,320	3,620	3,950
万浄園	燃料費	円/kl	480	560	540	610	900
	光熱水費	円/kl	730	840	690	680	720
	薬剤費	円/kl	620	660	530	560	690
	修繕費	円/kl	710	750	860	980	870
	委託費	円/kl	170	180	1,230	180	250
	その他	円/kl	350	180	200	180	430
	計	円/kl	3,060	3,170	4,050	3,190	3,860

注記1) 「光熱水費」には、電力料、上水・工水使用料、下水道使用料を計上した。
注記2) 「その他」には、消耗品費、工事請負費、原材料費、備品購入費を計上した。

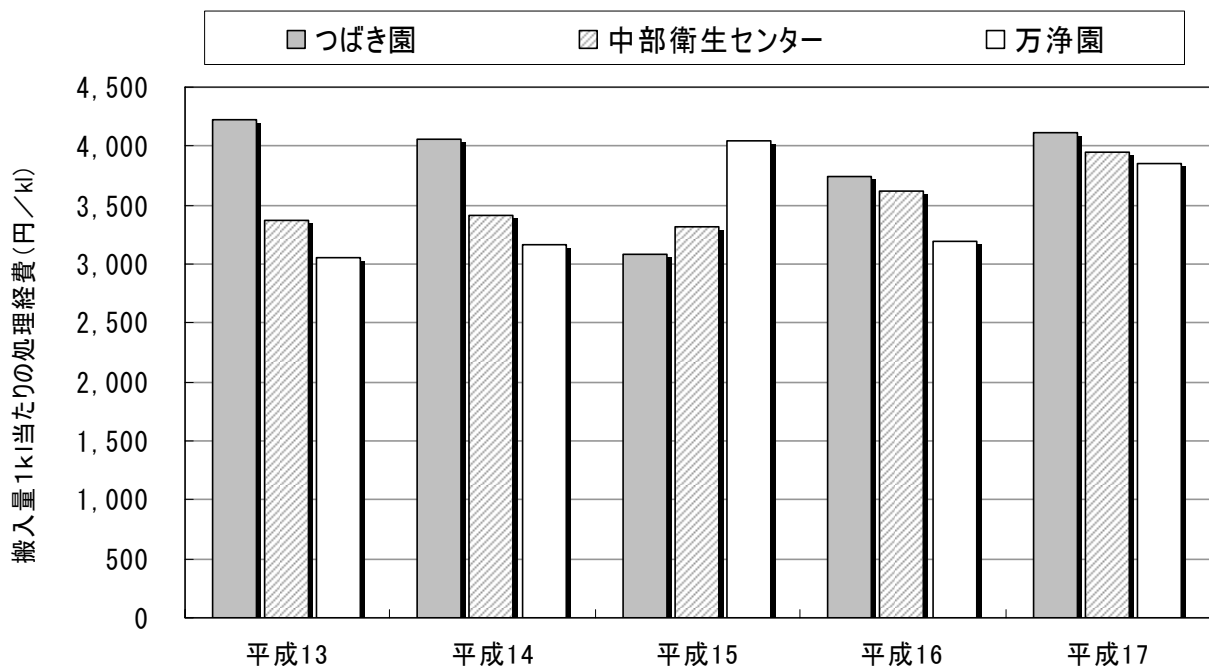


図4-1-12. 過去5年間の年間運転管理費（平成13年度～平成17年度、搬入量1kl当たりの処理経費）

(6) 課題の整理

① 生活雑排水の未処理放流

河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられており、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要視されています。

本市では、平成17年度現在、行政区域内人口に占める82.6%の市民が生活排水処理施設を利用している一方、残りの17.4%の市民は生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況となっています。

各処理方式が河川等の水質汚濁に与える影響をBOD汚濁負荷量で換算すると、生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用者の占める割合が、総汚濁負荷量全体の61.4%を占めており高い割合となっています。

このため、今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案して経済性・効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

② 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて浄化するもので、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで20mg/l以下となるよう構造基準で定められており、これは、下水道終末処理場の処理性能と同等レベルの性能を有しています。

しかしながら、これらの処理性能は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の性能を発揮することから、設置者に対し、設置後の定期検査等を実施する等して、適正な維持管理を徹底するよう、指導・啓発に努めていく必要があります。

③ し尿処理施設の運営・維持管理

し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備進捗に伴って、年々減少しており、平成8年度から平成17年度までの10年間で概ね半減しました。

本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、平成17年4月の市町村合併以降も旧収集・運搬体制を引き継いでおり、つばき園（市所管）、中部衛生センター（組合所管）、万浄園（組合所管）の3つの施設にそれぞれ搬入された後、適正処理されています。

しかしながら、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、各施設のあり方について、富山地域衛生組合と連携しながら検討していく必要があります。

4.2 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

「人と自然にやさしい」快適な生活環境づくり・良好な水環境づくりをめざして

市民が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや河川等の公共用水域の良好な水環境づくりが望まれています。

そのためには、私たち一人一人が主役となって、生活排水対策に自主的・主体的に取り組むことが重要になります。また、整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた施設整備を今後も計画的に進め、これと同時に施設整備完了地域における早期水洗化の促進を進めることが必要になります。

このような取り組みをできるところから段階的に講じていくことで、基本理念の実現を目指します。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1

生活排水処理区域の拡大

整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた生活排水処理施設の整備を計画的に進めていきます。また、施設整備完了地域における早期水洗化を促進させるため、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めていきます。

基本方針2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道整備区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めていきます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、定期的に啓発・指導等を行っていきます。

基本方針3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少しつつあることが見込まれています。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図っていきます。

基本方針4

し尿処理施設の適正な運営管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管の浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）と、富山地域衛生組合が所管するし尿処理施設（中部衛生センター及び万浄園）への事務委託により処理を行っています。

今後もし尿・浄化槽汚泥処理を効率的かつ適正に行うため、処理量に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。また、処理に伴って発生する余剰汚泥のリサイクルを図る等して、埋立量の削減に努めていきます。

なお、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、各処理施設のあり方について、富山地域衛生組合と連携しながら検討を進めていきます。

(3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、現状と同様（P.85、表4-1-4参照）とします。

(4) 生活排水の処理体系

今後当面の間、生活排水の処理体系は、現状と同様（P.85、図4-1-4参照）とします。

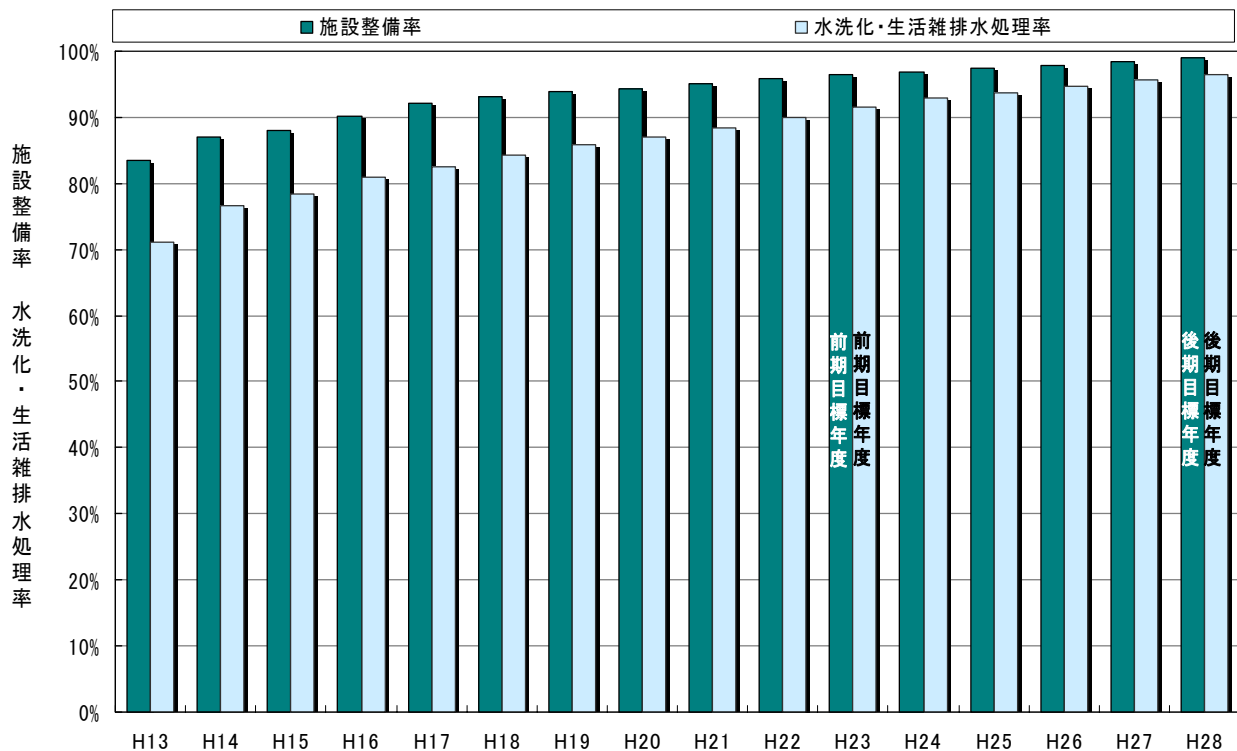
(5) 生活排水の処理計画

① 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標（数値目標）を表4-2-1に掲げます。

表4-2-1. 目標年度における計画目標（数値目標）

計画目標	平成17年度 (実績)	平成23年度 (前期目標年度)	平成28年度 (後期目標年度)
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	92.1 %	96.4 %	99.1 %
水洗化・生活雑排水処理率	82.6 %	91.6 %	96.5 %



② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表4-2-2に示すとおりです。

表4-2-2. 目標年度における生活排水の処理形態別人口

富山市全域			単位	実績	前期目標年度		後期目標年度	
					5年目	10年目	5年目	10年目
				平成17	平成23	平成28		
行政区域内人口(国勢調査)			人	421,156	417,744	410,300		
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	人	下水道	【公共】	290,552	294,642	292,645
				【特環】	52,681	61,609	67,904	
				小計	343,233	356,251	360,549	
				農業集落排水施設	21,620	23,803	23,405	
				コミュニティ・プラント	3,558	3,072	3,009	
				合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	19,542	19,572	19,532
				水洗化・生活雑排水処理人口計	387,953	402,698	406,495	
				施設整備率	%	92.1%	96.4%	99.1%
				計画処理区域内人口計	人	421,156	417,744	410,300
				計画処理区域外人口計		0	0	0
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	人	下水道	【公共】	262,520	281,963	286,535
				【特環】	41,499	54,258	63,022	
				小計	304,019	336,221	349,557	
				農業集落排水施設	処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの	13,804	16,806	17,765
					上記以外のもの	3,018	4,042	4,183
				小計	16,822	20,848	21,948	
				コミュニティ・プラント	3,558	3,072	3,009	
				合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	19,542	19,572	19,532
					下水道の処理開始公示済み区域内	3,872	2,765	1,839
				小計	23,414	22,337	21,371	
				水洗化・生活雑排水処理人口計	347,813	382,478	395,885	
				水洗化・生活雑排水処理率	%	82.6%	91.6%	96.5%
				水洗化・生活雑排水未処理人口	〔単独処理浄化槽〕	47,529	24,532	8,343
				非水洗化人口	〔汲み取り便所〕	25,814	10,734	6,072
					〔自家処理〕	0	0	0
	計画処理区域内人口計		421,156	417,744	410,300			
	計画処理区域外人口計		0	0	0			
	し尿処理施設 計画収集人口	人	114,119	77,481	56,560			
	し尿	汲み取り便所	25,814	10,734	6,072			
	浄化槽汚泥	単独処理浄化槽	47,529	24,532	8,343			
		合併処理浄化槽	23,414	22,337	21,371			
		コミュニティ・プラント	3,558	3,072	3,009			
		農業集落排水施設(一部地区のみ)	13,804	16,806	17,765			
	小計		88,305	66,747	50,488			

富山市全域			単位	平成23年度【前期目標年度】							
				市全域	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域
行政区域内人口(国勢調査)			人	417,744	321,914	22,838	12,098	21,642	35,578	1,926	1,748
整備人口	計画処理区域内人口	水・生活雑排水処理人口	人	294,642	251,677	17,156	7,554	6,005	12,250	0	0
		下水道	人	61,609	38,963	172	845	8,356	10,647	1,288	1,338
		【公共】									
		【特環】									
		小計		356,251	290,640	17,328	8,399	14,361	22,897	1,288	1,338
		農業集落排水施設	人	23,803	13,867	1,408	3,471	2,645	1,547	560	305
		コミュニティ・プラント	人	3,072	3,072	0	0	0	0	0	0
		合併処理浄化槽	人	19,572	6,668	3,350	117	2,589	6,685	78	85
		下水道の処理開始公示済み区域外									
		下水道の処理開始公示済み区域内									
水・生活雑排水処理人口計	人	402,698	314,247	22,086	11,987	19,595	31,129	1,926	1,728		
施設整備率	%	96.4%	97.6%	96.7%	99.1%	90.5%	87.5%	100.0%	98.9%		
計画処理区域内人口計	人	417,744	321,914	22,838	12,098	21,642	35,578	1,926	1,748		
計画処理区域外人口計	人	0	0	0	0	0	0	0	0		
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水・生活雑排水処理人口	人	281,963	243,456	15,743	6,885	5,026	10,853	0	0
		下水道	人	54,258	35,518	150	746	7,286	8,157	1,268	1,133
		【公共】									
		【特環】									
		小計		336,221	278,974	15,893	7,631	12,312	19,010	1,268	1,133
		農業集落排水施設	人	16,806	11,553	1,338	251	2,528	306	533	297
		処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの									
		上記以外のもの	人	4,042	0	0	3,028	0	1,014	0	0
		小計		20,848	11,553	1,338	3,279	2,528	1,320	533	297
		コミュニティ・プラント	人	3,072	3,072	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	人	19,572	6,668	3,350	117	2,589	6,685	78	85		
下水道の処理開始公示済み区域外											
下水道の処理開始公示済み区域内											
水・生活雑排水処理人口計	人	382,478	302,652	20,597	11,072	17,578	27,185	1,879	1,515		
水洗化・生活雑排水処理率	%	91.6%	94.0%	90.2%	91.5%	81.2%	76.4%	97.6%	86.7%		
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	24,532	17,533	1,161	238	813	4,719	28	40		
非水洗化人口	人	10,734	1,729	1,080	788	3,251	3,674	19	193		
【汲み取り便所】											
【自家処理】											
計画処理区域内人口計	人	417,744	321,914	22,838	12,098	21,642	35,578	1,926	1,748		
計画処理区域外人口計	人	0	0	0	0	0	0	0	0		
し尿処理施設 計画収集人口	計画処理区域内人口	し尿	人	77,481	42,940	6,945	1,439	9,330	15,554	658	615
		汲み取り便所	人	10,734	1,729	1,080	788	3,251	3,674	19	193
		単独処理浄化槽	人	24,532	17,533	1,161	238	813	4,719	28	40
		合併処理浄化槽	人	22,337	9,053	3,366	162	2,738	6,855	78	85
		コミュニティ・プラント	人	3,072	3,072	0	0	0	0	0	0
		農業集落排水施設(一部地区のみ)	人	16,806	11,553	1,338	251	2,528	306	533	297
		小計	人	66,747	41,211	5,865	651	6,079	11,880	639	422

富山市全域			単位	平成28年度【後期目標年度】							
				市全域	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域
行政区域内人口(国勢調査)			人	410,300	315,392	22,574	12,142	21,012	35,684	1,856	1,640
整備人口	計画処理区域内人口	水・生活雑排水処理人口	人	292,645	249,987	16,958	7,581	5,831	12,288	0	0
		下水道	人	67,904	40,913	171	847	8,112	15,350	1,241	1,270
		【公共】									
		【特環】									
		小計		360,549	290,900	17,129	8,428	13,943	27,638	1,241	1,270
		農業集落排水施設	人	23,405	13,589	1,392	3,482	2,566	1,552	539	285
		コミュニティ・プラント	人	3,009	3,009	0	0	0	0	0	0
		合併処理浄化槽	人	19,532	6,710	3,419	145	2,637	6,464	76	81
		下水道の処理開始公示済み区域外									
		下水道の処理開始公示済み区域内									
水・生活雑排水処理人口計	人	406,495	314,208	21,940	12,055	19,146	35,654	1,856	1,636		
施設整備率	%	99.1%	99.6%	97.2%	99.3%	91.1%	99.9%	100.0%	99.8%		
計画処理区域内人口計	人	410,300	315,392	22,574	12,142	21,012	35,684	1,856	1,640		
計画処理区域外人口計	人	0	0	0	0	0	0	0	0		
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水・生活雑排水処理人口	人	286,535	246,405	16,110	7,127	5,539	11,354	0	0
		下水道	人	63,022	38,745	155	776	7,390	13,553	1,235	1,168
		【公共】									
		【特環】									
		小計		349,557	285,150	16,265	7,903	12,929	24,907	1,235	1,168
		農業集落排水施設	人	17,765	12,593	1,322	267	2,482	307	516	278
		処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの									
		上記以外のもの	人	4,183	0	0	3,039	0	1,144	0	0
		小計		21,948	12,593	1,322	3,306	2,482	1,451	516	278
		コミュニティ・プラント	人	3,009	3,009	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	人	19,532	6,710	3,419	145	2,637	6,464	76	81		
下水道の処理開始公示済み区域外											
下水道の処理開始公示済み区域内											
水・生活雑排水処理人口計	人	395,885	309,184	21,017	11,387	18,082	32,861	1,827	1,527		
水洗化・生活雑排水処理率	%	96.5%	98.0%	93.1%	93.8%	86.1%	92.1%	98.4%	93.1%		
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	8,343	5,766	818	240	656	817	17	29		
非水洗化人口	人	6,072	442	739	515	2,274	2,006	12	84		
【汲み取り便所】											
【自家処理】											
計画処理区域内人口計	人	410,300	315,392	22,574	12,142	21,012	35,684	1,856	1,640		
計画処理区域外人口計	人	0	0	0	0	0	0	0	0		
し尿処理施設 計画収集人口	計画処理区域内人口	し尿	人	56,560	30,242	6,309	1,200	8,083	9,633	621	472
		汲み取り便所	人	6,072	442	739	515	2,274	2,006	12	84
		単独処理浄化槽	人	8,343	5,766	818	240	656	817	17	29
		合併処理浄化槽	人	21,371	8,432	3,430	178	2,671	6,503	76	81
		コミュニティ・プラント	人	3,009	3,009	0	0	0	0	0	0
		農業集落排水施設(一部地区のみ)	人	17,765	12,593	1,322	267	2,482	307	516	278
		小計	人	50,488	29,800	5,570	685	5,809	7,627	609	388



■生活排水の処理形態別人口の実績及び将来見込みについて

上位計画である『富山市総合計画』の将来人口と整合を図るため、「ごみ処理基本計画」と同様、「生活排水処理基本計画」においても、国勢調査に基づく人口ベースで整合を図りました。

その際、本市の処理形態別人口の各種実績調書は、住民基本台帳に基づく人口で整理されているものが殆どなことから、各種実績調書の人口を住民基本台帳ベースで調整し、整合を図った上で、国勢調査に基づく人口ベースに換算させています。

また、処理形態別の整備人口や水洗化人口の将来見込みは、各種事業計画に基づいて予測します。その場合、それぞれ求めた処理形態別人口の合算値が、『富山市総合計画』にある将来人口（行政区域内人口）を上回る（施設整備率または水洗化率が100%を超える状態になる）ことがあります。このため、本計画では、下記の【実績】平成17年度を基準年として、【将来人口】の増減推移と整合が図られるよう調整を行ったものを用いています。（具体的な例は、P.116、117に示すとおりです。）

【将来人口】目標年度の平成23年度、平成28年度

項 目	国勢調査に基づく行政区域内人口		住民基本台帳に基づく行政区域内人口	
	前期目標年度	後期目標年度	前期目標年度	後期目標年度
	平成23	平成28	平成23	平成28
富山地域	321,914人	315,392人	317,321人	310,635人
大沢野地域	22,838人	22,574人	22,512人	22,236人
大山地域	12,098人	12,142人	11,975人	11,994人
八尾地域	21,642人	21,012人	21,288人	20,631人
婦中地域	35,578人	35,684人	35,144人	35,243人
山田地域	1,926人	1,856人	1,901人	1,842人
細入地域	1,748人	1,640人	1,738人	1,630人
本市全域	417,744人	410,300人	411,879人	404,211人
出典根拠	「富山市将来人口推計報告書 平成17年10月 富山市企画管理部企画調整課」から求めた内挿値		富山市下水道課資料 〔下水道整備進捗調書の地域人口の値〕	

【実績】平成17年度

項 目	国勢調査人口	住民基本台帳人口
	実績	実績
	平成17	平成17
富山地域	325,265人	320,357人
大沢野地域	22,632人	22,890人
大山地域	11,354人	11,530人
八尾地域	21,810人	22,257人
婦中地域	36,448人	36,604人
山田地域	1,962人	1,868人
細入地域	1,685人	1,741人
本市全域	421,156人	417,247
出典根拠	富山市企画管理部情報統計課資料	

③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

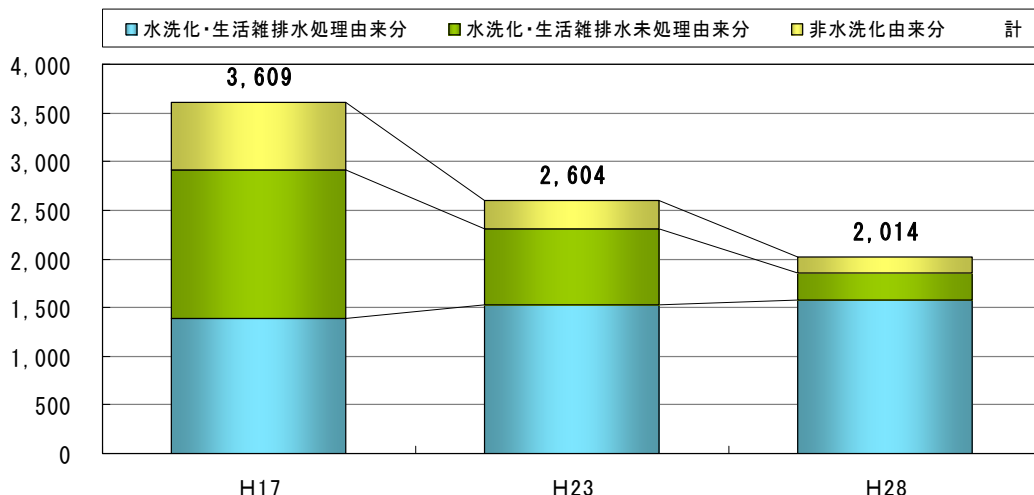
生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

これによると、平成17年度のBOD汚濁負荷量に対し、平成23年度では27.8%削減、平成28年度では44.2%削減が見込まれます。

表4-2-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

富山市全域		単位	実績 平成17	前期目標年度	後期目標年度
				5年目 平成23	10年目 平成28
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口（国勢調査）	人	421,156	417,744	410,300
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	304,019	336,221	349,557
		下水道	16,822	20,848	21,948
		農業集落排水施設	3,558	3,072	3,009
		コミュニティ・プラント	23,414	22,337	21,371
		合併処理浄化槽	347,813	382,478	395,885
	水洗化・生活雑排水処理人口計				
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕	47,529	24,532	8,343	
	非水洗化人口	25,814	10,734	6,072	
	〔汲み取り便所〕	0	0	0	
〔自家処理〕	0	0	0		
計画処理区域内人口計	421,156	417,744	410,300		
計画処理区域外人口計	0	0	0		
BOD汚濁負荷量	行政区域内人口（国勢調査）	kg/日	3,609	2,604	2,014
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	1,216	1,345	1,398
		下水道	67	83	88
		農業集落排水施設	14	12	12
		コミュニティ・プラント	94	89	85
		合併処理浄化槽	1,391	1,529	1,583
	水洗化・生活雑排水処理人口計				
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕	1,521	785	267	
	非水洗化人口	697	290	164	
	〔汲み取り便所〕	0	0	0	
〔自家処理〕	0	0	0		
計画処理区域内人口計	3,609	2,604	2,014		
計画処理区域外人口計	0	0	0		
BOD汚濁負荷量の削減割合【平成17を100%とした場合】	%	100.0%	72.2%	55.8%	

注記) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.84参照)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。



④ 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の生活排水処理対策として、市街化区域は下水道の整備を実施しており、今後も下水道事業計画に基づき、効率的かつ効果的な事業を推進していきます。

一方、市街化調整区域は、人口密度が低い等の整備地域の特性を勘案し、集合排水処理施設（下水道や農業集落排水施設）と個別排水処理施設（合併処理浄化槽）について、経済性や効率性を十分検討した上で選択する等して、計画的な施設整備を進めていきます。

本市の生活排水処理施設の整備計画の概要は、表4-2-4に示すとおりです。

表4-2-4. 生活排水処理施設の整備計画の概要

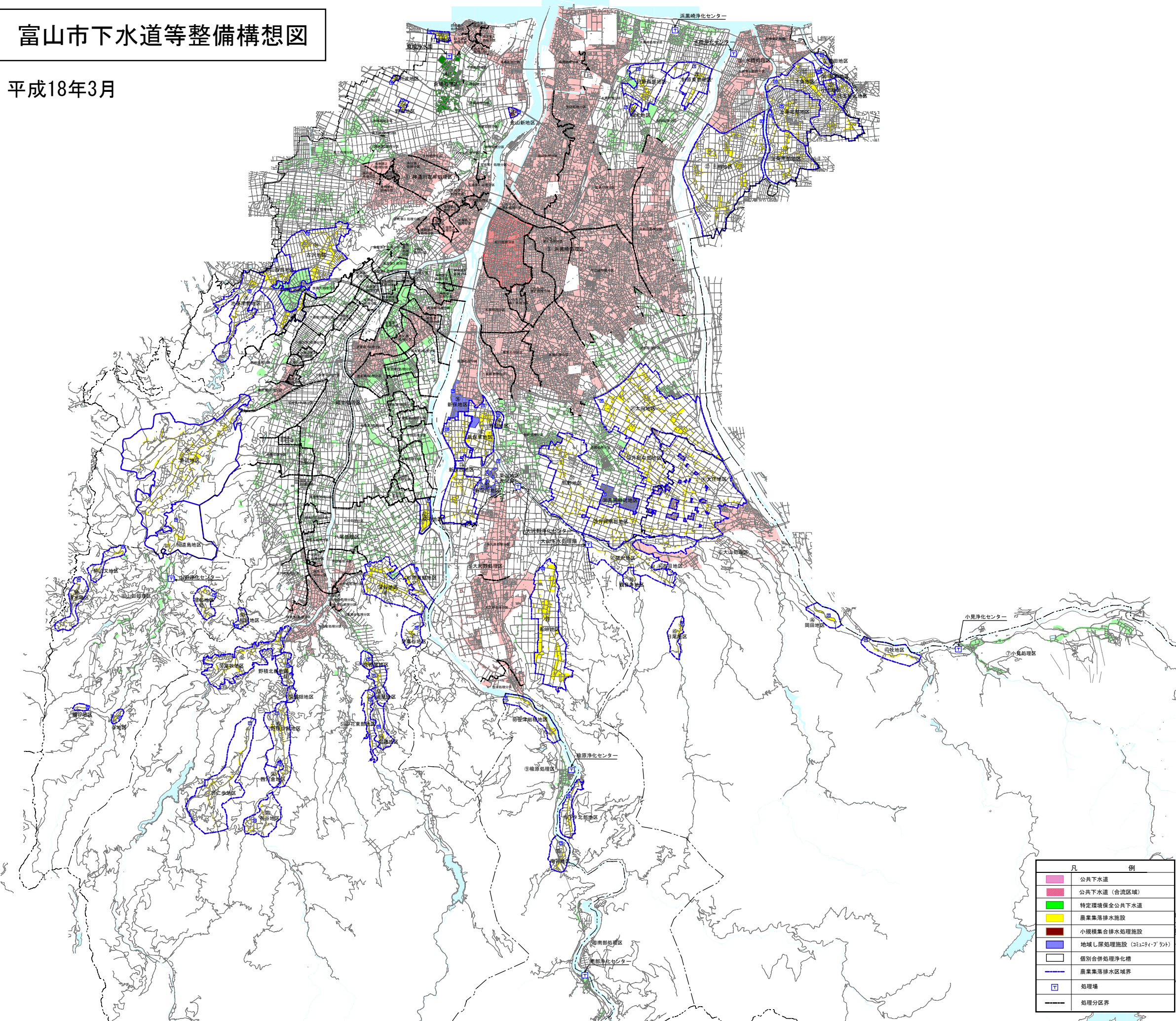
施設区分	施設名	計画処理区域 【各種事業計画】累計値			計画処理人口 【各種事業計画】住民基本台帳ベース			計画処理人口 【本計画使用値】住民基本台帳ベース				
		平成17	平成23	平成28	平成17	平成23	平成28	平成17	平成23	平成28		
下水道	富山地域	浜黒崎処理区	公共	4,543.98ha	4,607.90ha	4,760.90ha	202,236人	203,307人	205,869人	202,236人	201,379人	199,621人
			特環	514.70ha	591.87ha	636.99ha	23,454人	24,947人	25,703人	23,454人	24,711人	24,923人
		水橋処理区	公共	329.73ha	329.73ha	329.73ha	11,840人	11,840人	11,840人	11,840人	11,728人	11,481人
			特環	79.40ha	79.40ha	79.40ha	3,480人	3,480人	3,480人	3,480人	3,447人	3,374人
	神通川左岸処理区	公共	918.75ha	970.34ha	1,024.08ha	33,782人	35,314人	36,215人	33,782人	34,980人	35,115人	
		特環	307.11ha	354.56ha	475.63ha	9,457人	10,347人	12,375人	9,457人	10,249人	11,999人	
	大沢野地域	大沢野処理区	公共	426.44ha	434.99ha	434.99ha	16,917人	17,195人	17,195人	16,917人	16,911人	16,704人
			特環	13.80ha	13.80ha	13.80ha	173人	173人	173人	173人	170人	168人
	大山地域	大山処理区	公共	171.70ha	174.07ha	174.07ha	7,119人	7,199人	7,199人	7,119人	7,477人	7,489人
			特環	58.60ha	58.60ha	58.60ha	805人	805人	805人	805人	836人	837人
	八尾地域	神通川左岸処理区	公共	216.29ha	239.90ha	239.90ha	5,192人	6,176人	6,176人	5,192人	5,907人	5,725人
			特環	209.11ha	233.10ha	233.10ha	6,557人	8,593人	8,593人	6,557人	8,219人	7,965人
	婦中地域	神通川左岸処理区	公共	251.20ha	275.44ha	275.44ha	10,116人	12,604人	12,604人	10,116人	12,101人	12,136人
			特環	199.39ha	467.63ha	684.46ha	5,838人	10,954人	15,746人	5,838人	10,517人	15,160人
山田地域	山田処理区	特環	71.00ha	71.00ha	71.00ha	1,249人	1,249人	1,249人	1,249人	1,271人	1,232人	
細入地域	榎原処理区	特環	28.50ha	28.50ha	28.50ha	937人	937人	937人	937人	758人	719人	
		南部処理区	特環	12.30ha	18.80ha	18.80ha	321人	707人	707人	321人	572人	543人
農業集落排水施設	富山地域	打出地区	7.2ha	7.2ha	7.2ha	452人	452人	452人	452人	448人	438人	
		呉羽野田地区	5.1ha	5.1ha	5.1ha	88人	88人	88人	88人	87人	85人	
		島田地区	1.4ha	1.4ha	1.4ha	34人	34人	34人	34人	34人	33人	
		下条地区	37.9ha	37.9ha	37.9ha	921人	921人	921人	921人	912人	893人	
		楠木地区	2.4ha	2.4ha	2.4ha	77人	77人	77人	77人	76人	75人	
		利波地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	60人	60人	60人	60人	59人	58人	
		水橋堅田地区	2.2ha	2.2ha	2.2ha	68人	68人	68人	68人	67人	66人	
		水橋鏡田地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	55人	55人	55人	55人	54人	53人	
		池多北地区	34.5ha	34.5ha	34.5ha	1,137人	1,137人	1,137人	1,137人	1,126人	1,102人	
		古沢地区	35.7ha	35.7ha	35.7ha	1,281人	1,281人	1,281人	1,281人	1,269人	1,242人	
		上条南部地区	21.3ha	21.3ha	21.3ha	601人	601人	601人	601人	595人	583人	
		針原西部地区	14.0ha	14.0ha	14.0ha	572人	572人	572人	572人	567人	555人	
		上条北部地区	17.5ha	17.5ha	17.5ha	595人	595人	595人	595人	589人	577人	
		新保東地区	23.1ha	23.1ha	23.1ha	380人	380人	380人	380人	376人	368人	
		金山新地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	63人	63人	63人	63人	62人	61人	
		池多南部地区	12.3ha	12.3ha	12.3ha	326人	326人	326人	326人	323人	316人	
		針原東部地区	8.1ha	8.1ha	8.1ha	267人	267人	267人	267人	264人	259人	
		太田地区	60.1ha	60.1ha	60.1ha	1,719人	1,719人	1,719人	1,719人	1,703人	1,667人	
		三郷地区	61.2ha	61.2ha	61.2ha	2,180人	2,180人	2,180人	2,180人	2,159人	2,114人	
	新保西部地区	22.0ha	22.0ha	22.0ha	803人	803人	803人	803人	795人	779人		
	H22供用開始見込	熊野地区	0.0ha	23.0ha	23.0ha	0人	1,240人	1,240人	0人	1,228人	1,202人	
	H23供用開始見込	月岡南部	0.0ha	15.0ha	15.0ha	0人	710人	710人	0人	703人	688人	
	H23供用開始見込	小池	0.0ha	2.6ha	2.6ha	0人	75人	75人	0人	74人	73人	
	H23供用開始見込	五郎丸	0.0ha	2.8ha	2.8ha	0人	100人	100人	0人	99人	97人	
	大沢野地区	船峠地区	公共	96.0ha	96.0ha	96.0ha	1,167人	1,167人	1,167人	1,167人	1,148人	1,134人
			下夕北部地区	13.0ha	13.0ha	13.0ha	244人	244人	244人	244人	240人	237人
	大山地区	日尾地区	公共	8.0ha	8.0ha	8.0ha	96人	96人	96人	96人	100人	100人
岡田地区			7.0ha	7.0ha	7.0ha	75人	75人	75人	75人	78人	78人	
牧地区			5.0ha	5.0ha	5.0ha	98人	98人	98人	98人	102人	102人	
農村総合整備モデル事業			50.0ha	50.0ha	50.0ha	2,942人	2,942人	2,942人	2,942人	3,056人	3,060人	
	農村下水道	1.4ha	1.4ha	1.4ha	96人	96人	96人	96人	100人	100人		

施設区分	施設名	計画処理区域 【各種事業計画】累計値			計画処理人口 【各種事業計画】住民基本台帳ベース			計画処理人口 【本計画使用値】住民基本台帳ベース			
		平成17	平成23	平成28	平成17	平成23	平成28	平成17	平成23	平成28	
農業集落排水施設	八尾地域	深谷地区	15.1ha	15.1ha	15.1ha	575人	575人	575人	575人	550人	533人
		野積中部地区	5.9ha	5.9ha	5.9ha	416人	416人	416人	416人	398人	386人
		檜尾地区	1.7ha	1.7ha	1.7ha	88人	88人	88人	88人	84人	82人
		岩屋地区	1.9ha	1.9ha	1.9ha	119人	119人	119人	119人	114人	110人
		道畑地区	0.7ha	0.7ha	0.7ha	51人	51人	51人	51人	49人	47人
		宮腰地区	1.2ha	1.2ha	1.2ha	55人	55人	55人	55人	53人	51人
		室牧地区	9.7ha	9.7ha	9.7ha	561人	561人	561人	561人	537人	520人
		西川倉地区	1.6ha	1.6ha	1.6ha	31人	31人	31人	31人	30人	29人
		卯花東部地区	1.8ha	1.8ha	1.8ha	97人	97人	97人	97人	93人	90人
		杉原東部地区	7.4ha	7.4ha	7.4ha	215人	215人	215人	215人	206人	199人
		野積北部地区	5.0ha	5.0ha	5.0ha	126人	126人	126人	126人	121人	117人
		仁歩地区	7.0ha	7.0ha	7.0ha	230人	230人	230人	230人	220人	213人
	布谷地区	6.0ha	6.0ha	6.0ha	96人	96人	96人	96人	92人	89人	
	井栗谷地区	3.4ha	3.4ha	3.4ha	57人	57人	57人	57人	55人	53人	
	婦中地域	成子地区	20.0ha	20.0ha	20.0ha	128人	128人	128人	128人	123人	123人
		道島地区	9.0ha	9.0ha	9.0ha	193人	193人	193人	193人	185人	186人
	山田地域	音川地区	40.0ha	40.0ha	40.0ha	1,271人	1,271人	1,271人	1,271人	1,220人	1,224人
		西部地区	3.0ha	3.0ha	3.0ha	103人	103人	103人	103人	105人	102人
		清水地区	12.0ha	12.0ha	12.0ha	132人	132人	132人	132人	134人	130人
		東部地区	13.0ha	13.0ha	13.0ha	222人	222人	222人	222人	227人	218人
柳川地区		2.0ha	2.0ha	2.0ha	53人	53人	53人	53人	54人	52人	
鍋谷地区		1.0ha	1.0ha	1.0ha	14人	14人	14人	14人	14人	14人	
細入地域	谷地区	1.0ha	1.0ha	1.0ha	19人	19人	19人	19人	19人	19人	
	笹津・岩稲地区	9.0ha	9.0ha	9.0ha	164人	164人	164人	164人	164人	154人	
コミュニティプラント	富山地域	月岡緑町団地	41.2ha	41.2ha	41.2ha	2,392人	2,392人	2,392人	2,392人	2,369人	2,319人
		新保地区	61.0ha	61.0ha	61.0ha	227人	227人	227人	227人	225人	220人
		新保南地区	14.5ha	14.5ha	14.5ha	438人	438人	438人	438人	434人	425人
	H18から下水道への接続開始	有沢新町団地	6.0ha	0.0ha	0.0ha	447人	0人	0人	447人	0人	0人
合併処理浄化槽	富山地域	下水道公示済み区域外				6,419人	6,419人	6,419人	6,419人	6,573人	6,609人
	大沢野地域	下水道公示済み区域外				3,224人	3,224人	3,224人	3,224人	3,302人	3,368人
	大山地域	下水道公示済み区域外				79人	79人	79人	79人	116人	143人
	八尾地域	下水道公示済み区域外				2,509人	2,509人	2,509人	2,509人	2,547人	2,589人
	婦中地域	下水道公示済み区域外				7,171人	7,171人	7,171人	7,171人	6,603人	6,384人
	山田地域	下水道公示済み区域外				76人	76人	76人	76人	77人	75人
	細入地域	下水道公示済み区域外				83人	83人	83人	83人	85人	81人
行政区内人口	富山地域				320,357人	317,321人	310,635人	320,357人	317,321人	310,635人	
	大沢野地域				22,890人	22,512人	22,236人	22,890人	22,512人	22,236人	
	大山地域				11,530人	11,975人	11,994人	11,530人	11,975人	11,994人	
	八尾地域				22,257人	21,288人	20,631人	22,257人	21,288人	20,631人	
	婦中地域				36,604人	35,144人	35,243人	36,604人	35,144人	35,243人	
	山田地域				1,868人	1,901人	1,842人	1,868人	1,901人	1,842人	
	細入地域				1,741人	1,738人	1,630人	1,741人	1,738人	1,630人	
計【本市全域】				417,247人	411,879人	404,211人	417,247人	411,879人	404,211人		
施設の整備人口	富山地域				305,851人	312,515人	318,761人	305,851人	309,764人	309,470人	
	大沢野地域				21,725人	22,003人	22,003人	21,725人	21,771人	21,611人	
	大山地域				11,310人	11,390人	11,390人	11,310人	11,865人	11,909人	
	八尾地域				16,975人	19,995人	19,995人	16,975人	19,275人	18,798人	
	婦中地域				24,717人	32,322人	37,113人	24,717人	30,749人	35,213人	
	山田地域				1,868人	1,868人	1,868人	1,868人	1,901人	1,842人	
	細入地域				1,644人	2,030人	2,030人	1,644人	1,718人	1,627人	
計【本市全域】				384,090人	402,123人	413,161人	384,090人	397,043人	400,470人		
施設整備率	富山地域				95.5%	98.5%	102.6%	95.5%	97.6%	99.6%	
	大沢野地域				94.9%	97.7%	99.0%	94.9%	96.7%	97.2%	
	大山地域				98.1%	95.1%	95.0%	98.1%	99.1%	99.3%	
	八尾地域				76.3%	93.9%	96.9%	76.3%	90.5%	91.1%	
	婦中地域				67.5%	92.0%	105.3%	67.5%	87.5%	99.9%	
	山田地域				100.0%	98.3%	101.4%	100.0%	100.0%	100.0%	
	細入地域				94.4%	116.8%	124.6%	94.4%	98.8%	99.8%	
計【本市全域】				92.1%	97.6%	102.2%	92.1%	96.4%	99.1%		

注記) 上値の各種人口は住民基本台帳に基づく人口値。【本計画使用値】の値は、【各種事業計画】の値を調整・整合したものの。

富山市下水道等整備構想図

平成18年3月



凡 例	
	公共下水道
	公共下水道(合流区域)
	特定環境保全公共下水道
	農業集排水施設
	小規模集排水処理施設
	地域し尿処理施設(3区)
	個別合併処理浄化槽
	農業集排水区域界
	処理場
	処理分区界

NO	処理区名	整備手法	事業年月	供用開始年月
①	神通川左岸	流域関連公共下水道 流域関連特定環境保全公共下水道	平成5年4月～平成22年3月	平成9年12月
八尾処理区	流域関連公共下水道	流域関連特定環境保全公共下水道	平成5年12月～平成22年3月	平成14年1月 平成13年7月
	流域関連公共下水道	流域関連特定環境保全公共下水道	平成5年12月～平成22年3月	平成12年11月
	単独公共下水道		平成2年12月～平成23年3月	平成6年11月
③ 浜黒崎(上栗山)	単独公共下水道		昭和27年4月～平成23年3月	昭和54年4月 (昭和37年10月)
	公共関連特定環境保全公共下水道	公共関連特定環境保全公共下水道(大沢野)	昭和61年12月～平成18年3月	平成4年4月
	単独特定環境保全公共下水道		平成元年10月～平成13年3月	平成5年3月
④ 倉塚	単独公共下水道		昭和61年12月～平成23年3月	平成4年4月
	公共関連特定環境保全公共下水道		昭和54年12月～平成23年3月	昭和62年4月
⑥ 大山	単独公共下水道		昭和54年12月～平成23年3月	昭和62年4月
	単独特定環境保全公共下水道		平成6年10月～平成23年3月	平成11年11月
⑦ 小見	単独特定環境保全公共下水道		昭和62年2月～平成16年3月	平成2年3月
⑧ 山田	単独特定環境保全公共下水道		平成10年9月～平成19年3月	平成16年3月
⑨ 橋原	単独特定環境保全公共下水道		平成13年5月～平成23年3月	
⑩ 南部	単独特定環境保全公共下水道			
NO	処理区名	整備手法	事業年月	供用開始年月
⑪ 打出	農業集排水施設		昭和60年4月～平成1年3月	昭和63年7月
⑫ 下条	農業集排水施設		平成元年4月～平成6年3月	平成4年3月
⑬ 富山西部	農業集排水施設		平成2年4月～平成8年3月	平成6年4月
⑭ 古沢	農業集排水施設		平成4年4月～平成8年3月	平成7年4月
⑮ 上条南部	農業集排水施設		平成5年4月～平成9年3月	平成9年4月
⑯ 針原西部	農業集排水施設		平成6年4月～平成9年9月	平成9年10月
⑰ 上条北部	農業集排水施設		平成6年4月～平成11年3月	平成10年4月
⑱ 新保東	農業集排水施設		平成7年4月～平成10年3月	平成10年4月
⑲ 池多南部	農業集排水施設		平成7年4月～平成11年3月	平成11年4月
⑳ 針原東部	農業集排水施設		平成10年4月～平成12年3月	平成12年4月
㉑ 太田	農業集排水施設		平成10年4月～平成14年3月	平成13年4月
㉒ 三郷	農業集排水施設		平成11年4月～平成16年3月	平成16年4月
㉓ 新保西	農業集排水施設		平成12年4月～平成17年3月	平成17年4月
㉔ 熊野	農業集排水施設		平成17年4月～平成22年3月	
㉕ 月岡中部	農業集排水施設		計 画	
㉖ 月岡南部	農業集排水施設		計 画	
㉗ 小池	農業集排水施設		計 画	
㉘ 五郎丸	農業集排水施設		計 画	
㉙ 野田	農業集排水施設(県単)		昭和63年4月～平成2年3月	平成2年4月
㊱ 島田	農業集排水施設(県単)		平成元年4月～平成3年3月	平成3年4月
㊲ 橋本	農業集排水施設(県単)		平成2年4月～平成4年3月	平成4年4月
㊳ 鏡田	農業集排水施設(県単)		平成3年4月～平成6年3月	平成6年4月
㊴ 利波	農業集排水施設(県単)		平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊵ 望田	農業集排水施設(県単)		平成3年4月～平成5年3月	平成5年4月
㊶ 金山新	小規模集排水処理施設		平成8年4月～平成10年3月	平成10年4月
㊷ 新保	地域し尿処理施設(3区)		平成11年12月～平成13年3月	昭和58年5月
㊸ 新保南	地域し尿処理施設(3区)		平成11年12月～平成13年3月	平成13年4月
㊹ 月岡東町	地域し尿処理施設			昭和58年4月
㊺ 船橋	農業集排水施設		平成5年4月～平成9年3月	平成9年4月
㊻ 下夕北部	農業集排水施設		平成6年4月～平成8年3月	平成9年4月
㊼ 大庄	農業集排水施設	※公共下水道に接続	昭和55年4月～平成4年3月	昭和62年4月
㊽ 福沢	農業集排水施設	※公共下水道に接続	昭和59年4月～平成4年3月	昭和62年4月
㊾ 観音寺	農業集排水施設(県単)	※公共下水道に接続	平成元年4月～平成3年3月	平成2年3月
㊿ 布目	農業集排水施設(県単)	※公共下水道に接続	平成元年4月～平成3年3月	平成2年3月
① 日尾	農業集排水施設		平成4年4月～平成7年3月	平成6年5月
② 岡田	農業集排水施設		平成6年4月～平成9年3月	平成7年3月
③ 牧	農業集排水施設		平成9年4月～平成11年3月	平成11年3月
④ 深谷	農業集排水施設		平成元年4月～平成5年3月	平成4年4月
⑤ 野積中部	農業集排水施設		平成3年4月～平成6年3月	平成6年4月
⑥ 室牧	農業集排水施設		平成5年4月～平成8年3月	平成8年3月
⑦ 卯花東部	農業集排水施設		平成6年7月～平成8年9月	平成8年10月
⑧ 櫻尾	農業集排水施設(県単)		平成2年6月～平成4年3月	平成4年4月
⑨ 岩屋	農業集排水施設(県単)		平成3年7月～平成6年3月	平成6年4月
⑩ 道畑	農業集排水施設(県単)		平成3年10月～平成6年3月	平成6年4月
⑪ 宮腰	農業集排水施設(県単)		平成4年10月～平成7年3月	平成7年4月
⑫ 西川倉	新山簡易排水施設整備事業		平成7年4月～平成8年3月	平成8年4月
⑬ 杉原東部	農業集排水施設		平成8年6月～平成11年3月	平成11年1月
⑭ 野積北部	農業集排水施設		平成9年5月～平成11年3月	平成11年1月
⑮ 仁歩	農業集排水施設		平成10年4月～平成12年12月	平成13年1月
⑯ 布谷	農業集排水施設		平成11年4月～平成14年3月	平成14年1月
⑰ 井栗谷	小規模集排水処理施設		平成14年6月～平成14年9月	平成16年1月
⑱ 成子	農業集排水施設		平成4年4月～平成7年3月	平成7年4月
⑲ 道畑	農業集排水施設		平成7年4月～平成9年3月	平成9年4月
⑳ 音川	農業集排水施設	※公共下水道に接続	平成11年4月～平成17年3月	平成16年5月
㉑ 福坊	農業集排水施設		昭和63年4月～平成3年3月	平成3年4月
㉒ 柳川	農業集排水施設(県単)		平成3年4月～平成8年3月	平成8年7月
㉓ 沼又	農業集排水施設		平成2年4月～平成5年3月	平成5年4月
㉔ 清水	農業集排水施設		平成3年4月～平成6年3月	平成6年4月
㉕ 佐津岩	農業集排水施設		平成6年4月～平成10年3月	平成10年3月
㉖ 庵谷	農業集排水施設		平成7年4月～平成10年3月	平成10年3月

⑤ その他

生活排水処理対策では、下水道等の生活排水処理施設の整備が主要な対策となっていますが、これらの施設整備に相当の期間を要する地域では、各家庭における生活排水処理対策の実践が重要になります。

また、下水道等は生活排水処理施設の整備進捗だけでなく、これらの施設に接続されなければその効果が得られないことから、整備完了地域の早期接続に向けた啓発・指導活動を行う必要があります。一方、合併処理浄化槽においても適正な維持管理がなければ、本来の処理性能は得られないことから、設置者に対する啓発・指導活動も推進する必要があります。

このような観点から、各段階に応じた指導や啓発などの活動も積極的に進めていきます。

表4-2-5. 生活排水の発生源対策（各家庭における実践活動）

内	容
①	台所の三角コーナーや排水口ストレーナーには、ネットを使う等して、調理屑や食べ残しを排水口へ流さないようにする。（ディスポーザー排水処理システム設置の場合を除く。）
②	使用済みの廃食用油を排水口に流さない。
③	汚れのひどい食器等は、一旦紙などで汚れを拭いてから洗う。
④	洗濯は無リン洗剤や石鹼を使用する。また、洗剤は正しく計量し、使いすぎないようにする。
⑤	風呂の残り湯は、洗濯や掃除等に利用する。
⑥	日常生活において、節水を心がける。

表4-2-6. 主な指導・啓発活動の内容（関係部署との連携）

項 目	内 容
水洗化・生活雑排水処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員による戸別訪問 ○水洗便所改造等資金貸付制度の継続な実施 ○合併処理浄化槽設置補助制度の継続な実施 ○広報とやま、チラシ、パンフレットの配布 ○インターネットによる情報発信 ○講習会の開催
浄化槽の維持管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽の設置・処理性能に関する広報啓発・指導 ○浄化槽の保守点検・清掃等に関する広報啓発・指導 ○新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の指導 ○点検、清掃等に関わる業者への教育・指導 ○研修会、講習会の開催
水環境保全施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁防止に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域における定期的な水質調査の実施と公表 ・工場・事業所由来排水の常時監視と指導の強化 ・畜産ふん尿の適正処理推進に向けた指導 ○水資源の保全に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養のための適正な森林整備の推進 ・節水に関する広報啓発・指導 ○水辺環境整備に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修事業計画における親水空間の整備 ・河川堤防、その他水辺環境の整備

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。内訳をみると、し尿や単独処理浄化槽汚泥は大幅に減少する一方、合併処理浄化槽汚泥や農業集落排水施設等の処理汚泥は概ね現状程度と見込まれます。

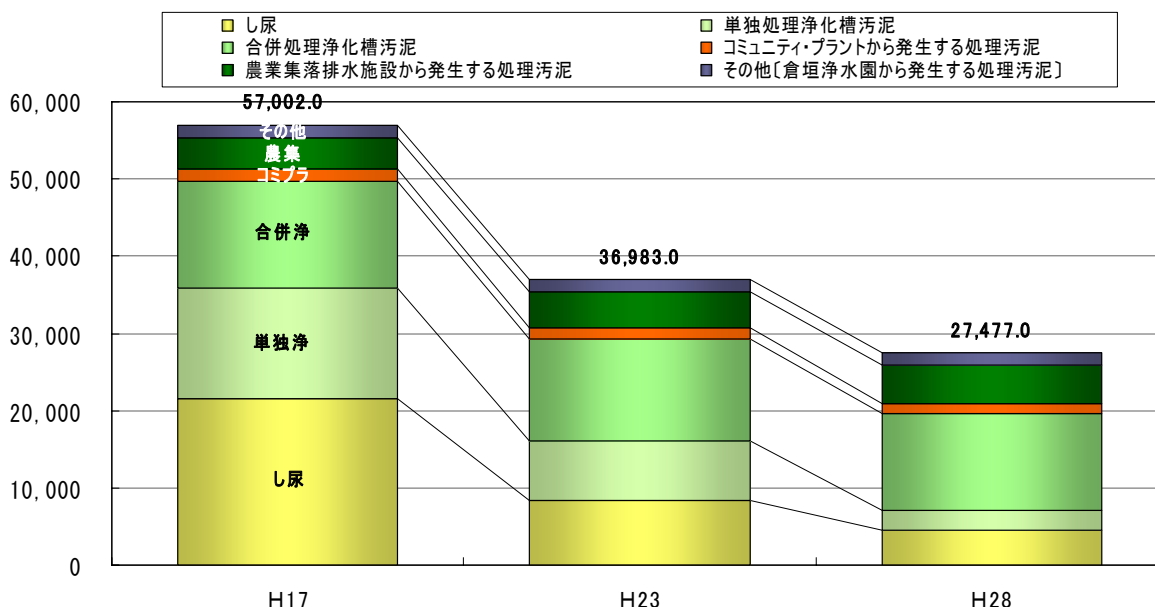
年間発生量は平成17年度の57,002kl/年から、平成23年度には36,983kl/年に35.1%減少し、平成28年度には27,477kl/年に51.8%減少する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、平成23年度に101.31kl/日、平成28年度に75.29kl/日となる見込みです。

表4-2-7. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区 分		単 位	平成17	平成23	平成28
計 画 年 間 処 理 量	し 尿	kl/年	21,476.8	8,418.0	4,508.0
	浄化槽汚泥: 単独処理浄化槽汚泥	kl/年	14,471.7	7,642.0	2,535.0
	合併処理浄化槽汚泥	kl/年	13,769.4	13,291.0	12,619.0
	コミュニティ・プラントから発生する処理汚泥	kl/年	1,600.0	1,346.0	1,318.0
	農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/年	4,034.1	4,636.0	4,883.0
	その他〔倉垣浄水園から発生する処理汚泥〕	kl/年	1,650.0	1,650.0	1,614.0
	小 計	kl/年	35,525.2	28,565.0	22,969.0
	計画年間処理量 計	kl/年	57,002.0	36,983.0	27,477.0
	%	100.0%	64.9%	48.2%	
計 画 日 平 均 処 理 量	し 尿	kl/日	58.84	23.06	12.35
	浄化槽汚泥: 単独処理浄化槽汚泥	kl/日	39.66	20.93	6.95
	合併処理浄化槽汚泥	kl/日	37.73	36.41	34.58
	コミュニティ・プラントから発生する処理汚泥	kl/日	4.38	3.69	3.61
	農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/日	11.05	12.70	13.38
	その他〔倉垣浄水園から発生する処理汚泥〕	kl/日	4.52	4.52	4.42
	小 計	kl/日	97.34	78.25	62.94
	計画日平均処理量 計	kl/日	156.18	101.31	75.29

注記)表記の際に、四捨五入を行ったため、合計値が合わない場合がある。





■将来推計に用いるし尿・浄化槽汚泥の年間搬入量実績について

本市から発生するし尿や浄化槽汚泥は、つばき園・中部衛生センター・万浄園の3つのし尿処理施設に各々搬入され、中間処理されています。このため、し尿や浄化槽汚泥の年間発生量は、各施設の年間搬入量として把握が可能です。その際、各施設に搬入される浄化槽汚泥には、単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥、農業集落排水施設やコミュニティ・プラント、倉垣浄水園からの処理汚泥等と様々な種類がありますが、施設側でそれらの内訳を全て把握するのは困難なため、浄化槽汚泥という大きな括りで把握しています。

その一方で、各農業集落排水施設やコミュニティ・プラント、倉垣浄水園からの各処理汚泥については、排出する施設側で年間排出量を把握することが可能です。また、単独処理浄化槽汚泥や合併処理浄化槽汚泥についても、全国平均の1人1日平均排出量(1/人・日)等を参考にして、ある程度の量を推定することは可能です。このような条件をもとに、し尿や浄化槽汚泥量の年間発生量と年間搬入量とを精査した結果、年間発生量が年間搬入量を上回る地域や、逆に下回る地域が見受けられました。

このため、本計画の将来推計時に用いる年間搬入量実績は、排出側の施設における年間排出量実績や、処理形態別人口の内訳との整合を図るため、各施設で中間処理する年間搬入量の全体総量は変えないことを基本とし、し尿・浄化槽汚泥の内訳や、地域間の内訳を見直す等して、調整を図ったものを用いています。(但し、P.103の表4-1-27に示した実績値は施設側の年間搬入量実績をそのまま用いています。)

NO	種別	項目	単位	施設側の年間搬入量実績(生データ)					【本計画】の将来推計に用いる年間搬入量実績				
				平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
し尿	発生源	富山地域	kl/年	17,455.4	14,939.5	12,458.0	11,060.8	9,164.2	17,455.4	14,939.5	12,458.0	11,060.8	9,164.2
		大沢野地域	kl/年	3,114.4	2,499.3	1,899.6	1,811.3	1,500.5	3,402.8	2,499.2	2,150.5	1,851.5	1,500.1
		大山地域	kl/年	1,324.8	1,241.1	914.4	878.9	672.6	747.8	866.1	914.0	593.9	387.8
		八尾地域	kl/年	8,481.9	7,733.2	7,035.0	5,975.4	5,947.3	6,566.3	5,891.5	5,205.2	4,239.3	4,207.1
		婦中地域	kl/年	8,076.3	7,222.7	6,407.9	6,227.9	5,790.0	8,076.3	7,222.7	6,689.5	6,264.9	5,789.9
		山田地域	kl/年	24.4	23.7	28.6	18.3	32.0	29.9	27.2	27.2	21.9	21.3
		細入地域	kl/年	978.8	764.2	748.1	632.3	406.0	978.3	764.8	747.8	632.1	406.4
		施設側	つばき園	kl/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中部衛生センター	kl/年	2,988.7	2,593.8	2,476.1	2,006.5	1,817.8	2,988.7	2,593.8	2,476.1	2,006.5	1,817.8	
	万浄園	kl/年	28,391.0	24,607.2	27,015.6	24,598.5	21,694.8	26,191.8	22,394.5	25,716.2	22,658.0	19,659.0	
	衛生センターつつじ苑	kl/年	8,076.3	7,222.7	0.0	0.0	0.0	8,076.3	7,222.7	0.0	0.0	0.0	
	小計		kl/年	39,456.0	34,423.7	29,491.6	26,604.9	23,512.6	37,256.8	32,211.0	28,192.3	24,664.4	21,476.8
浄化槽汚泥	発生源	富山地域	kl/年	28,982.0	26,059.9	27,646.6	24,181.8	23,601.6	28,982.0	26,059.9	27,646.6	24,181.8	23,601.6
		大沢野地域	kl/年	1,816.4	1,794.9	1,785.9	2,262.2	1,925.6	1,528.0	1,795.0	1,535.0	2,222.0	1,926.0
		大山地域	kl/年	0.0	0.0	295.6	0.0	43.2	577.0	375.0	296.0	285.0	328.0
		八尾地域	kl/年	1,831.4	1,579.3	1,618.2	1,499.9	1,148.8	3,747.0	3,421.0	3,448.0	3,236.0	2,889.0
		婦中地域	kl/年	7,329.9	6,445.2	7,674.6	6,304.0	6,203.9	7,329.9	6,445.2	7,393.0	6,267.0	6,204.0
		山田地域	kl/年	103.0	155.8	124.7	85.5	146.8	199.7	196.9	195.4	190.3	195.1
		細入地域	kl/年	446.5	561.6	589.7	726.8	419.4	344.8	516.4	520.7	618.6	381.5
		施設側	つばき園	kl/年	25,775.6	23,399.8	26,823.0	23,767.0	23,026.0	25,775.6	23,399.8	26,823.0	23,767.0
	中部衛生センター	kl/年	0.0	0.0	609.1	243.0	482.8	0.0	0.0	609.1	243.0	482.8	
	万浄園	kl/年	7,403.7	6,751.7	12,303.3	11,050.2	9,980.6	9,602.9	8,964.4	13,602.6	12,990.7	12,016.4	
	衛生センターつつじ苑	kl/年	7,329.9	6,445.2	0.0	0.0	0.0	7,329.9	6,445.2	0.0	0.0	0.0	
	小計		kl/年	40,509.2	36,596.7	39,735.3	35,060.1	33,489.4	42,708.4	38,809.3	41,034.7	37,000.7	35,525.2
計	発生源	富山地域	kl/年	46,437.4	40,999.3	40,104.7	35,242.6	32,765.8	46,437.4	40,999.3	40,104.7	35,242.6	32,765.8
		大沢野地域	kl/年	4,930.8	4,294.2	3,685.5	4,073.5	3,426.1	4,930.8	4,294.2	3,685.5	4,073.5	3,426.1
		大山地域	kl/年	1,324.8	1,241.1	1,210.0	878.9	715.8	1,324.8	1,241.1	1,210.0	878.9	715.8
		八尾地域	kl/年	10,313.3	9,312.5	8,653.2	7,475.3	7,096.1	10,313.3	9,312.5	8,653.2	7,475.3	7,096.1
		婦中地域	kl/年	15,406.2	13,667.9	14,082.5	12,531.9	11,993.9	15,406.2	13,667.9	14,082.5	12,531.9	11,993.9
		山田地域	kl/年	127.4	179.5	153.3	103.8	178.8	229.6	224.2	222.7	212.2	216.4
		細入地域	kl/年	1,425.3	1,325.8	1,337.8	1,359.1	825.4	1,323.1	1,281.2	1,268.5	1,250.7	787.9
		施設側	つばき園	kl/年	25,775.6	23,399.8	26,823.0	23,767.0	23,026.0	25,775.6	23,399.8	26,823.0	23,767.0
	中部衛生センター	kl/年	2,988.7	2,593.8	3,085.2	2,249.5	2,300.6	2,988.7	2,593.8	3,085.2	2,249.5	2,300.6	
	万浄園	kl/年	35,794.7	31,358.9	39,318.8	35,648.7	31,675.4	35,794.7	31,358.9	39,318.8	35,648.7	31,675.4	
	衛生センターつつじ苑	kl/年	15,406.2	13,667.9	0.0	0.0	0.0	15,406.2	13,667.9	0.0	0.0	0.0	
	小計		kl/年	79,965.2	71,020.4	69,227.0	61,665.1	57,002.0	79,965.2	71,020.4	69,227.0	61,665.1	57,002.0

イ. 性状の見込み

これまでも、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は高まってきており、設計当初の性状に比べて濃度が薄くなっています。

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。このため、今後さらに浄化槽汚泥の混入割合が高まることが見込まれることから、濃度低下がさらに進み、性状の変動が大きくなることが予想されます。

表4-2-8. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	平成17	平成23	平成28
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	62.3%	77.2%	83.6%

② 排出抑制・資源化計画

ア. 排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃汚水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

また、大規模合併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、関係部署と連携し、汚泥脱水設備の設置や汚泥濃縮移動車両の導入等について検討していきます。

イ. 資源化計画

し尿処理施設から発生する余剰汚泥においては、現在、中部衛生センターにおいて脱水・乾燥後、コンポストによる農地還元が行われています。今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本市全域とします。

また、収集・運搬体制は、当面の間、現行体制で対応していきませんが、今後はさらに収集世帯数の減少が見込まれることから、月変動の平準化や市民サービスの低下を招かないことに配慮し、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

④ 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、市所管の浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）と、富山地域衛生組合が所管するし尿処理施設（中部衛生センター及び万浄園）への事務委託により行っています。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、当面の間はこれまで通りの処理体制にて安定かつ適正に処理していきませんが、処理施設の老朽化が進んでいることから、年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、各処理施設のあり方について、富山地域衛生組合と連携しながら検討を進めていきます。

⑤ 最終処分計画

中間処理後に発生する処理残渣として、し渣（ごみ等の夾雑物）と余剰汚泥があります。

このうち、し渣については、つばき園、中部衛生センター及び万浄園のいずれの施設においても焼却処理後、埋立処分としており、当面の間はこれまで通りの処分体制で対応していきます。

余剰汚泥については、中部衛生センターにおいて脱水乾燥後、コンポストとして農地還元を行っており、当面の間はこれまで通りの処分体制で対応していきます。また、つばき園及び万浄園では、脱水・焼却処理後に埋立処分を行っており、当面の間はこれまで通りの処分体制で対応していきます。